令和4年度厚生労働省委託事業

データヘルス改革を見据えた次世代型お薬手帳活用推進事業 総括報告書

令和5年3月

PwC コンサルティング合同会社

目次

第	1	章	-	事業概要	1
	1		背	背景と目的	1
	2		事	『業実施概要	2
第	2	章	-	一般用医薬品等情報活用推進事業	5
	1		取	双組概要	5
	2		モ	- デル事業の企画・実施内容	7
	3		モ	ミデル事業の結果	21
	4		今	う後の検討課題	65
第	3	章	3	新たに期待される付加的機能の調査・活用推進事業	75
	1		取	双組概要	75
	2		活	5用事例調査の企画・実施内容	75
	3		活	5用事例調査の結果	78
	4		今	う後の検討課題	82
第	4	章	•	次世代型電子版お薬手帳の活用に関するガイドラインの策定	87
	1		ガ	ブイドラインの策定方針	87
	2		ガ	ĭ イドライン策定の論点	87
	3		パ	ペブリック・コメントの実施	91
	4		ガ	ブイドラインの概要	94

参考資料

参考資料1. ガイドライン

参考資料 2. アンケート調査票

第1章 事業概要

1. 背景と目的

1) 電子版お薬手帳の現状

お薬手帳は、利用者本人のものであり、利用者の服用歴を記載し、経時的に管理することで、利用者自らの健康管理に役立てたり、医師・薬剤師が確認したりすることで相互作用防止や副作用回避に資するものである。

お薬手帳の意義及び役割は以下のように示すことができる。

- ▶ 利用者自身が、自分の服用している医薬品について把握するとともに正しく理解し、服用した時に気付いた副作用や薬の効果等の体の変化や服用したかどうか等を記録することで、医薬品に対する意識を高め、セルフメディケーション・健康増進に繋げること/医薬品のより安全で有効な薬物療法につなげること。
- ▶ 複数の医療機関を受診する際及び薬局にて調剤を受ける際、また、要指導医薬品・一般用医薬品を購入する際に、利用者がそれぞれの医療機関の医師及び薬局の薬剤師等にお薬手帳を提示することにより、相互作用や重複投与を防ぎ、医薬品のより安全で有効な薬物療法につなげること。

電子版お薬手帳については、厚生労働省におけるデータヘルス改革の推進に伴い、全国で 医療情報を確認できる仕組みの拡大、電子処方箋の仕組みの構築、自身の保健医療情報を活 用できる仕組みの拡大が掲げられるなど、電子版お薬手帳を取り巻く環境は大きく変化し つつある。

令和5年1月の電子処方箋の運用開始に伴い、全国の医療機関・薬局間で直近の処方・調 剤情報の閲覧が可能となるほか、利用者においてもマイナポータルによりレセプトに基づ く薬剤情報(以下「薬剤情報」という。)に加え、処方・調剤情報を閲覧することができる ようになっている。

また、マイナポータルの場合、過去3年分の薬剤情報の閲覧・取得が可能であるが、それ以上の期間の薬剤情報や、要指導医薬品や一般用医薬品(以下「一般用医薬品等」という。) は含まれない。セルフメディケーション・健康増進、医薬品のより安全で有効な薬物療法を実現するためには、一般用医薬品等も含めた、利用者が服用している医薬品の一元的・継続的な管理が重要である。

そのため、電子版お薬手帳には、単に処方・調剤された薬剤の情報を継続的に記録するだけでなく、電子処方箋の処方・調剤情報など、マイナポータルで取得できる情報を補完し、利用者の服薬状況の一元的・継続的な把握を可能とするために、マイナポータルとの連携では得られない一般用医薬品等の情報や利用者に個別に提供された連絡・注意事項等の情報も把握・管理できるようにすることや、利用者による服薬管理を支援するためのツールとして活用されることが期待される。

2)検討の目的

上記を踏まえ、本事業は、電子版お薬手帳に求められる、一般用医薬品等の情報の効率的な把握・管理の方策や、今後活用が期待される機能、薬局等における効果的な活用方法を検討し、より有効で安全な薬物療法の推進、さらには、セルフメディケーションの推進に資することを目的として実施した。

2. 事業実施概要

1)一般用医薬品等情報活用推進事業

本事業では、電子版お薬手帳での一般用医薬品等の情報把握・管理を通じて、医薬品の適 正な販売や必要な場合の受診勧奨等の医療機関との連携などが効果的に実施できるように することを目的として、一般用医薬品等の情報把握に関する機能強化の検討、薬局等におけ るモデル事業及び電子版お薬手帳の効果的な活用方法の検討を実施した。

2) 新たに期待される付加的機能の調査・活用推進事業

本事業では、電子版お薬手帳に新たに期待される機能として、従来の薬剤情報の管理に留まらない画期的な活用事例についての情報収集及び活用推進のための方策検討を実施した。

3)1)及び2)を踏まえた次世代型電子版お薬手帳の活用に関するガイドラインの策定

1)及び2)の事業を踏まえ、電子処方箋導入等のデータへルス改革において必要となる電子版お薬手帳の機能等を特定するとともに、医療機関・薬局・薬店等における電子版お薬手帳活用のための次世代型電子版お薬手帳の活用に関するガイドライン(開発事業者向けおよび医療機関・薬局・薬店向け)を策定した。

4) 電子版お薬手帳の適切な推進に向けた検討

本事業では、各分野の有識者、医療機関、薬局等の関係者による「データへルス改革を見据えた次世代型お薬手帳活用推進事業調査検討会」を設置した。

調査検討会は計6回開催し、電子版お薬手帳における、一般用医薬品等の情報の効率的な 把握・管理の方策、今後活用が期待される機能及び薬局等における効果的な活用方法につい て議論した。

図表 1 電子版お薬手帳適切な推進に向けた調査検討会 構成員名簿

ご氏名	ご所属
池田和之	奈良県立医科大学付属病院 薬剤部長
澤智博	帝京大学医療情報システム研究センター教授
高田 敦史	一般社団法人日本病院薬剤師会 医療情報システム小委員会 委員長 九州大学病院 メディカルインフォメーションセンター 薬剤師・上級医療情報技師
田中 賢一	一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会
〇土屋 文人	一般社団法人医薬品安全使用調査研究機構 設立準備室長
長島 公之	公益社団法人日本医師会 常任理事
原口 亨	公益社団法人日本薬剤師会 常任理事
増子 治樹	一般社団法人日本保険薬局協会 理事
宮島 毅	一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会
山本 隆一	医療情報システム開発センター 理事長

(○:座長、敬称略・五十音順)

図表 2 調査検討会開催状況

調査検討会	議題
第1回	(1) 事業実施計画について
(令和4年8月19日)	(2) 個別の実施事項について
	一 一般用医薬品活用等推進事業(モデル事業)
	— 新たに期待される付加的機能の調査・活用推進事業(好事例収集)
	一 次世代型電子版お薬手帳の活用に関するガイドラインの策定
	(3) その他
	— 電子処方箋との連携手法
	(4)今後の調査検討会スケジュール
第2回	(1)事業実施計画について
(令和4年10月19日)	(2) 個別の実施事項について
	一 一般用医薬品活用等推進事業(モデル事業)
	— 新たに期待される付加的機能の調査・活用推進事業(好事例収集)
	— 電子処方箋との連携手法
	— 次世代型電子版お薬手帳の活用に関するガイドラインの策定
	(3)今後の調査検討会スケジュール
第3回	(1) 事業実施計画について
(令和4年12月14日)	(2) 個別の実施事項について
	— 一般用医薬品活用等推進事業(モデル事業)
	— 新たに期待される付加的機能の調査・活用推進事業(好事例収集)
	一 次世代型電子版お薬手帳の活用に関するガイドラインの策定
	(3) 今後の調査検討会スケジュール
第4回	(1) 個別の実施事項について
(令和5年2月1日)	一 一般用医薬品活用等推進事業(モデル事業)
	— 新たに期待される付加的機能の調査・活用推進事業(好事例収集)
	一 次世代型電子版お薬手帳の活用に関するガイドラインの策定
	(2) 今後の調査検討会スケジュール
第 5 回	(1)個別の実施事項について
(令和5年2月20日)	一 一般用医薬品活用等推進事業(モデル事業)
	新たに期待される付加的機能の調査・活用推進事業(好事例収集)
	― 次世代型電子版お薬手帳の活用に関するガイドラインの策定
	(2)報告書構成案
タイロ	(3) 今後の調査検討会スケジュール
第6回	(1) 次世代型電子版お薬手帳の活用に関するガイドラインの策定
(令和5年3月28日)	(2) 報告書案について

第2章 一般用医薬品等情報活用推進事業

1. 取組概要

1) 事業の背景と目的

マイナポータル・電子処方箋をはじめとしたデータへルス改革により、処方された薬剤の情報の一元管理が可能となり、これらの情報を活用して服薬指導等が行われることで薬物療法の質の向上が望まれるが、これに一般用医薬品等の情報は含まれていない。

一般用医薬品等と医療用医薬品等、複数の医薬品を服用することで、重複投薬や相互作用 等のリスクがあることから、一般用医薬品等の情報を把握することは重要であり、電子版お 薬手帳における機能強化及び活用推進が望まれる。

一方で、一般用医薬品等の情報は利用者による手入力が前提となっており活用が進まないこと、受診勧奨等の医療機関との連携を含めたユースケースが不明確であること等が課題となっている。

以上のことから、「お薬手帳(電子版)の運用上の留意事項について」で記載されている 電子版お薬手帳の意義及び役割(「服用状況を記録し、利用者の医薬品に対する意識を高め る」「医薬品の相互作用・重複投与を防ぐ」)を達成するために必要な事項を検討することを 目的に、モデル事業を実施した。

モデル事業での検討事項は、以下の通りである。

- ▶ 現在の主たる利用者の特定や今後の利用者の特定に向けた検討、ユースケースの 収集
- ▶ 一般用医薬品等の入力、一般用医薬品等の適正な販売・使用、受診勧奨等の医療 機関との連携等のために利用者・薬局・医療機関等が必要とする機能の検討
- ▶ 機能実装に必要となる事項の検討(データベースの要件、セキュリティ要件、情報連携の手法等)

2) 事業の概要

電子版お薬手帳サービス事業者3者程度のご協力のもと、全国で40店舗程度の薬局をフィールドとして600名程度の利用者に参加いただき、一般用医薬品等の情報把握のための機能を実際に活用いただくこととした。

一定期間経過後、対象薬局の薬剤師や利用者等に有用性、利便性等についてのアンケート 調査等を実施した。

フィールドでの実証及びアンケート調査等の結果を踏まえ、電子版お薬手帳を用いた一般用医薬品等の情報活用を推進するための課題の抽出、活用方策等を検討した。



図表3 モデル事業の概要

2. モデル事業の企画・実施内容

1)検討・実施事項

検討事項「現在の主たる利用者の特定や今後の利用者の特定に向けた検討、ユースケースの収集」に当たっては、電子版お薬手帳を活用して一般用医薬品等の使用状況等を把握することによる効果・好事例を把握した。

また、検討事項「一般用医薬品等の入力、一般用医薬品等の適正な販売・使用、受診勧奨等の医療機関との連携等のために利用者・薬局・医療機関等が必要とする機能の検討」に当たっては、JAN コードの読取による情報の取得・入力機能を用いることによる入力負担軽減・入力率増加の有無の確認や、アプリを活用することで薬局側からの適正な販売・使用に係る助言・指導につながるか、医療機関等との連携(受診勧奨、疑義照会等)につながるかの確認、その他必要な機能・有用な機能の把握を行った。

さらに、検討事項「機能実装に必要となる事項の検討」に当たっては、各種機能の実装、活用に当たっての課題や検討事項を明らかにした。

これらの検討材料としては、薬局での対応記録や薬局・利用者・医療機関・事業者へのアンケート結果、ヒアリング結果を活用した。

2) 実施手順

モデル事業の実施手順は、以下図表4の通りである。

図表 4 モデル事業の実施手順

		ala II alime me
手順	実施事項	実施概要
1	モデル事業実施計画の作成	モデル事業実施計画を作成
2	検証に必要な機能・情報 (データベース)の検討	事業実施に当たって必要となる機能や連携するデー タベースの選定等を実施
3	協力事業者・薬局・利用者の 選定・確保	モデル事業にご協力いただける電子版お薬手帳サー ビス事業者、薬局、利用者の要件を明らかにした上で、 ご協力いただける事業者等を選定・確保
4	モデル事業の実施・モニタリング	モデル事業を実施(3か月程度を想定)し、月1回、 実施状況をモニタリング
5	アンケート・ヒアリング調査	事業実施結果の把握のため、ご協力いただいた関係者 に対してアンケート調査・ヒアリング調査を実施
6	事業実施結果まとめ	モデル事業実施結果を踏まえて、課題を抽出するとと もに、ユースケースの整理、電子版お薬手帳の活用方 策について検討

3) 電子版お薬手帳アプリの機能

(1) 検証に必要な機能・情報 (データベース) 等

一般用医薬品等の情報の簡便な入力、適正な使用・販売、受診勧奨等の医療機関等との連携に当たり必要な機能として、以下図表 5 の機能が必要と考えられた。

このうち、特に必須と考えられる機能については、協力事業者において実装いただき、運 用上の課題や機能の有用性の検証を行った。

図表 5 検証に必要な機能

課題	必要と考えられる機能	必須の有無	備考	
簡便な入力	な入力JAN コード読取りによる OTC 情報の自動取得		 - 協力事業者に必ず	
	薬局側での確認・閲覧機能 等	0	一版刀事業有に必り 実装いただき、 有用性等を検証	
適正な使用・販売	購入・服用の記録機能	0	有用性寺を検証	
週正な 文用・规元	飲み合わせや乱用の恐れ等に関 するアラート機能	Δ	実装を必須とはし	
	医薬品情報の検索機能	Δ	ないが、協力事業者 において既に実装	
医療機関等との連携	医療機関での確認・閲覧機能	Δ	されている場合、有 用性等を	
四原版内寸しの圧肪	医療機関への連絡機能 等	Δ	検証	

図表6 (参考)アプリ機能一覧

#	必須/任意	分類	機能
1		読取	JAN コード読取りによる OTC 情報の自動取得
2	必須		薬局側での確認・閲覧機能 等
3	200月	服薬	要指導医薬品・一般用医薬品の購入記録
4		管理	要指導医薬品・一般用医薬品の服薬記録
5			服薬予定
6			服薬状況
7			服薬タイミングのアラーム
8			残薬数
9			副作用等の症状の記入
10			併用禁忌や相互作用に関するアラート
11			患者→医師・薬剤師への連絡・相談機能
12			医師・薬剤師→患者への連絡機能
13	任意	連絡	オンライン服薬相談・指導
13			(メール・チャット機能、ビデオ通話機能)
14			医師・薬剤師間の情報共有機能
15		その他	薬の情報表示機能
16			薬の情報検索機能
17			GS1 コードの読み取り機能
18			レセコン・薬歴等との連携
19		アン	アプリ内でのアンケート機能
20		ケート	アプリ内でのアンケートリマインド機能

なお、一般用医薬品等に関する記録については JAHIS で以下図表 7 のように仕様が示されているが、入力できる追加の情報・表示形式等は各電子版お薬手帳サービス事業者の仕様によるものとした。

図表 7 JAHIS 仕様

一般用医薬品服用レコード

				æ	領	
No.	項目名称	型	が仕	医角膜切除 中患者等	IS-8N0→ INMHERITY	備考
	莱品名称	N	120	0	0	一般用医薬品の名称 (全角半角混在可)
	服用開始年月日	х	8			服用を開始した日を記録 西暦:8 桁 YYYYMDD 和暦:7 桁 GYYMDD 和暦の年号(G) は別表 1 「年号区分コード」 を参照
3	服用終了年月日	х	8			服用を終了した日を記録 西暦:8 桁 YYYYMMDO 和暦:7 桁 GYYMMDO 和暦の年号(G)は別表1「年号区分コード」 を参照
	レコード作成者	9	1	0	0	1:医療関係者、2:患者等、8:その他、9: 不明
	17 -	2016	70411 (こ月	細	11.	3, パファリンA, 20160411, 20160411, 2
		2016	0411カゼ	20160414 ま	で服用	3, パファリンA, 20160411, 20160414, 2
有効レコード出力サンブル		2016	0411 から	·服用		3, パファリンA, 20160411, , 2
		2016	0414 まで	3服用		3, パファリンA, , 20160414, 2
		服用	日不明			3, パファリンA,,,2

また、JAN コードで一般用医薬品等の情報を取得するに当たり、連携するデータベースを選定する必要があったが、本モデル事業では、原則としてセルフメディケーション・データベースセンター (JSM-DBC) を使用することを想定し、電子版お薬手帳サービス事業者が既に利用しているデータベースがある場合には、当該データベースを用いることとした。

図表 8 セルフメディケーション・データベースセンター (JSM-DBC) の概要

OTC医薬品・指定医薬部外品を中心としたヘルスケア製品の情報提供を行うために、以下の事業を実施 ①医薬品メーカー会員による製品・商品情報の収集、管理、提供に関する事業 概要 ②一般消費者を対象とする『お薬検索』の運営 ③流通に係わる情報技術のための研究・開発及び提言に関する事業 • 品目数: 5,462品目 アイテム数:10,340件(SKU、販売中止、PB非公開品等を含む) 8,760件(通常市場流通品) OTC医薬品・指定医薬部外品等のデータ項目 > 製品基本情報:137項目(販売名・JANコード等) 取り扱い 画像情報:6面+1の画像情報 (棚割用画像・製品紹介画像等) データについて > 添付文書情報:39項目(成分・分量、効能・効果、用法・容量、使用上の注意等) PDF+テキスト ➤ 説明文書情報: PDF+テキスト ➤ 濫用対象商品のチェックキー セルフメディケーション税制対象の区別

(2) 電子版お薬手帳サービス事業者のサービス内容

モデル事業に協力いただいた電子版お薬手帳サービス事業者のアプリ利用画面イメージ 及び保有機能は、以下図表9の通りである。

図表 9 各事業者のスマートフォンの電子版お薬手帳アプリ利用画面イメージ・保有機能



(※PwC コンサルティング合同会社による調査)

4)協力事業者・薬局・利用者等の選定・確保

(1) 協力事業者・薬局・利用者等の対象要件・依頼事項

電子版お薬手帳サービス事業者3社程度、薬局40店舗程度、利用者・患者600人程度にご協力いただくことを目標とした。

それぞれの対象要件・依頼事項等は、以下図表 10 の通りである。

図表 10 協力事業者・薬局・利用者等の対象要件・依頼事項等

	電子版お薬手帳 サービス事業者	薬局	利用者・患者
目標数	3 社程度	40 店舗程度	600 人程度
対象要件	✔e 薬 Link®に対応して	✓一般用医薬品等の販	✓スマートフォンを所
	いる	売実績がある	持している
	✓必須機能を実装して	✓ドラッグストアの場	✓モデル事業への同意
	いる・実装可能である	合は調剤併設の店舗で	が得られている
		ある	※電子版お薬手帳の利
		✔利用者・患者への情報	用の有無は問わない
		提供や相談対応、必要	
		に応じた医療機関等と	
		の連携が可能である	
ご協力	✓フィールドとなる薬	✓モデル事業参加者の	✔電子版お薬手帳アプ
依頼事項	局・店舗等のご紹介	確保	リの利用(一般用医薬
	✓アンケート・ヒアリン	✔電子版お薬手帳等の	品等の情報の入力・活
	グ調査へのご協力	利用勧奨、利用者から	用)
		の相談対応・服薬指導、	✓アンケート調査への
		受診勧奨等 (適時)	ご協力
		✓実施状況の報告	
		✓アンケート・ヒアリン	
		グ調査へのご協力	
その他	DB利用料は事務局負担	謝金あり	謝金あり

(2)協力事業者・薬局

上記の対象要件に当てはまり、依頼事項にご協力いただいた電子版お薬手帳事業者及び 薬局グループは、以下図表 11 の通りである。

図表 11 モデル事業への協力事業者・薬局

電子版お薬手帳事業者 (DB事業者/サービス名)	薬局グループ
メドビア株式会社 (セルフメディケーション・データペースセンター /JSM-DB)	スギ薬局
株式会社くすりの窓口	ウエルシア薬局
(株式会社ズー/YAKUGEN)	上田薬剤師会の関連薬局
	滋賀県薬剤師会会営薬局
harmo株式会社	みのり薬局
(セルフメディケーション・データベースセンター /JSM-DB)	浜松町スマイル薬局
	あたご調剤薬局
株式会社ファルモ (セルフメディケーション・データベースセンター /JSM-DB)	ゴダイ薬局

図表 12 (参考) 実証フィールドー覧

類局グループ	ATTERN	亜川グループ	店舗名
	高山中央店 (岐阜県)		中原因分夺台店 (千葉県)
	高山県西岳 (岐阜県)	ウエルシア	小山駅前町店(栃木県)
	成生病店 (編井県)	- 第54	佐倉西志津店(千葉県)
	福井田原町店 (福井県)		別志野実物店 (千葉県)
	程序大手店 (福井県)		イイジマ栗局 (長野県)
	高山西語 (福井県)		本町薬局 (長野県)
スギ薬局	武生中央店 (福井県)	0.000200000	会営業局(共野県)
	西鯖江店 (福井県)	上田薬剤師会の関連薬局	おい栗局(長野県)
	敦邕病院前店 (届井県)		大沢栗鳥 (長野県)
	聯山福 (福井県)		コバヤシ栗局 (長野県)
	花堂店 (福井県)		関業時 (長野県)
	新明店 (要知明)	滋賀県栗州崎	- (道質県)
	劉甫孝店(愛知県)	会会営衛局	2123270
	池袋店 (東京都)	Aのり差別	みのり薬料 栗東店 (温賀県)
	坦無架前店 (東京都)	1000	みのり薬局 大門店 (溢質県)
	維食店(神奈川県)	部校町 スマイル集局	一 (東京都)
	瀬谷二ツ境店 (神奈川県)	あたご	- (東京都)
ウエルシア	東戸塚アネックス店 (神奈川県)	調新要均	- (9EMB)
700	操容能形式 (埼玉県)		みゆき通り店 (兵庫県)
	大阪狭山池之原店 (大阪府)		広朝店 (兵庫県)
	水戸稲町店 (英城県)	ゴダイ薬局	香寺店 (兵排助)
	松原阿保店 (人版的)		大塩店 (氏和県)
			日高パーク店 (兵庫県)

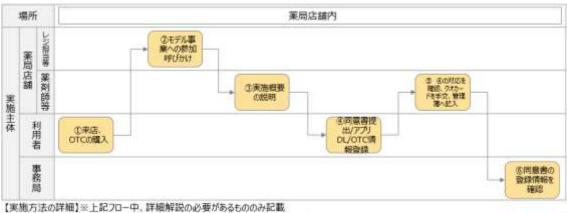
図表 13 (参考) データベースの概要

	JSM-DBC (セルフメディケーション・データベースセンター)	YAKUGEN (株式会社メー)
品目数	• OTC医薬品等: 5,462品目	 医療用医薬品マメタ:約21,000品目 OTC医薬品:約13,000品目 薬局製剤:約380品目
サービス機要	 製品情報や添付文書情報等、メーカー会員が登録・ 更新したものを日時で提供しています。 製品情報のテキストデータと商品画像・棚割画像を ダウンロード可能 添付文書情報や説明文書情報のテキストデータ及び PDF画像を提供 	・OTC医薬品関連 〉症状からOTC医薬品を検索する機能 〉OTC医薬品に「服用してはいけない」「服用に注意すべき」と記載のある病気(16疾患)・アレルギー禁忌情報の提供 〉OTC医薬品使用中での、日常生活上の注意情報の提供 〉OTC医薬品と服用者の年齢(小児・高齢者)や妊婦・授乳婦などの属性に関する情報。 〉OTC同士の飲み合わせについての成分・薬効の直複チェック、医療用医薬品服用時の併用禁忌チェックが可能 ・医療用医薬品販連 〉はたらき/注意の文章/写真/剤型/くすりのしおり/患者属性注意/生活上の注意/アレルギー/先発・後発品の情報を提供

(3) 利用者等のリクルーティング

利用者等のリクルーティングに当たっては、主に店頭での声掛けにより実施したが、一部 薬局グループでは LINE アプリ経由での実施も行われた。

図表 14 リクルート方法_店頭での声掛け



#	実施事項、留意事項	使用する ツール	#	実施事項、留意事項	使用する ツール
2	・OTCを購入するお客様にモデル事業の参加を呼びかけ ・対象者は、スマ市を保有/性別年齢不同 ※社員はNG(社員の家族を対 参考とすることは可能) ・代理購買は対象に扱めない ・11店舗&たり15名程度の利用者に協力いただ。 ・扱初の無効けの段階ではタオカードを用いた参加軌実はしない ・約3週間で15名の利用者をリウルーティンク元了する	-チラシ(表面)	0	・同意取得、アプルDL、OTC情報登録は必ずその場で実施した だく ・同意書はチラシのQRコードを読み込み、Googleフォーム上から 図答書はチラシのQRコードを読み込み、Googleフォーム上から	-チラン(裏度)
0	- 英権敬愛の詳細を説明する - モデル事業中は以下対応がただくよう説明する - アプリ海教を指領的に活用すること - アンタートに国答すること - 飛齢者等に対しては特に丁寧な説明を実施する	-チラシ(寮面)	99	・クスカードを手交した後、管理陣に下記事項を記載する ⇒氏名、よみがな、性別、生年月日、年齢、クオカードの手交歴	-RIEM

図表 15 リクルート方法 薬局 LINE アプリ経由



【実施方法の詳細】※上記フロー中、詳細解説の必要があるもののみ記載

#	実施事項、留意事項	使用するツール	#	実施事項、留意事項	使用するツール
D	・OTCの購入履歴、来店款、電性等から顧客を選定して、リクルー ティングを行う	・ウエルシアグループア プリ/公式LINE	3	- 更施包装の補足脱端を更施する ・モデル事業中は必ず以下対応いただよう説明する ・世界を受けた四緒に来店し、利用書自らが富利師等に再掛け、フォローアップを受けること - アプリ機能を接触的に活用すること - アンケートに回答すること - 南齢省等に対しては特に丁寧な説明を実施する	・チラシ
b	- LINEの内容を確認し、協力いただける場合はLINEで近付される リンクから、既意書の入力とアプリのダウンロードを実施する	・ウェルシアグループア ブリ/公式LINE ・ERAPKお菓手帳ア ブリ	8	 ・同意者(単純板)を提出。する ※利用者は②の時点でも同意書を提出しているが、来店したタイミングで実施に参加意思を表明いただく必要がある ・OTC情報登録は必ずその場で実施いただく 	-755
8	モデル事業に参加する旨を薬物の職員にお伝えする	i a		-ウオカードを手交した後、確実に受護ししたことが分かるように管理 際に氏名等記載する	-管理等

また、リクルーティングに当たっては、店頭でのチラシ配布も実施した。

図表 16 店頭で配布したチラシ





5) 実施・フォローアップ

(1) 実証フィールドごとの実施方法

実証フィールドは43店舗を選定し、10月初旬より順次開始した。利用している電子版お薬手帳アプリの機能等を勘案し、各フィールドでの実施方法は以下図表17の通りとした。なお、モデル事業開始後も協力店舗を募り、最終的に実証フィールドは計56店舗となった(モデル事業の結果詳細は「第2章-3」を参照)。

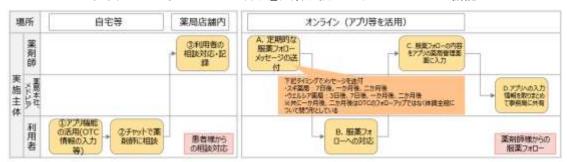
図表 17 実証フィールドごとの実施方法

	メドビア	くすり	の窓口		has	mo		ファルモ
実施方法 詳細	スギ薬局	ウエルシア 上田薬剤師 空の関連 薬局 薬局		放賀県栗州 師会 会営薬局	みのり薬局	浜松町 スマイル薬 両	あたご 調剤薬局	ゴダイ薬局
協力店舗数 (計43店舗)	13	13	7	1	2	1	1	5
目標リク ルーティン グ数(約600 人)	195人	195人	105人	15人	30人	15人	15人	75人
リクルート 方法	店頭での 声掛け	薬局LINEアプリ経由(顧客 データより対 象者を特定)	店頭での 声掛け	店頭での 声掛け	店頭での 声掛け	店頭での 声掛け	店頭での 声掛け	店頭での 声掛け
フォロー アップ 方法	お菓手帳アプ リのメッセー ジ機能	お菓手根アプ リのメッセー ジ機能	電話、対面	電話、対面	電話、対面	電話. 对而	電話、対面	電話. 対面
フォロー アップの記 録方法	お菓手帳アプ リの薬局画面 のメモ機能	薬歴システム の服薬指導記 戦欄	Excel管理表 (事務局作成の もの)	Excel管理表 (事務局作成の もの)	Excel管理表 (事務局作成の もの)	Excel管理表 (事務局作成の もの)	Excel管理表 (事務局作成の もの)	Excel管理表 (事務局作成の もの)

(2) 利用者等のフォローアップ

利用者等のフォローアップに当たっては、電子版お薬手帳アプリのメッセージ機能 または電話・対面にて実施された。

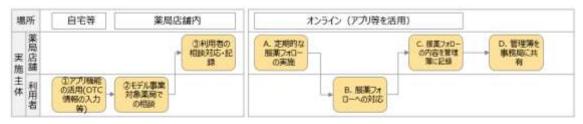
図表 18 フォローアップ方法_お薬手帳アプリのメッセージ機能



【実施方法の詳細】※上記フロー中、詳細解説の必要があるもののみ記載

#	実施事項、 留意事項	使用するツール	#	天施事項、留意事項	使用するツール
2	・購入した医薬品に関する質問等をチャットでご相談い ・アブリ (チャット ただく 機能) A		・アプリの服薬フォロー機能を用いて服薬フォローを実施する	・アプリの業局管 理画面(服業	
3	・利用者からのチャットを受け、アプルの薬局管理画面 を検閲し、チャット機能を用いて服薬フォロー等を実施	・アプリのチャット 機能		,,,	7 1 0-)
	を確認し、ナヤット機能を用いく放棄ノオロー等を美雄 する ・上記服薬フォローの内容をアプリの薬局管理画面 (Xモ艦)に入力する	・アプリの薬局管理画面(メモ 欄)	С	・服薬フォローの実施内容をアプリの薬局管理画面 (メモ欄) に入力する	・アプルの薬局管 理画面 (メモ 權)

図表 19 フォローアップ方法_電話・対面



【実施方法の詳細】※上記フロー中、詳細解説の必要があるもののみ記載

#	天施事項、留意事項	使用するツール	#	実施事項、留意事項	使用するツール	
D	・高齢者等アプリ操作が難しい方に対しては来店時に 薬局にて入力等をフォローしていただく	・電子版お菓手 帳アプリ	Α	・利用者の来店の有無にかかわらず、手帳アプリへの登録情報等を参照しながら、利用者への服業フォローを 実施する(月1回程度)	電子版お業手帳アプリ	
20	・利用者自身に、来店時に申し出ていただく	なし		・アブルの利用動類や来店時に服薬相談をしてほしい 旨を連絡する	・管理簿	
3	・利用者からの相談を受け、電子版お菓手帳の情報 を用いてフォローアップ等実施する ・上記フォローアップの内容を管理簿に入力する	・電子版お業手 帳の薬局側システム(管理画 面) ・管理簿	c	・服薬フォローの実施内容を管理等に入力する ・上記記数した管理簿を、モデル事業開始後一か月 単後(全期間の半分終了後)に事務局に共有する	-管理簿	

また、フォローアップ(服薬指導等)の記録に当たっては、一部薬局ではお薬手帳アプリの薬局画面のメモ機能や薬歴システムの服薬指導記載欄を活用したが、主に事務局が作成した Excel 管理表を用いて実施した。

図表 20 フォローアップ記録に用いた Excel 管理表

	E4	2000	(23)	生年月日	421		ドの手文屋	原業施護等の記録				メモ (気づいたことは何でも) 記載可)
						初園	二苯胺	-28	二級資	五英県	四足前	NC-86-77
Ħ	東南 大杉	್ಯಕೃ⊂ ಬಿಂದರ	9	YYYY/MM/DD	28	я		・8/20に来席。処方重種入 の存に、現在服室している OTCとの飲み合わせに関す る平安について相談あり。 特別問題ない当回答。				
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
15												
19												

6) アンケート・ヒアリング調査

(1) アンケートの概要

モデル事業の実施結果を把握するとともに、電子版お薬手帳の活用方策等について検討する際の参考とするため、協力いただいた薬局及び利用者等を対象としたアンケート調査を実施した。

調査の実施に当たっては Google Form を用いた。(調査票は別添2・別添3を参照)

(2) ヒアリング調査の概要

協力いただいた薬局に対し、電子版お薬手帳の活用実態や利用者等への具体的なフォロー内容等を詳細に把握するため、ヒアリング調査を実施した。

調査内容は、主に上記アンケートの回答内容を深堀する形で実施した。

3. モデル事業の結果

1)参加者の概観

モデル事業参加者は計365人であり、目標600人に対して達成率は60.8%であった。

くすりの窓口 事業者 メドビア Harmo ファルモ ウエルシア 上田薬剤師 滋賀県薬剤 みのり薬局 浜松町スマ あたご調剤 薬局 スキ薬局 師会会當 ゴダイ薬局 会の関連 グループ 薬局 イル薬局 業局 薬局 協力店舗数 27 13 6 1 2 1 1 5 (計56店舗) 開始時期 10月 11月 10月 10月 10月 10月 10月 10月 目標リク ルーティン グ数 195 195 105 15 30 75 15 15 (計600人) リクルー ティング 193 67 38 1 18 15 0 33 状況 (計365人)

図表 21 薬局グループごとの参加者

参加者の内訳として、年代別では幅広い年代をリクルーティングできたが、40 代が最多であり、ボリュームゾーンとなる 30~50 代で全体の約6割を占めた。また、男女比では女性が約6割、慢性疾患の有無では慢性疾患無しが約6割となった。



図表 22 参加者(アンケート回答者)の内訳



参加者の男女比 n=343

2) アンケート調査結果

(1) 利用者アンケート

モデル事業に参加した利用者へのアンケート結果は、以下の通りである。なお、単純集計のほか、慢性疾患有無別・年代別での集計を行った。

▶ アンケート回答者の内訳

アンケートに回答した利用者は 132名で、うちメドピア社のアプリ利用者が 63名で最多であった。モデル事業参加者全体の割合と同様に、女性が約 6割、慢性疾患有りの回答が約 3割となり、 $30\sim50$ 代が全体の約 6 割 ~7 割を占めた。

アンケート回答者の内訳(慢性疾患の有無・年代別)

アプリ事業者	薬局グループ	アンケート回答者数	女性割合	慢性疾患(「あり」の割合)
メドビア	スギ薬局	63人	58.7%	25.4%
/materi	ウエルシア	34人	76,5%	32.4%
くすりの窓口	上田薬剤師会	16人	50.0%	31.3%
harmo	みのり薬局、スマイル薬局、 滋賀会営薬局	10人	50.0%	60.0%
ファルモ	ゴダイ薬局	9人	66.7%	22.2%
āt		132人	62.1%	30.3%

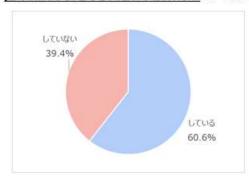
アプリ事業者	菜局グループ	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	1t
メドビア	スギ薬局	5人	7人	16人	14人	11人	7人	2人	1人	63人
(retine West)	ウエルシア	0人	3人	10人	12人	5人	4人	0人	0人	34人
くずりの窓口	上田薬剤師会	0人	1人	4人	2人	4人	0人	5人	\ 0\ \ 0\ \ 0\	16人
harmo	みのり薬局、スマイル薬局、 滋賀会営薬局	1人	1人	1人	4人	3人	0人	0人	0人	10人
ファルモ	ゴダイ薬局	0人	1人	4人	1人	0人	2人	1人	0人	9人
it .		6人	13人	35人	33人	23人	13人	8人	1人	132人

【単純集計】

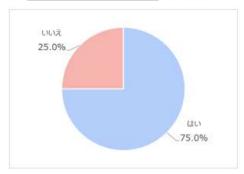
▶ 医療機関から処方された薬の服薬有無等

医療機関から処方された薬を服薬している割合は 60.6%、一般用医薬品を服薬している割合は 75.0%、モデル事業期間中に電子版お薬手帳アプリを利用した割合は 53.0%(70人)であった。アプリを利用した人の利用頻度は月に 1 回程度が 85.7%で最多であった。

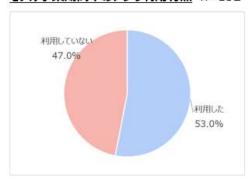
医療機関から処方された薬の服薬有無 n=132



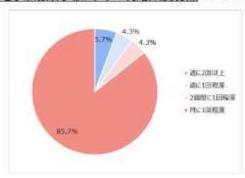
一般用医薬品の服薬有無 n=132



モデル事業期間中のアプリ利用有無 n=132



電子版お菜手帳アプリの利用頻度有無 n=70



▶ 利用したアプリ機能(複数選択)

利用したアプリ機能については、「薬局・病院におけるお薬手帳の情報の連携」、 「かかりつけ薬局の登録」の回答が多かった。

利用したアプリ機能(複数選択) n=70

カテゴリ	選択肢	メドビア n=33	くずりの窓口 n=26	harmo n=7	ファルモ n=4	# n=70
服薬管理	服薬タイミングのアラーム (朝昼夜等、お薬を飲むタイミングのお知らせ)	3	4	0	0	7
服業民種	服薬状況の記録 (どのお薬をいつ何錠飲んだ、等の記録)	9	4	1	1	15
医療従事者	薬局・病院におけるお薬手帳の情報の連携 (薬局のパソコンでお薬手帳の情報を薬剤師に確認し てもらう、等の機能)	10	8	1	3	22
との連携	薬剤師・医師とのチャット ※1	7				7
	薬剤師・医師からのアンケート ※1	7	2		0	9
	かかりつけ薬局の登録	14	13	0	1	28
その他	医薬品情報の検索 ※2 (お薬の効果、使い方等の検索機能)	3	7	3	1	14
	副作用の記録	0	1	1	0	2
その他 ※	自由回答: 処方筆送信機能等	2	1	1	0	4

※1:薬剤師・医師とのやり取りについて、メドビアアプリは双方向で可能。くずりの窓口・ファルモは医療機関からの送信のみ。harmoは店舗からの配信不可。
※2:医薬品の検索について、メドビア・ファルモ・くずりの窓口は登録した医薬品の効能・注意事項とを画面上で確認可能。harmoは「くずりのしおり」への外部からの。

▶ 最も有用だったアプリ機能(単一選択)

最も有用だったアプリ機能については、「薬局・病院におけるお薬手帳の情報の連 携」、「かかりつけ薬局の登録」の回答が多かった。

最も有用だったアプリ機能(単一選択) n=70

カテゴリ	選択肢	メドビア n=33	くずりの窓口 n=26	harmo n=7	ファルモ n=4	It n=70
ary objection	服薬タイミングのアラーム (朝昼夜等、お薬を飲むタイミングのお知らせ)	2	4	0	0	6
服菜管理	服薬状況の記録 (どのお薬をいつ何錠飲んだ、等の記録)	4	3	1	1	9
医療従事者	薬局・病院におけるお菓手帳の情報の連携 (薬局のパソコンでお菓手帳の情報を薬剤師に確認し てもらう、等の機能)	9	3	2	.2	16
との連携	薬剤師・医師とのチャット ※1	4				4
	薬剤師・医師からのアンケート ※1	1	1		0	2
	かかりつけ薬局の登録	7	7	1	1	16
その他	医薬品情報の検索 ※2 (お薬の効果、使い方等の検索機能)	4	4	1	0	9
	副作用の記録	1	0	0	0	1
その他 ※	自由回答:処方箋送信機能等	1	1	1	0	3

- ※1: 薬剤師・医師とのやり取りについて、メドビアアプルは双方向で可能。くすりの窓口・ファルモは医療機関からの送信のみ。harmoは店舗からの配信不可。
 ※2: 医薬品の検索について、メドビア・ファルモ・くすりの窓口は登録した医薬品の効能・注意事項とを面面上で確認可能。harmoは「くすりのしおり」への外部リンク。

▶ 利用した機能の良かった点(自由回答)

利用した機能の良かった点(自由回答)については、「手帳の持参を忘れない、い つでも薬の情報を確認できる、紙のお薬手帳を持ち歩かなくてよい 等 | のほか、 「記録を残すことですぐ薬剤師に相談や服薬フォローをしてもらえる 等」があっ た。

利用した機能の良かった点(自由回答) n=31

回答	メドビア n=33	くすりの窓口 n=26	harmo n=7	ファルモ n=4	ât n=70
手帳の持参を忘れない、いつでも薬の情報を確認できる、紙のお薬手帳 を持ち歩かなくてよい 等	4	5	1	0	10
自分が購入したお業を登録できる	0	1	0	0	1
他のかかりつけ医療機関でのお薬の情報を見せられる	0	1	0	0	1
バーコード読み取るだけで薬が登録される	0	1	0	0	1
過去の服用情報を避り確認できる	0	1	2	0	3
記録を残すことですぐ薬剤師に相談や服薬フォローをしてもらえる 等	4	1	0	0	5
その他	3	6	0	1	10

▶ 改善してほしいアプリ機能(複数選択)

改善してほしいアプリ機能については、「特になし」の回答が最も多く51件を占 めた。改善してほしい場合、その機能は「薬局・病院におけるお薬手帳の情報の連 携 |、「服薬タイミングのアラーム | などが多かった。

改善してほしいアプリ機能(複数選択) n=70 ※うち、特になしが51件

カテゴリ	選択肢	メドビア n=33	くすりの窓口 n=26	harmo n=7	ファルモ n=4	#t n=70
服薬管理	服薬タイミングのアラーム (朝昼夜等、お薬を飲むタイミングのお知らせ)	2	2	0	1	5
旅業旨理	服業状況の記録 (どのお薬をいつ何錠飲んだ、等の記録)	2	2	0	0	4
医療從事者	薬局・病院におけるお薬手帳の情報の連携 (薬局のパソコンでお薬手帳の情報を薬剤師に確認し てもらう、等の機能)	2	3	1	0	6
との連携	薬剤師・医師とのチャット ※1	1	2	0	0	(3
	薬剤師・医師からのアンケート ※1	1	0	0	0	1
	かかりつけ薬局の登録	1	0	0	0	1
その他	医薬品情報の検索 ※2 (お薬の効果、使い方等の検索機能)	2	0	0	0	2
	副作用の記録	2	0	0	0	2
上記以外の	アプリ機能					

- ※1:栗剤師・医師とのやり取りについて、メドビアアプリは双方向で可能。くずりの窓口・ファルモは医療機関からの送信のみ。harmoは店舗からの配信不可。
- ※2: 医薬品の検索について、メドビア・ファルモ・くすりの窓口は登録した医薬品の効能・注意事項とを画面上で確認可能。harmoは「くすりのしおり」への外部リンク。

改善してほしいアプリ機能(複数選択) ※特になしが51件

カテゴリ	巡択肢	メドビア	くすりの窓口	harmo	ファルモ	ät	
00 TO 00 VIII	服薬タイミングのアラーム (朝昼夜等、お薬を飲むタイミングのお知らせ)	・曜日も設定出来たら、凄くいい!・飲み忘れ銘止のため、チェックが入らなかった場合もう一度確認のメルかお知らせが欲しい				きのメー	
服薬管理	服薬状況の記録 (どのお薬をいつ何錠飲んだ、等の記録)	・もう少し簡単に症状など服果状況を入力できると良い。 ・処方された薬のQRコードを読み込んでもエラーになった ・電子板で名葉の項目にメモ書きしたい					
医療従事者	薬局・病院におけるお薬手帳の情報の連携 (薬局のパソコンでお薬手帳の情報を薬剤師に確認し ても63、等の機能)			第局に提示すればS	心は処方さ		
との連携	薬剤師・医師とのチャット ※1	・今飲んでいる薬をスマホを見せる事なく伝えられるといい。					
	業剤師・医師からのアンケート ※1	1	0	0	0		
その他	かかりつけ薬局の登録	1	0	0	0		
	医薬品情報の検索 ※2 (お薬の効果、使い方等の検索機能)	12	0	0	0		
	副作用の記録	IIVIIII IVIII IVII	NO TURNOS PARTERS	95/1907 (45)-245043	Automorphism now and a		
上記以外の	アプリ機能	その他:今回	日の果が切れる時に	カアラートを1週	間前に出して欲しい	1	

※1:薬剤師・医師とのやり取りについて、メドビアアプリは双方向で可能。くすりの窓口・ファルモは医療機関からの送信のみ。harmoは店舗からの配信不可。
※2:医薬品の検索について、メドビア・ファルモ・くすりの窓口は登録した医薬品の効能・注意事項とを画面上で確認可能。harmoは「くすりのしおり」への外部リンク。

▶ 電子版お薬手帳アプリを利用していない理由(複数選択)

電子版お薬手帳アプリを利用していないと回答した62人に対して、利用してい ない理由を尋ねたところ、「薬をすぐに飲み終わったから」の回答が最も多かっ た。

電子版お菜手帳アプリを利用していない理由(複数選択) n=62

回答	メドビア n=33	くすりの窓口 n=26	harmo n=7	ファルモ n=4	# n=70
薬をすぐに飲み終わったから	11	7	2	2	22
アプリが使いにくかったから	2	2	0	1	5
利用したい機能がなかったから	3	5	0	1	9
その他※	14	6	1	0	21

※自由記述:「別のアプリに入力してしまった」「紙のお菓手帳を使った」「通院しなかった」等

▶ 加えてほしいアプリ機能(複数選択)

アンケート回答者全員(132人)に対して、電子版お薬手帳アプリに加えてほ しい機能を尋ねたところ、「薬局・病院におけるお薬手帳の情報の連携」と「副作 用の記録」が最も多かった。

加えてほしいアプリ機能(複数選択) n=132

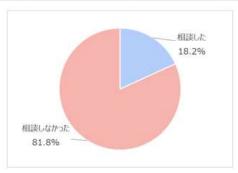
カテゴリ	選択肢	メドビア n=63	くすりの窓口 n=50	harmo n=10	ファルモ n=9	# n=132
服薬管理	服薬タイミングのアラーム (朝昼夜等、お薬を飲むタイミングのお知らせ)	10	10	1	0	21
1000年157至	服薬状況の記録 (どのお薬をいつ何錠飲んだ、等の記録)	8	15	1	1	25
医療従事者 との連携	薬局・病院におけるお薬手帳の情報の連携 (薬局のパソコンでお薬手帳の情報を薬剤師に確認しても63、等の機能)	17	14	2	4	37
	薬剤師・医師とのチャット ※1	14	10	2	2	28
	薬剤師・医師からのアンケート ※1	3	4	1	0	8
その他	かかりつけ薬局の登録	8	4	2	0	14
	医薬品情報の検索 ※2 (お薬の効果、使い方等の検索機能)	20	6	4	2	32
	副作用の記録	21	11	13	2	37
	ウアブリ機能 答:アレルギーの記録、ジェネリック医薬品との価格差 等	2	1	2	0	5

※1:薬剤師・医師とのやり取りについて、メドビアアブルは双方向で可能。くずりの窓口・ファルモは医療機関からの送信のみ、harmoは店舗からの配信不可。
※2:医薬品の検索について、メドビア・ファルモ・くずりの窓口は登録した医薬品の効能・注意事項とを画面上で確認可能。harmoは「くずりのしおり」への外部リンク。

▶ 電子版お薬手帳アプリを用いた薬剤師・医師への相談有無

電子版お薬手帳アプリを用いた薬剤師・医師への相談有無について、「相談した」が 18.2% (24人) であった。相談内容は「処方薬と一般薬の飲み合わせ」、「一般薬の飲み合わせ」の順に多かった。

電子版お薬手帳アプリを用いた薬剤師・医師への相談有無 n=132



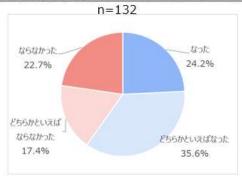
薬剤師・医師への相談内容(複数選択) n=24

回答	メドピア n=12	くすりの窓口 n=9	harmo n=1	ファルモ n=2	# n=24
処方薬の飲み合わせ	1	5	0	0	6
処方薬と一般薬の飲み合わせ	10	3	0	1	14
一般薬の飲み合わせ	4	5	1	1	11
副作用等	3	3	0	0	6
病院等の受診の必要性	2	0	0	0	2
その他	1	0	0	0	1

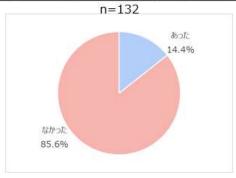
▶ 電子版お薬手帳アプリの活用効果等

「電子版お薬手帳アプリによって、薬局で相談しやすくなった」と回答した人は24.2%、「電子版お薬手帳を病院、診療所等で見せることはあった」と回答した人は14.4%、「電子版お薬手帳アプリによって、医師に相談しやすくなった」と回答した人は15.9%、「電子版お薬手帳アプリによって、セルフメディケーションへの関心が高まった」と回答した人は21.2%であった。

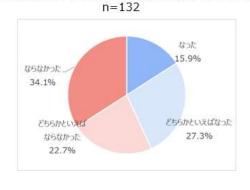
電子版お薬手帳アプリによって、薬局で相談しやすくなったか



電子版お薬手帳を病院、診療所等で見せることはあったか

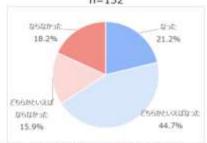


電子版お薬手帳アプリによって、医師に相談しやすくなったか



電子版お業手帳アプリによって、 セルフメディケーションへの関心が高まったか

n = 132

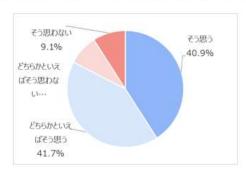


※セルフメディケーションとは、「自分自身の健康に責任を持ち、 軽度な身体の不調は自分で手当てすること」(WHOの定義)を指します。

電子版お薬手帳アプリを今後も継続して利用したいか

電子版お薬手帳アプリを今後も継続して利用したいかを尋ねたところ、「そう思 う」が40.9%、「どちらかといえばそう思う」が41.7%であった。

電子版お薬手帳アプリを今後も継続して利用したいか n=132



継続して利用したい/利用したくない理由(自由回答)

	理由
そう思う/どちらかといえばそ う思う理由	紙の手帳を持ち歩かなくてよい紙の手帳より便利いつでも薬の情報が見られる、遡って記録が確認できる等
そう思わない/どちらかといえ ばそう思わない理由	スマートフォンが苦手使い方が難しい紙の方が使いやすい 等

▶ 電子版お薬手帳や本モデル事業に対する意見(自由回答)

電子版お薬手帳や本モデル事業に対する意見として、「継続して利用したい」「薬 剤師に気軽に相談できるようになった」等の肯定的な意見のほか、「他の病院や薬 局との情報連携ができればよい|「処方薬が自動で登録されるとよい|等の要望も 挙げられた。

電子版お菜手帳や本モデル事業に対する意見(自由回答)

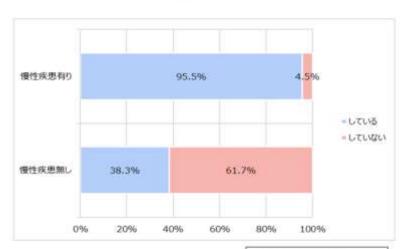
- ・ 今後も継続して使っていきたい。・ お薬手帳アプリに入力したデータが他者に漏れることがないか、継続してブライバシーが守られ続けるかどうかに、不安がある。
- ノート型のお業手帳無しでも他院との連携が取れるようになってほしい。
- 調剤薬局同士の連携がなされるとよい。
- 病院へかかることは少ないが、その分市販菓で治せたらと思っているため、アプリを通じて気軽に薬剤師さんへ相談できること はとても助かった
- 処方された薬が自動で登録される機能があれば、気楽に使えるかなと思う。

【慢性疾患有無別・年代別集計】

▶ 医療機関から処方された薬の服薬有無

- ・医療機関から処方された薬を服薬している割合は、慢性疾患有りは95.5%、慢性疾患無しは38.3%であった。
- ・年代別では、 \sim 20 代と 30 代と 40 代が約 50%、50 代が約 70%、60 代 \sim が約 90%であった。

医療機関から処方された薬の服薬有無 (慢性疾患の有無別)



慢性疾患有り=44人 慢性疾患無し=81人 無回答=7人

医療機関から処方された薬の服薬有無 (年代別)



~20代=19人 30代 =35人 40代 =33人 50代 =23人 60代~=22人

▶ 一般用医薬品の服薬有無

- ・一般用医薬品を服薬している割合は、慢性疾患有りは77.3%、慢性疾患無しは74.1%であった。
- ・一般用医薬品を服薬している割合は、全年代で約70~80%であった。

一般用医薬品の服薬有無 (慢性疾患の有無別)



慢性疾患有り=44人 慢性疾患無U=81人 無回答=7人

一般用医薬品の服薬有無 (年代別)

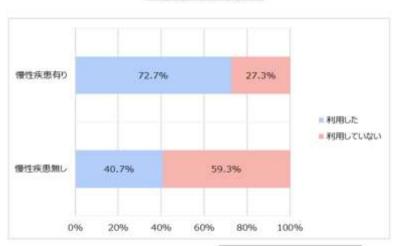


~20代=19人 30代 =35人 40代 =33人 50代 =23人 60代~=22人

▶ モデル事業期間中のアプリ利用有無

- ・モデル事業期間中に電子版お薬手帳アプリを利用した割合は、慢性疾患有りは72.7%、慢性疾患無しは40.7%であった。
- ・モデル事業期間中に電子版お薬手帳アプリを利用した割合は、全年代で約 $50\sim60\%$ であった。

モデル事業期間中のアプリ利用有無 (慢性疾患の有無別)



慢性疾患有り=44人 慢性疾患無し=81人 無回答=7人

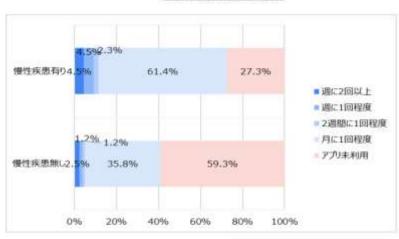
モデル事業期間中のアプリ利用有無 (年代別)



▶ 電子版お薬手帳アプリの利用頻度

- ・アプリを利用した人の利用頻度は、慢性疾患有無に関わらず、月に1回程度が最も多かった。
- ・アプリを利用した人の利用頻度は、年代に関わらず、月に 1 回程度が最も多かった。

電子版お薬手帳アプリの利用頻度 (慢性疾患の有無別)



慢性疾患有り=44人 慢性疾患無し=81人 無回答=7人

電子版お薬手帳アプリの利用頻度 (年代別)



▶ 利用したアプリ機能(複数選択) 【慢性疾患の有無別】

利用したアプリ機能については、慢性疾患有りは「かかりつけ薬局の登録」、慢性疾患無しは「服薬状況の記録」「かかりつけ薬局の登録」が最も多かった。

カテゴリ	選択肢	個性疾患有り n=32	慢性疾患無し n=33	無回答 n=5	# n=70
ec co et im	服薬タイミングのアラーム (朝昼夜等、お薬を飲むタイミングのお知らせ)	1	6	0	- 3
	脳葉状況の記録 (どのお薬をいつ何錠飲んだ、等の記録)	5	10	0	15
療従事者	薬局・病院におけるお薬手帳の情報の連携 (薬局のパソコンでお薬手帳の情報を薬剤的に確認してもらう。 等の機能)	-11	8	3	2:
との連携	薬剤師・医師とのチャット	0	7	0	- 6
	栗剤師・医師からのアンケート	3	6	0	
	かかりつけ薬局の登録	14	10	4	28
その他	医薬品情報の検索 (お薬の効果、使い方等の検索機能)	8	5	1	14
	副作用の記録	2	0	0	
その他 ※自	由回答: 処方箋送信機能等	2	1	1	- 2

▶ 利用したアプリ機能(複数選択) 【年代別】

利用したアプリ機能については、~20代は「薬剤師・医師とのチャット」が最も 多く、そのほかの年代は「薬局・病院におけるお薬手帳の情報の連携」「かかりつけ 薬局の登録」が多かった。

利用したアプリ機能(複数選択)【年代別】

カテゴリ	選択肢	~20代 n=9	30代 n=17	40代 n=19	50代 n=13	60代∼ n=12	# n=70
服業管理	服薬タイミングのアラーム (朝昼夜等、お薬を飲むタイミングのお知らせ)	2	3	1	1	0	7
	服薬状況の記録 (どのお薬をいつ何錠飲んだ、等の記録)	2	5	4	3	1	15
医療従事者 との連携	薬局・病院におけるお薬手帳の情報の連携 (薬局のパソコンでお薬手帳の情報を薬剤師に確認してもらう、等の機能)	3	6	4	3	6	22
	薬剤師・医師とのチャット	4	2	1	0	0	7
	業剤師・医師からのアンケート	2	3	2	1	1	9
	かかりつけ薬局の登録	3	5	8	6	6	28
その他	医薬品情報の検索 (お薬の効果、使い方等の検索機能)	1	2	4	4	3	14
	副作用の記録	0	0	0	1	1	2
その他 ※	自由回答: 処方箋送信機能等	1	1	2	0	0	4

▶ 最も有用だったアプリ機能(単一選択)【慢性疾患の有無】

最も有用だったアプリ機能については、慢性疾患有りは「かかりつけ薬局の登録」、慢性疾患無しは「薬局・病院におけるお薬手帳の情報の連携」が最も多かった。

最も有用だったアプリ機能(単一選択)【優性疾患の有無】

カテゴリ	選択肢	慢性疾患有り n=32	慢性疾患無し n=33	無回答 n=5	#t n=70
an at an an	服薬タイミングのアラーム (朝昼夜等、お薬を飲むタイミングのお知らせ)	1	5	0	. 6
	服薬状況の記録 (どのお薬をいつ何錠飲んだ、等の記録)	4	5	0	9
	薬局・病院におけるお薬手帳の情報の連携 (薬局のパソコンでお薬手帳の情報を薬剤師に確認してもらう、 等の機能)	6	9	1	16
との連携	葉剤師・医師とのチャット	0	4	0	-4
	薬剤師・医師からのアンケート	1	1	0	. 2
	かかりつけ薬局の登録	10	4	2	16
その他	医薬品情報の検索 (お薬の効果、使い方等の検索機能)	6	3	.0	9
	副作用の記録	0	1	0	1
その他 ※自	由回答:処方箋送信機能等	2	0	1	- 3

▶ 最も有用だったアプリ機能(単一選択) 【年代別】

最も有用だったアプリ機能については、 \sim 20 代と 30 代は「薬局・病院におけるお薬手帳の情報の連携」、40 代と 60 代 \sim は「かかりつけ薬局の登録」、50 代は「服薬状況の記録」が最も多かった。

最も有用だったアプリ機能(単一選択)【年代別】

カテゴリ	選択肢	~20代 n=9	30代 n=17	40代 n=19	50代 n=13	60代~ n=12	# n=70
服業管理	服薬タイミングのアラーム (朝昼夜等、お薬を飲むタイミングのお知らせ)	0	3	2	1	0	6
	服薬状況の記録 (どのお薬をいつ何錠飲んだ、等の記録)	1	1	2	4	1	9
医療従事者 との連携	薬局・病院におけるお薬手帳の情報の連携 (薬局のパソコンでお薬手帳の情報を薬剤師に確 認してもらう、等の機能)	3	4.	3	3	3	16
	薬剤師・医師とのチャット	2	1	1	0	0	- 4
	薬剤師・医師からのアンケート	0	2	0	0	0	2
	かかりつけ薬局の登録	2	2	5	3	4	16
その他	医薬品情報の検索 (お薬の効果、使い方等の検索機能)	1	1	2	2	3	9
	副作用の記録	0	1	0	0	O	1
その他 ※	自由回答: 処方箋送信機能等	0	1	2	0	0	3

▶ 改善してほしいアプリ機能(複数選択) 【慢性疾患の有無別】

改善してほしいアプリ機能については、「特になし」の回答が最も多く 51 件を占めていた。改善してほしい場合、慢性疾患有りは「服薬タイミングのアラーム」「服薬状況の記録」、慢性疾患無しは「薬局・病院におけるお薬手帳の情報の連携」が最も多かった。

改善してほしいアプリ機能(複数選択) 【慢性疾患の有無別】※「特になし」が51件

カテゴリ	選択肢	慢性疾患有り n=32	慢性疾患無し n=33	無回答 n=5	1t n=70
arr op occur	服薬タイミングのアラーム (朝昼夜等、お薬を飲むタイミングのお知らせ)	3	1	1	3
服業管理	服薬状況の記録 (どのお薬をいつ何綻飲んだ、等の記録)	3	1	0	4
(薬局 等の機	薬局・病院におけるお薬手帳の情報の連携 (薬局のパソコンでお薬手帳の情報を薬剤師に確認してもらう、 等の機能)	2	3	1	(
	薬剤師・医師とのチャット	2	1	0	3
	薬剤師・医師からのアンケート	1	0	0	1
	かかりつけ薬局の登録	1	0	0	
その他	医薬品情報の検索 (お薬の効果、使い方等の検索機能)	2	0	0	3
	副作用の記録	1	1	0	2
その他 ※自	由回答:処方箋送信機能等	-1	0	0	

▶ 改善してほしいアプリ機能(複数選択) 【年代別】

改善してほしいアプリ機能については、「特になし」の回答が最も多く 51 件を占めていた。改善してほしい場合、~20 代と 40 代は「薬局・病院におけるお薬手帳の情報の連携」、30 代は「服薬タイミングのアラーム」などを中心に多かった。

改善してほしいアプリ機能(複数選択) 【年代別】 ※「特になし」が51件

カテゴリ	選択肢	~20代 n=9	30代 n=17	40代 n=19	50代 n=13	60代~ n=12	It n=70
服薬管理	服薬タイミングのアラーム (朝昼夜等、お薬を飲むタイミングのお知らせ)	1	0	2	1	1	5
	服薬状況の記録 (どのお薬をいつ何錠飲んだ、等の記録)	1	0	2	0	1	4
医療従事者 との連携	薬局・病院におけるお菓手帳の情報の連携 (薬局のパソコンでお菓手帳の情報を薬剤師に確認してもらう、等の機能)	2	1	2	0	1	6
	薬剤師・医師とのチャット	0	2	1	0	0	-3
	薬剤師・医師からのアンケート	0	0	1	0	0	1
	かかりつけ薬局の登録	0	0	1	0	0	1
その他	医薬品情報の検索 (お薬の効果、使い方等の検索機能)	0	0	2	0	0	2
	副作用の記録	0	1	1	0	0	2
その他 ※	自由回答;処方箋送信機能等	0	0	0	0	1	1

▶ 電子版お薬手帳アプリを利用していない理由(複数選択) 【慢性疾患の有無別】

電子版お薬手帳アプリを利用していない人に対して、利用していない理由を尋ねたところ、慢性疾患有りは「利用したい機能がないから」、慢性疾患無しは「薬をすぐに飲み終わったから」が最も多かった。

電子版お菓手帳アプリを利用していない理由(複数選択)【慢性疾患の有無別】

回答	慢性疾患有り n=12	慢性疾患無し n=48	無回答 n=2	It n=55
葉をすぐに飲み終わったから	2	20	0	22
アプリが使いにくかったから	2	3	0	5
利用したい機能がなかったから	4	5	0	9
その他※	4	15	2	21

※自由記述:「別のアプル・入力してしまった」「紙のお菓手帳を使った」「遺院しなかった」等

▶ 電子版お薬手帳アプリを利用していない理由(複数選択) 【年代別】

電子版お薬手帳アプリを利用していないと回答した人に対して、利用していない理由を尋ねたところ、全ての年代で「薬をすぐに飲み終わったから」が最も多く、40代は「利用したい機能がなかったから」も最も多かった。

電子版お菓手帳アプリを利用していない理由(複数選択)【年代別】

回答	~20代 n=10	30代 n=18	40ft n=14	50代 n=10	60代~ n=10	#t n=62
薬をすぐに飲み終わったから	7	7	3	3	2	22
アプリが使いにくかったから	0	2	2	0	1	5
利用したい機能がなかったから	1	3	3	1	1	9
その他※	2	6	6	4	3	21

※自由記述:「別のアプルに入力してしまった」「紙のお薬手帳を使った」「通院しなかった」等

▶ 加えてほしいアプリ機能(複数選択) 【慢性疾患の有無別】

アンケート回答者全員に対し、電子版お薬手帳アプリに加えてほしい機能を尋ねたところ、慢性疾患有りは「副作用の記録」、慢性疾患無しは「薬局・病院におけるお薬手帳の情報の連携」が最も多かった。

加えてほしいアプリ機能(複数選択)【慢性疾患の有無別】

カテゴリ	選択肢	慢性疾患有り n=44	慢性疾患無し n=81	無回答 n=7	# n=132
80 55 65 rm	服薬タイミングのアラーム (朝昼夜等、お薬を飲むタイミングのお知らせ)	8	13	0	2
服薬管理	服業状況の記録 (どのお業をいつ何錠飲んだ、等の記録)	7	17	1	25
	薬局・病院におけるお菓手帳の情報の連携 (薬局のパソコンでお菓手帳の情報を薬剤師に確認してもらう、 等の機能)	10	25	2	3
との連携	薬剤師・医師とのチャット	10	16	2	21
	薬剤師・医師からのアンケート	4	4	0	- 1
	かかりつけ薬局の登録	4	10	0	14
その他	医薬品情報の検索 (お薬の効果、使い方等の検索機能)	10	20	2	32
	副作用の記録	12	23	2	3
その他 ※自	由回答:処方箋送信機能等	2	2	1	1

▶ 加えてほしいアプリ機能(複数選択) 【年代別】

アンケート回答者全員に対し、電子版お薬手帳アプリに加えてほしい機能を尋ねたところ、~20 代と 40 代は「医薬品情報の検索」、30 代は「薬局・病院におけるお薬手帳の情報の連携」、50 代と 60 代~は「副作用の記録」が最も多かった。

加えてほしいアプリ機能(複数選択)【年代別】

カテゴリ	選択肢	~20代 n=19	30代 n=35	40代 n=33	50代 n=23	60代~ n=22	# n=132
服薬管理	服薬タイミングのアラーム (朝昼夜等、お薬を飲むタイミングのお知らせ)	2	7	8	3	1	21
	服薬状況の記録 (どのお薬をいつ何錠飲んだ、等の記録)	4	8	4	6	3	25
医療従事者 との連携	薬局・病院におけるお薬手帳の情報の連携 (薬局のパソコンでお薬手帳の情報を薬剤師に確認してもらう、等の機能)	6	13	8	7	3	37
	薬剤師・医師とのチャット	3	8	10	3	4	28
	薬剤師・医師からのアンケート	1	2	3	2	0	8
	かかりつけ薬局の登録	3	5	2	3	1	14
その他	医薬品情報の検索 (お薬の効果、使い方等の検索機能)	7	6	11	5	3	32
	副作用の記録	4	11	7	9	6	37
その他 ※	自由回答:処方箋送信機能等	1	1	2	0	1	5

▶ 電子版お薬手帳アプリを用いた薬剤師・医師への相談有無 【慢性疾患の有無別】

電子版お薬手帳アプリを用いて薬剤師・医師へ相談した割合は、慢性疾患有りは13.6%、慢性疾患無しは19.8%であった。

相談内容は、慢性疾患有りは「処方薬と一般薬の飲み合わせ」「一般薬の飲み合わせ」、慢性疾患無しは「処方薬と一般薬の飲み合わせ」が最も多かった。

電子版お薬手帳アプリを用いた薬剤師・医師への相談有無 (慢性疾患の有無別)



慢性疾患有り=40人 慢性疾患無し=75人 無回答=6人

薬剤師・医師への相談内容 (複数選択) (慢性疾患の有無別)

回答	慢性疾 患有り n=6	慢性疾 患無し n=16	無回答 n=2	計 n=24
処方薬の飲み合わせ	О	6	О	6
処方薬と一般薬の飲み合わせ	4	8	1	13
一般薬の飲み合わせ	4	7	0	11
副作用等	0	7	0	7
病院等の受診の必要性	0	2	0	2
その他	0	1	0	1

▶ 電子版お薬手帳アプリを用いた薬剤師・医師への相談有無別 【年代別】

電子版お薬手帳アプリを用いた薬剤師・医師への相談有無について、「相談した」は~20 代と 40 代が約 30%、30 代と 50 代と 60 代~が約 10%であった。

相談内容は、30代は「処方薬の飲み合わせ」「一般薬の飲み合わせ」「副作用等」が最も多く、そのほかの年代は「処方薬と一般薬の飲み合わせ」を中心に多かった。

電子版お薬手帳アプリを用いた薬剤師・医師への相談有無別(年代別)



薬剤師・医師への相談内容(複数選択) (年代別)

回答	~20代 n=6	30代 n=4	40代 n=9	50代 n=2	60代~ n=3	ät n=24
処方薬の飲み合わせ	0	4	0	1	0	5
処方薬と一般薬の飲み 合わせ	2	0	9	1	2	14
一般薬の飲み合わせ	2	4	2	1	2	11
副作用等	1	4	2	0	0	7
病院等の受診の必要性	0	1	1	0	0	2
その他	0	0	0	1	0	1

▶ 電子版お薬手帳アプリによって、薬局で相談しやすくなったか

- ・「電子版お薬手帳アプリによって、薬局で相談しやすくなった」、「どちらかといえばなった」割合は、慢性疾患有り、無しともに約60%であった。
- ・年代別では、~20代は約70%、そのほかの年代は約60%であった。

電子版お薬手帳アフリによって、薬局で相談しやすくなったか (慢性疾患の有無別)



慢性疾患有り=44人 慢性疾患無し=81人 無回答=7人

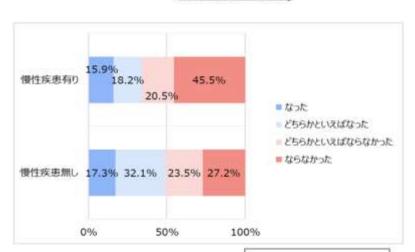
電子版お薬手帳アプリによって、薬局で相談しやすくなったか (年代別)



▶ 電子版お薬手帳アプリによって、医師に相談しやすくなったか

- ・「電子版お薬手帳アプリによって、医師に相談しやすくなった」割合は、慢性疾患有りは15.9%、慢性疾患無しは17.3%であった。
- ・「電子版お薬手帳アプリによって、医師に相談しやすくなった」割合は、50 代が約 30%、 \sim 20 代が約 20%、30 代と 40 代と 60 代 \sim が約 10%であった。

電子版お薬手帳アプリによって、医師に相談しやすくなったか (慢性疾患の有無別)



慢性疾患有り=44人 慢性疾患無し=81人 無回答=7人

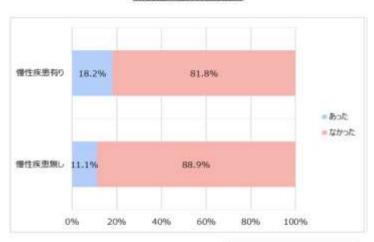
電子版お薬手帳アプリによって、医師に相談しやすくなったか (年代別)



▶ 電子版お薬手帳を病院、診療所等で見せることはあったか

- ・「電子版お薬手帳を病院、診療所等で見せることはあった」割合は、慢性疾患有りは 18.2%、慢性疾患無しは 11.1%であった。
- ・「電子版お薬手帳を病院、診療所等で見せることはあった」割合は、 \sim 20 代と 40 代が約 20%、30 代と 50 代と 60 代 \sim が約 10%であった。

電子版お菜手帳を病院、診療所等で見せることはあったか (慢性疾患の有無別)



慢性疾患有り=44人 慢性疾患無し=81人 無回答=7人

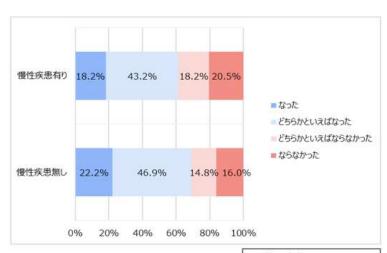
電子版お菜手帳を病院、診療所等で見せることはあったか (年代別)



▶ 電子版お薬手帳アプリによって、セルフメディケーションへの関心が高まったか

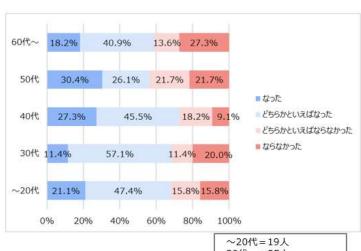
- ・「電子版お薬手帳アプリによって、セルフメディケーションへの関心が高まった」 割合は、慢性疾患有りは 18.2%、慢性疾患無しは 22.2%であった。
- ・「電子版お薬手帳アプリによって、セルフメディケーションへの関心が高まった」割合は、40 代と 50 代が約 30%、 ~ 20 代と 60 代 \sim が約 20%、30 代が約 10%であった。

電子版お薬手帳アプリによって、 セルフメディケーションへの関心が高まったか (慢性疾患の有無別)



慢性疾患有り=44人 慢性疾患無し=81人 無回答=7人

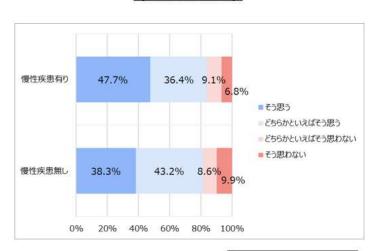
電子版お薬手帳アプリによって、 セルフメディケーションへの関心が高まったか (年代別)



▶ 電子版お薬手帳アプリを今後も継続して利用したいか

- ・「電子版お薬手帳アプリを今後も継続して利用したい」割合は、慢性疾患有りは 47.7%、慢性疾患無しは38.3%であった。
- ・「電子版お薬手帳アプリを今後も継続して利用したい」割合は、40 代が約 60%、 ~20 代と 50 代が約 40%、30 代と 60 代~が約 30%であった。

電子版お薬手帳アプリを今後も継続して利用したいか (慢性疾患の有無別)



慢性疾患有り=44人 慢性疾患無し=81人 無回答=7人

電子版お薬手帳アプリを今後も継続して利用したいか (年代別)



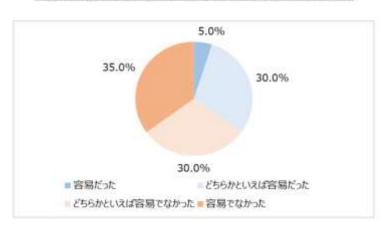
(2)薬局アンケート

モデル事業に参加した薬局へのアンケート結果は、以下の通りである。

▶ 一般用医薬品の情報を利用者に登録していただくのは容易だったか

一般用医薬品の情報を利用者に登録していただくことについて、「容易だった」「どちらかといえば容易だった」が合わせて 35.0%、「容易でなかった」「どちらかといえば容易でなかった」が合わせて 65.0%であった。

一般用医薬品の情報を利用者に登録していただくのは容易だったか



→ 一般用医薬品の情報を利用者に登録していただくための課題(自由記述抜粋)

登録いただくための課題として、手順の簡素化や周知啓発などが挙げられた。

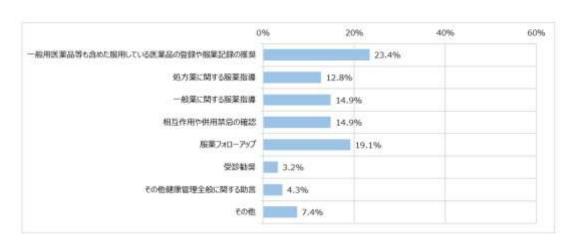
一般用医薬品の情報を利用者に登録していただくための課題 (自由記述抜粋)

分類	内容	
【手順の簡素化】	 パーコードなどの読み込みで登録できれば、簡単で良い (みのり薬局) 	
	 登録方法が分かり辛く、それが原因で事業に参加しなかった方がいた(ウエルシア) 	
	 購入日など入力する部分が多いので、簡潔にするか、店 員が店舗端末から操作補助ができる方法があると良い (ウエルシア) 	
【周知啓発】	 登録自体は簡単に感じたが、登録する意識が低いように 感じたので、そのあたりの意識が改善されれば登録者が望 えると思う (ウエルシア) 	
	お業手帳アプルの浸透・啓発が必要(スギ薬局)	
【説明書の整備】	 使い方を詳しく説明できるツールなどがあれば良い(上田 業剤師会) 	

► モデル事業期間中、モデル事業参加者に対して、電子版お薬手帳を用いてどのような支援等を行ったか。(複数選択)

モデル事業参加者に対して、電子版お薬手帳を用いて行った支援等として、「一般 用医薬品等も含めた服用している医薬品の登録や服薬記録の推奨」が最も多かっ た。

モデル事業期間中、モデル事業参加者に対して、電子版お菜手帳を用いてどのような支援等を行ったか。(複数選択) n=40

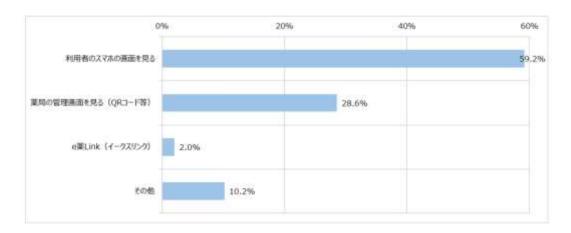


▶ どのように利用者の電子版お薬手帳の内容を確認したか。(複数選択)

利用者の電子版お薬手帳の内容確認方法として、「利用者のスマホの画面を見る」が最も多かった。

どのように利用者の電子版お薬手帳の内容を確認したか。(複数選択)





▶ 電子版お薬手帳のどのような機能が有用だったか。(複数選択)

電子版お薬手帳の有用だった機能として、「【薬局と利用者の連携】電子版お薬手帳の情報を薬局側で確認できる機能」が最も多かった。

電子版お薬手帳のどのような機能が有用だったか。(複数選択)

n= 40



▶ 電子版お薬手帳のどの機能が最も有用だったか。

電子版お薬手帳の最も有用だった機能として、「【薬局と利用者の連携】電子版お薬手帳の情報を薬局側で確認できる機能」が最も多かった。

電子版お菜手帳のどの機能が最も有用だったか。

n= 40



▶ どのような点が有用だったか。(自由記述抜粋)

電子版お薬手帳の有用だった点として、「併用薬の確認のしやすさ」「服薬フォローのしやすさ」「相談の乗りやすさ」などが挙げられた。

どのような点が有用だったか。(自由記述抜粋)

分類	内容	
【併用業の確認のしやすさ】	 一般用医薬品も含め、医薬品の服薬状況を一元的に管理できる(上田薬剤師会) 	
	 当店以外で購入・調剤された薬剤についてお薬手帳に登録したら薬局側で確認できる(ウエルシア) 	
	 定期薬との飲み合わせや基礎疾患の確認が、やすかった(ウエルシア) 	
【服薬フォローのしやすさ】	 を業状況を簡単に確認できるので、リマインドなどがしやすい(スギ薬局) 	
【相談の乗りやすさ】	 直接来局せずに患者様からの相談等ができるため、薬局を身近に感じてもらえるようになった(スギ薬局 	
	 電話するまでもない確認事項のやり取りを、相手の時間を気にすることなく実行できた(ウエルシア) 	
[その他]	 お薬の配荷状況を随時患者様に連絡でき、来局時間の調整ができた(ゴダイ薬局) 	
	 患者様のお菓手帳持参忘れをカバーできた(ゴダイ薬局) 	

▶ 電子版お薬手帳のどのような機能の改善が必要だったか。(複数選択)

電子版お薬手帳の改善が必要な機能として、「【上記以外のアプリ機能】」を除き、「【服薬管理】服薬状況の記録(どのお薬をいつ何錠飲んだ、等の記録)」が最も多かった。

電子版お薬手帳のどのような機能の改善が必要だったか。(複数選択)

n= 40



▶ 電子版お薬手帳のどの機能が最も改善が必要だったか。

電子版お薬手帳の最も改善が必要な機能として、「【上記以外のアプリ機能】」を除き、「【服薬管理】服薬状況の記録(どのお薬をいつ何錠飲んだ、等の記録)」「【薬局と利用者の連携】薬局(薬剤師)と利用者のチャット機能」が最も多かった。

電子版お菜手帳のどの機能が最も改善が必要だったか。

n= 40



▶ どのように改善すると良いか。(自由記述抜粋)

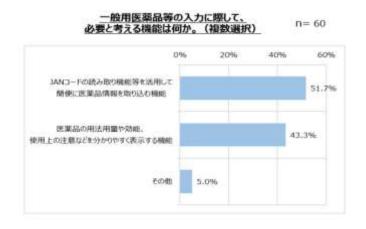
電子版お薬手帳の改善が必要な点として、「手順の簡素化」「医薬品情報の充実」 「受診日のお知らせ機能」などが挙げられた。

どのように改善すると良いか。(自由記述抜粋)

分類	内容	
【手順の簡素化】	 より簡便に操作できると良い(上田薬剤師会ほか) 	
	 患者様がチャットを使える方はかりでないので非常に難しい(ゴダイ薬局) 	
	 高齢の方などにも簡単に登録できるようにするとよい (ウエルシア) 	
【医薬品情報の充実】	・ 成分等の情報が分からない医薬品 があるので、どの医薬品でも添付文書などがみられると良い (ゴタイ薬 局)	
【受診日のお知らせ機能】	 定期薬を登録したら、次の受診日前に知らせてくれる機能があると良い(みのり薬局) 	
	 アラームだけだと面倒になるとスルーしてしまうので、入力忘れなどの場合はアラームや薬局画面で確認できると良い (ウエルシア) 	

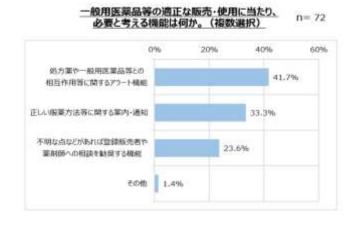
▶ 一般用医薬品等の入力に際して、必要と考える機能は何か。(複数選択)

一般用医薬品等の入力に際して必要と考える機能について、「JAN コードの読み取り機能等を活用して簡便に医薬品情報を取り込む機能」が最も多かった。



→ 一般用医薬品等の適正な販売・使用に当たり、必要と考える機能は何か。(複数選択)

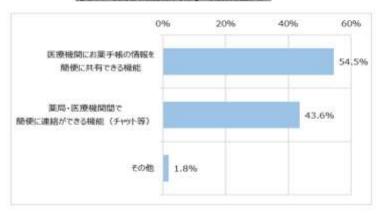
一般用医薬品等の適正な販売・使用に当たり必要と考える機能について、「処方薬や一般用医薬品等との相互作用等に関するアラート機能」が最も多かった。



▶ 受診勧奨や医療機関との連携等を行うに当たり、必要と考える機能は何か。(複数選択)

受診勧奨や医療機関との連携等を行うに当たり必要と考える機能について、「医療 機関にお薬手帳の情報を簡便に共有できる機能」が最も多かった。

受診勧奨や医療機関との連携等を行うに当たり、 必要と考える機能は何か。(複数選択)



▶ どのような情報を共有したいか。(自由記述抜粋)

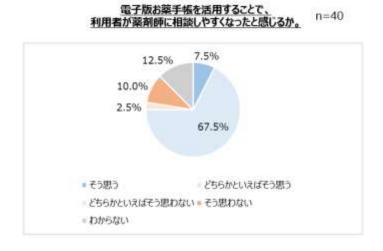
共有したい情報としては、「一般用医薬品も含めた服用薬全般」「一般用医薬品との併用 の可否」などが挙げられた。

どのような情報を共有したいか。 (自由記述抜粋)

	内容
•	一般用医薬品も含めた服用薬全般(上田薬剤師会)
	一般用医薬品との併用の可否 (ゴダイ薬局)
•	アレルギーや副作用歴、一般用医薬品や健康食品の使用状況 (ゴダイ薬局)

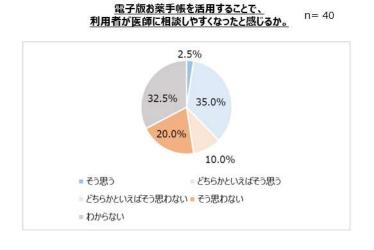
▶ 電子版お薬手帳を活用することで、利用者が薬剤師に相談しやすくなったと感じるか。

電子版お薬手帳を活用することで、利用者が薬剤師に相談しやすくなったかについて、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が合わせて75.0%、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」が合わせて12.5%であった。



■ 電子版お薬手帳を活用することで、利用者が医師に相談しやすくなったと感じるか。

電子版お薬手帳を活用することで、利用者が医師に相談しやすくなったかについて、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が37.5%、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」が合わせて30.0%であった。



▶ 電子版お薬手帳を活用することで、利用者に対して助言・指導がしやすくなったと感じるか。

電子版お薬手帳を活用することで、利用者に対して助言・指導がしやすくなったかについて、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が合わせて70.0%、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」が合わせて30.0%であった。

「そう思う」「どちらかといえばそう思う」理由として、「医薬品名や処方量が分かると、優先して服用すべき医薬品を判断しやすい」などが挙げられた。

電子版お業手帳を活用することで、
利用者に対して助言・指導がしやすくなったと感じるか。 $^{n=40}$



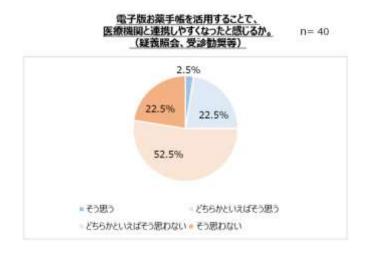
(「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を選択した場合) そのように感じた理由やエピソード (自由記述抜粋)

内容

- 医薬品名や処方量が分かると、処方意図も分かることがあり、どちらを優先して服用してもらうか判断しやすい(ゴダイ薬局)
- 併用薬との相互作用を購入時に指導することができた (ウェルシア)
- 以前は電話がつながらないなどあったが、チャットでいつでも 送信でき、既読かどうか確認できる(スギ薬局)

▶ 電子版お薬手帳を活用することで、医療機関と連携しやすくなったと感じるか。(疑義照会、受診勧奨等)

電子版お薬手帳を活用することで、医療機関と連携しやすくなったかについて、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が合わせて25.0%、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」が合わせて75.0%であった。



▶ 電子版お薬手帳を活用することで、服薬管理の適正化につながると思うか。

電子版お薬手帳を活用することで、服薬管理の適正化につながるかについて、 「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が合わせて 85.0%、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」が合わせて 15.0%であった。



▶ 「電子版お薬手帳を活用することで、服薬管理の適正化につながると思うか」についての 回答理由(自由記述抜粋)

電子版お薬手帳を活用することで、服薬管理の適正化につながるかへの回答理由について、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」では、「情報の一元管理」「服薬フォロー」「併用薬の確認」「コミュニケーション」などへの理由が挙げられ、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」では、「システム連携」「操作性」などへの理由が挙げられた。

「電子版お薬手帳を活用することで、服薬管理の適正化につながると思うか」についての回答理由(自由記述抜粋)

回答	分類	内容
【そう思う/ どちらかといえば	情報の一元管理	・ 複数の医療機関の情報を一元管理しやすくなるため(上田薬剤師会)
そう思う】		 薬の重複や疾患などを把握して、薬の適正使用につながると感じたため (スギ薬局)
	服薬フォロー	 服業タイミングを知らせる機能や、相互作用の注意アラートを手帳で確認できるように改善するなど、 今後の発展に期待ができるため(ウエルシア)
	併用薬の確認	 患者が服用している薬の飲み合わせなどが見やすくなったため (ゴダイ薬局)
	コミュニケーション	 患者様・お客様とのコミュニケーションツールとなりうるため (ウエルシア)
		今までより服用状況について患者様と話す機会が増えたため(ウエルシア)
【そう思わない/ どちらかといえば	システム連携	 薬局での活用は増えているが、医療機関側にシステム含め浸透しておらず、電子お業手帳を活用した連携はとれないことが多いため(ウエルシア)
そう思わない】	tru]	 電子化することで記録は一元化できるが、薬局のシステムとの連動がないと結局は意味がないという 状態の方も多数いらっしゃるため(ウエルシア)
	操作性	 使いこなせる方が限定的だと考えるため (ゴダイ薬局)

■ 電子版お薬手帳の普及や有効活用の推進のために、どのような取組・対策が必要だと思うか。(自由記述抜粋)

電子版お薬手帳の普及や有効活用の推進のために必要な取組・対策について、「周知啓発」「システムの改善」「機能の改善」「操作性の改善」などへの取組の必要性が挙げられた。

電子版お薬手帳の普及や有効活用の推進のために、どのような取組・対策が必要だと思うか。(自由記述抜粋)

分類	内容	
【周知普発】	 薬局だけでなく医療機関全体でのアピール (ゴダイ薬局ほか) 	
	・ 電子版の活用メリットの周知(スギ薬局)	
	 電子お菓手帳について知ってもろう機会をつくる (スギ薬局ほか) 	
【システムの改善】	・ システムの統一または互換性の向上 (上田薬剤師会)	
	 マイナンバーカード、レセコン機能と連動した統一的なアプリがあれば一気に広がると思う(ウエルシア) 	
	 電子お菓手帳の情報を薬局の端末で確認できるよう改善する(ウエルシア) 	
【機能の改善】	 薬のデータを登録するだけでなく、変更時に変更理由や追加理由等の情報をお薬手帳に残すことで、有效活用の推進につながる(ウエルシア) 	
	ワンタイムコードを使いやすくする(スギ薬局)	
【操作性の改義】	 高齢者が使えるくらいの簡易性が必要(ウエルシアほか) 	
	 アプルによって操作方法が異なるのが不便なので、ある程度の統一感を持たせる(スギ薬局) 	

3)ヒアリング調査結果

モデル事業に参加した薬局へのヒアリング結果は、以下の通りである。

(1) スギ薬局

		スギ薬局 勝山店 (福井県)	スギ薬局 花堂店(福井県)	
f	を用アプリ	「スギスマホでお薬」 ※	メドビア「kakari」のOEM	
	人数	17名	13名	
数	属性	女性15名 ,男性2名	女性11名、男性2名	
加者		20代~30代:5名 40代~50代:5名 60代~80代:7名	20代~30代: 7名 40代~50代: 5名 60代: 1名	
	慢性疾患	有:11名 無:6名 無回答:0名	有:0名 無:12名 無回答:1名	
	ウルーティン 方法・対象	手帳アプリ導入済の人を中心に声掛け	・アプリを新規導入する人が中心 (導入済みの人は処力薬の使用が中心で参加が難しい)	
Ė	OTC登録	・OTC登録はスムーズにできた	OTC登録はスムーズにできた	
	薬局での 報閲覧力法	<u>処方薬</u> ・アプリへの登録内容を薬局画面で確認可能 OTC ・利用者のスマホ画面の確認が多い	OTC ・利用者のスマホ画面の確認が多い	
		スギ薬局 勝山店 (福井県)	スギ薬局 花堂店 (福井県)	
実施内容	登録情報の確認・指導	ント機、業歴に打ち込み、相互作用・併用等をチェック している	OTC ・処方する際、OTCの登録内容から相互作用などを確認し、患者と会話することがある ・指導内容は紙の場合と変わらないが、手帳の持参忘れは少なくなる (会話例) >今回購入するOTCと同じような処方薬が出ているが、医師に確認したか。会話がまだの場合はOTCの服用は様子を見ましょう。	
・利用した機能	チャット機能	 体調変化や飲み合わせについて、電話よりも気軽に相談・指導ができる。 利用者のタイミングで返信できる。 高齢者(60歳くらい)でも、チャット機能を使う人はいるが、全体としては20~40代の方がチャットでの相談は多い(チャット側) >高齢の方で抗血栓薬を服用している際にコンドロイチンを飲んでいいかの問合せがあり、相互作用の観点から併用はやめるように指導 >処方薬の副作用の問い合わせ対応 		

(2) ウエルシア薬局

		ウエルシア薬局瀬谷三ツ境店(神奈川県)	ウエルシア薬局小山駅南町店 (栃木県)
鼓	E用アプリ	EPARKおくすり手帳 ※薬局とし	てはカケハシ社「Musubi」も併用
	人数	15名	15名
do.	属性	女性9名、男性6名	女性9名、男性6名
参加者	年代	20代-30代: 7名 40代-50代: 5名 60代-80代: 3名	20代-30代: 7名 40代-50代: 4名 60代 : 1名 不明: 3名
	慢性疾患	有:1名 無:11名 無回答:3名	有:5名 無:8名 無回答:2名
99	ルーティン 方法・対象	・web経由では1名、ほか14名は店舗での声掛け	 web経由では1名、ほか14名は店舗での声掛け アブリを既に導入している方は参加いただきやすい 40代以降の方は、アブリについて丁寧に説明しながら導入してもらった分、参加してもらいやすい。若年層の方が、アブリ導入の説明が難しく参加いただきにくかった
(OTC資料	モデル事業へのご協力までのハードルは高いが、参加後 のOTC登録等はスムーズであった	• JANコードでのOTC登録はスムーズにできた
	薬局での 報閲覧方法	 EPARK手帳アプリの情報は、薬局内のブラウザ画面で 確認できるが口頭で話す。あるいは利用者の画面を見る ことが多い 	・薬局内のブラウザ、もしくは利用者の画面を閲覧

		ウエルシア薬局瀬谷三ツ境店(神奈川県)	ウエルシア薬局小山駅南町店(栃木県)
実施内容等		チャット機能・3日後、7日後、1か月後、2か月後に決まったメッセージを送信していたが、利用者からの回答は1~2件であった	登録情報の確認・指導 OTCについて、使用した感想などを購入時にフォローしている。また飲み合わせについても薬歴等を確認して電話でフォローした
利点・改善点等	4 884-241-200	 基局内での使用ツールの統一 EPARKお業手級とPocket Musubiの2つを使用しているが、統一された電子版お業手帳があることが望ましい EPARKお業手帳は業歴と連動していないので、コピー&ベーストで転記している Pocket Musubiは薬歴システムと連動しているので使用しやすい。また、LINEを用いたチャット機能のため、患者も操作に慣れている。実際にOTCとの併用についての問合せが届く 医療機関との連携 薬局・医療機関の双方でコメントを入力できる機能があるとよい 	ローの通知を他通知と分けて示す、大きくアイコンを示す等が必要 ・チャットの定型文庫は、複数パターンあることが望ましい。1か月までのフォローが必要な薬剤もあれば、2週間以上使うのが望ましくない薬剤もある 服業フォロー全般 ・薬歴システムと情報連携できた方が、フォローアップもしやすい。

(3) ゴダイ薬局

		ゴダイ薬局広畑店(兵庫県)	
使用アプリ		ゴダイお薬手帳 ※ファルモの提供	
	人数	9名	
参	属性	女性5名、男性4名	
加者	年代	20代~30代: 2 名 40代~50代: 4 名 60代~80代: 3 名	
	慢性疾患	有:3名 無:4名 無回答:2名	
リクルーティン • 3名は調剤室、5名はOTCのレジにて声掛け グ ・いずれも頻繁に来局する方 ・アプリ未導入の方にモデル事業及びアプリの案内をした上で参加			
OTC登録		・スマホを使い慣れた若年層は、問題なく登録できていた・高齢者の場合、登録に難しさがあった	
薬局での 情報閲覧方法		・利用者のスマートフォン画面と薬歴システムを閲覧・手帳アプリに登録したOTC情報は薬歴システムに反映。処方薬の反映については不明・調剤室ではタブレット端末で薬歴を管理	
内 産款・指導 確認していくよう指導。緑内障あるがソない旨説明。		管理簿の記載 ・電子お薬手帳に処方薬、OTC薬共に記載し、飲み合わせや相互作用について確認していくよう指導。緑内障あるがソフトサンティアの使用について問題	

ゴダイ薬局広畑店(兵庫		ゴダイ薬局広畑店(兵庫県)
利点・改善点等	登録情報の 確認	 利用者の手帳アプリ導入状況がポイントカード等との紐づけ等によりわかるとよい 医師に申告せずに、処方薬とOTCや健康食を併用しているケースがあるので、登録したOTC情報を基に薬剤師側で相互作用を確認できる点は非常に有用だった 併用薬の注意喚起について、「禁忌」レベルは必ず表示すべきだが、「要相談」レベルは情報量が多すぎるので、必ずしも表示する必要はない 服薬アラームを自ら設定する必要があるころは、利用者にはハードルがある・PB商品は入れ替わりが頻繁なので、円滑なDBのアップデートが課題
	服薬フォロー	チャット機能について薬局側の負担が大きい。今後導入するとしても、専属の担当者が必要になるのではないかと思う。本部等で一括してチャット対応をする形が望ましいが、利用者の個別の相談については店舗担当者の対応が望ましい場合もある
	医療機関と の連携	・アレルギーや副作用について、利用者が申告しないことが多く、薬を持ち帰ったのち再度問い合せがくる場合がある。アレルギー等の情報を簡単に連携できる仕組みがあるとよい

(4) ハルモ系列

		浜松町スマイル薬局(東京都)	みのり薬局栗東店(滋賀県)
使	用アプリ	ハルモお薬手帳	ハルモお薬手帳
	人数	15名	15名
金	属性	女性9名、男性6名	女性13名、男性2名
参加者	年代	20代-30代:7名 40代-50代:7名 60代 :1名	20代-30代:6名 40代-50代:9名
	慢性疾患	有:2名 無:13名 無回答:0名	有:6名 無:6名 無回答:3名
	ルーティン グ 法・対象	 アプリを新規導入する人が中心 都心部であり、オフィス動務の方が多い 小規模店舗であり、投業台にて声掛け 	 数年前に来局者全員にアプリ導入を推奨した経緯があり 既にアプリを導入している方を中心に特合室で声掛け
ОТС登録		※JANコード機能なし・医養品によっては難しさがあった (同じロキソニンでも複数ある場合等)・登録時は薬局でサポートした	※JANコード機能なし
210/2	薬局での 顧閲覧方法	・薬局内のharmoのビューアーにて確認	処方薬/OTCもいずれもビューワーで閲覧可能だが、スマホ面面を見せてもらう方が早いケースもある

		浜松町スマイル薬局 (東京都)	みのり薬局栗東店(徽賀県)
実施内容等	登録情報の 確認・指導	OTC OTC服用者に指導することは少ない ・仕事の合間で目的の医薬品を購入しにくる場合が多く、利用者自身が当該医薬品の内容を把握していることが多い ・確認する場合は、アブリ内の情報を端末で閲覧し、併用 薬等を確認	 電話フォロー ※チャット機能なし モデル事業内で服薬フォロー (電話)をした際に、患者に嫌がられることはなかった 薬局としては薬の使用状況が確認できることがメリット利用者からは飲み合わせや服用間隔(●時間空けられてないが飲んでよいか等)の相談がある
利点・改善点等	登録情報の確認	JANコード等でスキャンできれば正確 ・JANコード等でスキャンできれば正確 ・面像が見られると利用者も自分が使っている商品がどれか識別できる ・現状でもアプリ経由でネット上の医薬品検索ができるので薬局ではフォローができる ・商品名までわかれば、実物を見せる等で確認できる OTC情報の確認 ・OTC頭痛薬の購入頻度が高ければ受診を勧める等活用できる ・患者が能動的に情報入力しなくても購入情報を記録できないか	IANコードでの登録 ・JANコードでの入力は不可欠。 ・市販薬をお薬手様に記録する意識は、患者には無いことが多い。JANコードで簡単に登録できるようになれば、意識的に入力してもらう流れができる ・将来的には、薬局側からブッシュしなくても患者がアブリで記録してもらうことが望ましい。一般用医薬品だけでなく、健康食品等の情報も記録してほしいと思う OTC情報・相互作用の確認 ・処方薬/OTC双方で意理している薬局が、OTCの情報を把握することは重要である ・相互作用のアラート機能があると望ましいが、危険度の濃淡や、個人の体質にもよるので、現時点では服用薬の一覧を薬剤師に提示し、個別に相談する形がよいと考えている

		浜松町スマイル薬局(東京都)	みのり薬局栗東店(滋賀県)
利点・改善点等	服装フォロー	¥i	チャット機能 ・日常的にメールを使用しない、電話も怪しんで出ないというケースがあり、LINEや各種SNSなど社会的に広く 普及しているツールを活用できるとよい ・手帳アプリ内にチャット機能もあると一元的に情報が確認できてよいが、利用者のアプリ導入や通知の設定等には課題がある ・患者は、自ら聞入したOTCへの信頼が高い傾向にあり、一方で処方薬の効果が希薄だと不満を持つこともある。チャット等で気軽に相談できれば、セルフメディケーションも推進されると思う
点等	薬局での 閲覧	 ビューアーに登録されたデータは24時間で消えるものの、対面での服薬フォローが多いため問題にはなっていない アプリ内にもメモ欄への自由記載や副作用歴の記録が可能だが、薬局側で見やすい表示だとなおよい 	 ビューワーに表示される情報が24時間で閲覧できなくなることは、個人情報保護の都合上は仕方ない
	医療機関と の連携		 特記事項はトレーシングレポートに追加メモして、メール添付やFAX送信、場合によっては郵送することもあるセキュアな連携方法があればよい

4. 今後の検討課題

1)モデル事業にかかる検討課題

(1)検証に必要な機能・情報(データベース)の検討

《検証に必要な電子版お薬手帳アプリの機能》

- ・検証に必要と考えられる機能のうち、必須機能としていた「JAN コード読取りによる OTC 情報の自動取得」が電子版お薬手帳アプリに実装されていない場合、導入に時間を要するためにモデル事業の参加を見送る電子版お薬手帳サービス事業者があった。
- ・検証が必要な各種アプリ機能の導入有無について一覧化されておらず、機能導入状況の比較が困難であった。対応として電子版お薬手帳アプリの試行、電子版お薬手帳サービス事業者へのヒアリングを通じて、都度確認を行った。
- ・特定の機能が実装されている場合も、その機能の詳細が各社で異なっているため、当該機 能の有用性の検証について、事業者間で一律に比較することが困難であった。
- ・例えば、登録した一般用医薬品等の情報表示について、電子版お薬手帳アプリ内で情報を 閲覧できる場合と外部サイトへリンクする場合があった。また、電子版お薬手帳アプリ内 で情報を閲覧できる場合も、表示される項目数(概要・用法用量・成分分量等の項目)や 記載分量はアプリごとに差異があった。
- ・利用者が適切な電子版お薬手帳アプリを選択できるよう、備えている機能について、各社 が一覧化して公表することが求められると考えられる。

《検証に必要なデータベース》

- ・使用しているデータベースが電子版お薬手帳サービス事業者により異なる場合があり、用いるデータベースにより医療用医薬品・一般用医薬品等の登録数や相互作用チェック等の付加的機能の有無が異なっていた。
- ・データベース事業者が相互作用チェック等の付加的機能のサービスを提供していても、電子版お薬手帳サービス事業者が当該サービスを導入しておらず、電子版お薬手帳アプリに実装されていない場合があった。
- ・各データベースにモデル事業協力薬局のプライベートブランド (PB) の医薬品情報が登録されていない場合が大半を占めていた。薬局側から PB 情報を提供する必要があるが、モデル事業開始までの導入が困難な場合があった。
- ・健康食品等に関するデータベースはデータベース事業者側で未実装であった。
- ・電子版お薬手帳アプリ事業者によるデータ取得方法について、API 連携が未実装の場合があった。

(2) 協力事業者・薬局・利用者の選定・確保

《電子版お薬手帳サービス事業者の選定》

【目標数】

・参加目標数の3社程度の確保は達成したものの、検証に必要な電子版お薬手帳アプリの機能の実装状況や、モデル事業実施スケジュールにより参加を辞退する電子版お薬手帳サービス事業者があった。

【対象要件】

・e 薬 Link の対応については、e 薬 Link に対応している製品の提供組織に打診を進めることで要件を満たすことができた。

【協力依頼事項】

- ・モデル事業参加薬局の電子版お薬手帳サービス事業者からの紹介について、一般用医薬品 等の販売実績がある店舗の紹介及び店舗の承諾に難航する場合があった。
- ・電子版お薬手帳アプリの機能を経由して、利用者にアンケートを送信する機能が実装されていない場合があった。薬局のモデル事業に関する業務負荷を軽減するため、電子版お薬手帳サービス事業者から薬局を介さずアンケートを送信することを検討していたが、モデル事業に参加した利用者に限定したアンケートの送信は難しく、事務局からアンケートを送信する形式を採用した。
- ・モデル事業参加者の電子版お薬手帳アプリの活用データについて、個人情報にあたるため、電子版お薬手帳サービス事業者から事務局へ連携することが難しく、参加者の同意を得たうえで google form のアンケートに回答いただく形で基本属性やアプリの活用状況を収集することとなった。

《薬局の選定》

【目標数】

- ・電子版お薬手帳サービス事業者 3 社程度から紹介のあった薬局グループ 3 社程度で店舗数 40 店舗を確保することを想定しており、実際にグループで参加いただく場合に複数店舗から協力いただくことができた。
- ・選定薬局の所在地が多様となるよう電子版お薬手帳サービス事業者や薬局グループに打 診することで、様々な地域の薬局がモデル事業に参加した。

【対象要件】

- ・一般用医薬品等の販売実績が多い店舗を対象としていたものの、電子版お薬手帳サービス 事業者からの紹介の中で、一般用医薬品等の購入者が限定的な店舗(個店)も一部選定さ れることとなった。電子版お薬手帳サービス事業者にて対象店舗の精査及び再選定を可 能とするスケジュールとすることが必要となる。
- ・一方でチェーン薬局以外の個店がモデル事業に参加することで、店舗状況や服薬フォロー 体制が異なる場合の情報が収集でき、多様な属性の薬局が参加することが有効であった。
- ・ドラッグストアの場合、調剤併設の店舗であることを対象要件としていたが、薬局に要件 を示すことで要件を満たす施設を選定することができた。

【協力依頼事項】

・参加者へのインセンティブ設定及びインセンティブに関する利用者への周知について、薬局との調整を要する場合があった。特にチェーン薬局では通常のキャンペーンの場合に独自のポイントの付与や自社独自のバナー作成をする場合がある。本事業の特性上、利用者インセンティブを前面に押し出すことや各社独自の広報活動を推奨しないため、参加者確保への懸念が寄せられた。

《利用者の選定》

【目標数】

- ・目標数としていた 600 人程度の確保については、参加薬局内に一般用医薬品等の購入者が限られている店舗が含まれていたこと、一般用医薬品等の購入者が一定数いる場合もモデル事業の参加者確保が薬局現場担当者の負荷となったこと、来店者へのモデル事業説明の時間確保が困難であったこと、電子版お薬手帳アプリに一般用医薬品等の情報を登録・活用する意義の啓発が十分に進んでいないことから目標人数を下回る結果となった。
- ・モデル事業の参加者確保には年齢層や性別の条件を設けていないが、スマートフォンや電子版お薬手帳アプリに馴染みのない方(高齢者等)の参加が難しいことが想定されるため、薬局に対して特に丁寧な説明とフォローを依頼した。

【協力依頼事項】

・電子版お薬手帳アプリの利用(一般用医薬品等の情報の入力・活用)について、アプリ機能の使い方を利用者が分からない場合には、店舗にて薬局担当者により案内をすることでフォローを行った。また薬局向けのヒアリングでは、一般用医薬品等の情報の入力・活用はスムーズに進んだとする回答が大半を占めていた。

(3) モデル事業の実施・モニタリング

【フォローアップ】

- ・利用者からの相談対応・服薬指導・受診勧奨等について、電子版お薬手帳アプリ内にチャット機能がない場合は、対面もしくは電話での対応が中心となった。その場合もモデル事業ならびに電子版お薬手帳アプリの情報を起点としたフォローを行うことが有効であるとする回答が薬局アンケート等から得られた。
- ・対面で服薬フォローを実施する場合、薬局店舗側でモデル事業参加者が把握できないことが課題にあげられた。一部事業者の電子版お薬手帳アプリの薬局側管理画面ではモデル事業参加者にフラグを立てることが可能であったが、大半の参加薬局では来局者がモデル事業参加者かを判断するには参加者による自己申告が必要となった。
- ・モデル事業への参加状況のほか、利用者の電子版お薬手帳アプリの導入状況について、薬 剤の説明時や会計時に薬局側が簡便に確認できるとよいとする意見が薬局ヒアリングで あがった。
- ・薬局での電子版お薬手帳アプリ情報の閲覧について、薬局側画面で確認可能な情報が周知 されていない場合があることが薬局ヒアリングで確認された。機能の充実のほか、薬局側 における電子版お薬手帳の活用方法・操作方法の周知も重要となる。
- ・店舗外での継続的なアプリ機能の活用については、利用者自身に委ねられていた。モデル 事業では店舗からの継続フォロー時や事務局からのアンケート配信時にアプリ活用を促 していた。今後も継続して電子版お薬手帳アプリを利用者が活用するために、薬局からフ ォローをしやすい機能や利用者がより使用しやすいと感じるアプリ機能の開発、利用者 への電子版お薬手帳アプリ活用の啓発等が必要となると考えられる。
- ・電子版お薬手帳アプリを用いた医療機関等との連携について、利用者が医療機関で電子版お薬手帳アプリを活用する事例や薬局・医療機関間での電子版お薬手帳アプリに係る連携事例が限られていることから、モデル事業参加薬局経由で医療機関等での電子版お薬手帳アプリの活用状況を把握することは困難であった。

【モニタリング】

・モデル事業の実施状況の報告について、モデル事業参加者に限定した服薬フォロー状況やインセンティブ(クオカード)の提供状況を電子版お薬手帳アプリの薬局側管理画面で記録・管理できない場合があった。その場合、別途 Excel 形式の管理簿上に、薬局担当者に記録する形となった。

(4) アンケート・ヒアリング調査

【アンケート調査】

・利用者アンケート調査へ協力依頼について、モデル事業参加同意時に取得したメールアドレス宛に google form 形式のアンケートを配信したが、モデル事業開始から約3か月後の最終アンケートの回答まで継続して協力いただくことが課題となった。離脱を防ぐため、1か月ごとに簡易な中間アンケートを配信すること、薬局から服薬フォローを実施した。

【ヒアリング調査】

・薬局ヒアリングについては、薬局側に希望日時をお伺いする形式としたが店舗担当者の業務時間となる場合が多く、薬局混雑時を避けてヒアリングを設定することが薬局側・事務局側双方にとって重要となった。一部店舗では店舗営業時間後に対応いただくこともあった。

2) 一般用医薬品等情報活用推進にかかる検討課題

モデル事業での検討事項として以下の3点を設定しており、「モデル事業参加者の属性」、「利用者アンケート」、「服薬フォロー」、「薬局アンケート・ヒアリング」の観点から検討した。

- ・ 現在の主たる利用者の特定や今後の利用者の特定に向けた検討、ユースケース収集
- ・ 一般用医薬品等の入力、一般用医薬品等の適正な販売・使用、受診勧奨等の医療機 関との連携等のために利用者・薬局・医療機関等が必要とする機能の検討
- ・ 機能実装に必要となる事項の検討(データベースの要件、セキュリティ要件、情報 連携の手法等)

(1) モデル事業参加者の属性

【全般】

・モデル事業参加者の内訳として、年代別では幅広い年代をリクルーティングできたが、40 代が最多であり、ボリュームゾーンとなる30~50代で全体の約6割を占めた。また、男 女比では女性が約6割、慢性疾患の有無では慢性疾患無しが約6割となった。

【年代】

- ・モデル事業の参加者確保には年齢層や性別の条件を設けていないが、スマートフォンや電 子版お薬手帳アプリに馴染みのない方(高齢者等)の参加者は難しいことが想定された。
- ・高齢者に対しては電子版お薬手帳の訴求と丁寧な説明を薬局に依頼し、結果として 60 代以上でもモデル事業参加者全体の約 2 割程度を占める割合が参加した。一方で薬局ヒアリング等を通じて、スマートフォン等に馴染みがない高齢者へのリクルーティングが難しいことを確認された。
- ・電子版お薬手帳アプリの利用を勧奨する際は、電子版お薬手帳の意義やメリット等の丁寧な説明の実施や、紙のお薬手帳も利用可能であることを示し、利用者の希望・閲覧に必要な機器の保有状況の確認を実施した上で、基本的には利用者に電子版お薬手帳サービスを案内することが求められる。その上で、電子版お薬手帳サービスの利用を希望する者で、スマートフォンの操作等に不慣れな方等に対しては、薬局・医療機関等にて操作方法や利用方法を丁寧に説明することが望まれる。

【性別】

・今回のモデル事業では、比較的女性の利用が多いと想定される薬局・ドラッグストアを起 点とするリクルーティングだったことから男性の参加割合が低かった。要因については 確認の必要があるが、今後電子版お薬手帳の普及に向けては、薬局・ドラッグストア起点 以外のアプローチ方法も検討の余地があると考えられる。

(2) 利用者アンケート

【一般用医薬品の服用状況】

・一般用医薬品を服用している割合は、慢性疾患の有無を問わず約70%~約80%、年代別で見た場合も全年代で約70%~約80%であった。

【利用者が必要とする電子版お薬手帳アプリ機能】

- ・「医薬品情報の検索」機能のニーズが確認されたが、アプリの機能を踏まえると、医薬品 情報の表示に対するニーズと捉えることができる。登録した医薬品の情報を特段の操作 なく、分かりやすく表示させる機能が重要である。(登録した医薬品から簡便に、効果や 用法用量等の情報にアクセスできるようにする、等)
- ・「薬局・病院におけるお薬手帳の情報の連携」機能は、特に医療機関において、スムーズ に情報の閲覧等が可能な環境の整備が望まれる。

【電子版お薬手帳アプリを利用しない層への利用勧奨】

- ・「薬をすぐに飲み終わったから」との理由でお薬手帳を利用していない利用者等に対して も、継続的にお薬手帳を利活用することでセルフメディケーションに関する意識を高め るような利用方法を想定する必要がある。
- ・その際、薬局では処方薬と一般薬の飲み合わせ等に関する相談もできるなど、具体的な活用方法もあわせて伝えていくことが有用と考えられる。アプリ内で記録や薬剤師・医師への相談を促すプッシュ機能なども検討する必要がある。

(3) 服薬フォロー

【主な服薬フォロー内容】

- ・重複投与や飲み合わせの確認を行った事例や、適正な使用方法の助言指導を行った事例、 体調の確認を行った事例の他、一部、症状がおさまらないために受診勧奨した事例もあった。また。電子版お薬手帳アプリに医療用医薬品、一般用医薬品等をともに記載し、飲み 合わせや相互作用について確認していくよう指導し、その後のフォローに繋げている事 例があった。
- ・飲み合わせの確認や使用方法の確認について、登録情報を薬剤師が確認できる機能だけでなく、重複投与や相互作用に係る注意点を薬剤師・医師に表示できる機能があると望ましいと考えられる。

【PHR との関連】

・検査値や血圧などの情報もあわせてフォローしている事例があった。電子版お薬手帳としての機能として位置付けなくとも、血圧などの健康情報等を管理するツールとの連携についても検討が必要となると考えられる。

【服薬フォロー推進の方策】

- ・薬局側での使用方法の説明や登録の推奨に関する声掛けなど、電子版お薬手帳アプリを利用者が有効に活用するための説明・指導についても検討が必要となると考えられる。
- ・服薬フォローの方法について、モデル事業内では対面や電話での服薬フォローが中心に行われており、電子版お薬手帳アプリを活用した双方向のチャット機能の導入の要望もアンケートやヒアリングで確認された。双方向のチャットを導入する場合、薬局側でのチャット対応業務の負荷が軽減できるよう、薬局側での対応時間を電子版お薬手帳アプリ内で明示し緊急の場合は電話等で連絡するように示すこと等が必要となる。

(4)薬局アンケート・ヒアリング

【一般用医薬品等の登録】

- ・一般用医薬品等の情報を利用者が登録するにあたり、登録手順の簡素化や登録意義の周知 啓発、説明書の整備の要望があった。
- ・薬局向けヒアリングにおいては、JAN コードによる一般用医薬品等の読み取り機能が実装された電子版お薬手帳アプリを用いた全店舗から、一般用医薬品等の登録がスムーズに行えたという回答があった。

【電子版お薬手帳アプリの薬局での確認方法】

- ・電子版お薬手帳アプリの内容確認方法として、利用者のスマートフォンの画面を見る方法 が最も多かった。利用者の電子版お薬手帳アプリの情報について、より簡便に薬局側へ連 携する機能が求められる。
- ・利用者のスマートフォン画面から確認する場合も、電子版お薬手帳アプリの情報を薬局側端末に自動で連携・蓄積することで、来店時以降に薬局側での確認が可能となり、服薬フォローに活用できるほか、転記等の業務負荷の削減や繁閑を踏まえた薬局側対応が可能となると考えられる。

【有用な電子版お薬手帳アプリの機能】

- ・電子お薬手帳の有用性について、薬の情報の一元管理、併用薬の確認、服薬フォロー等が あげられた。医療用医薬品と一般用医薬品等の双方の情報や別店舗で購入した医薬品の 情報、飲み合わせや基礎疾患の確認等で有用であるとする意見があった。
- ・双方向のチャット機能について、体調変化や飲み合わせに関して、電話よりも気軽に相 談・指導ができる利点があげられた。症状ごとのチャットの定型文のパターンがあると、 より適切な服薬フォローやチャット送信に係る負荷軽減につながるという意見があった。
- ・利用者が薬局からの服薬フォローのチャットを見落とすことがあるため、アプリ内の通知 アイコンの示し方の工夫や SNS と連携した服薬フォローの送信の有用性が指摘された。

【電子版お薬手帳アプリの改善点】

- ・電子版お薬手帳の改善が必要な点として、利用者の操作手順の簡素化、各アプリの操作方 法の統一感、薬局内のシステムや医療機関との連携があげられた。
- ・利用者が電子版お薬手帳を容易に活用できるよう、利用者が操作しやすい画面設計やアプリ操作方法の説明資料の充実について検討が必要となる。また、薬局内においても電子版お薬手帳アプリの薬局側画面の操作方法・活用方法の周知が必要となる。
- ・薬局内でのシステム連携について、電子版お薬手帳アプリの薬局側画面とレセコン等が連携しておらず、手入力が必要となるケースがあった。利用者の電子版お薬手帳の情報について、薬局での確認・活用が進められるよう、電子版お薬手帳アプリの薬局側システム

と電子薬歴及びレセプトコンピュータの情報連携が可能となることが望ましいと考えられる。

・医療機関での電子版お薬手帳アプリの活用は進んでいないとする回答が薬局アンケート・ ヒアリングで確認されており、電子カルテ等との連携が可能となることや、医療機関で電 子版お薬手帳アプリを活用するという意識が薬局・医療機関・利用者で醸成されることが 求められる。

第3章 新たに期待される付加的機能の調査・活用推進事業

1. 取組概要

1) 事業の背景と目的

電子処方箋導入後は、マイナポータルでリアルタイムに一元的な処方・調剤情報の閲覧が可能となることを踏まえ、電子版お薬手帳に新たに期待される機能として、従来の薬剤情報の管理に留まらない画期的な活用事例を調査することとした。また、調査した事例は、ガイドライン策定のインプットとして活用することとした。

2) 事業の概要

第2章で記載したモデル事業に参加いただいた関係者を中心に、薬局、電子版お薬手帳事業者及びデータベース事業者に対し、アンケート及びヒアリングを実施する形で事例を調査した。

2. 活用事例調査の企画・実施内容

1)活用事例の調査方針

調査に当たっては、「お薬手帳(電子版)の運用上の留意事項について」で記載されている電子版お薬手帳の意義及び役割(「服用状況を記録し、利用者の医薬品に対する意識を高める」「医薬品の相互作用・重複投与を防ぐ」)に資する事例を収集した。また、現在は実装されていないが、今後実装することが想定される、アプリを利用せずに実施している好事例等も調査の対象とした。

調査に当たっては、以下図表 23 に示す7つの領域について事例を収集することとした。

図表 23 電子版お薬手帳の活用事例の調査領域 # 調査領域

#	训且 					
1	利用者が個人で利用する機能、利用者、事業者間の機能					
2	利用者、薬局間の機能					
3	利用者、医療機関間の機能					
4	薬局、医療機関間の機能					
(5)	薬剤情報、電子処方箋、その他外部のデータを活用する機能					
6	データの連携に関する機能					
7	データの二次利用に関する機能					

2)活用事例の調査対象

調査対象は、第2章で記載したモデル事業に参加いただいた関係者を中心に、薬局、電子版お薬手帳事業者及びデータベース事業者とし、アンケート及びヒアリングを実施した。

図表 24 アンケート及びヒアリング対象

区分	団体名
	メドビア株式会社
	株式会社くすりの窓口
Minima diam at term and diam.	株式会社ファルモ
電子版お薬手帳 事業者	ハルモ株式会社
中来日	株式会社カケハシ
	PHC株式会社
	日本調剤株式会社
	株式会社スギ薬局
	滋賀県薬剤師会 会営薬局
	上田薬剤師会
薬局	ウエルシア薬局株式会社
	ゴダイ株式会社 (ゴダイ薬局)
	アイン薬局
	たむら薬局
	セルフメディケーション・データベースセンター
データベース	株式会社ズー
事業者	KEGG
	ネットパイロティング株式会社
その他	くすりの適正使用協議会

3)活用事例の調査内容

図表 23 に示す7つの領域について事例を収集するため、以下図表 25 のフォーマットに記入いただく形でアンケートを実施した。

図表 25 活用事例収集シート

									が極所	
		好事件的發集性性 (例)	投事例のイメージ	アプリ 事業者 者	NO.	nna	DD事業 青年	EH#		
1		利用者が個人で利用する検索。利用者、事業を認り検定	・場所しているな万里。一般用圧重圧率と排除させがして、経験重要に向 35.27パイスを開発	.0	0	0				
100	進を開始する事例	クンタイン病性等等はなシステム(原則対象的)、電子協力施 DB、その他内部のチークを活用する機能 ・ 6000 74447/38、197 5883/442 1 197 15、19810年78月78 中半778、1841年7月12日 1 197 1587 197 197 197 197 197 197 197 197 197 19	・電子的方面の情報と電子等が選手等のデータ(音和のTCI を明白した 自動化となりを見た何から電源中の音のアストト 「電声の音楽とアメリムとの影響 「電子記り海の対象集団と同様能の英雄	0	0	Q	0			
191		デーヤの連携に関する特殊	(中代事業表帯が収集、北京事や建築状況等の復動を属于派お園平場の 情報と近づけて被事者都に加北アパイス等を実施	0						
*	医薬品の唐切以応 方・脳和に育する事例	利用書,其解除6時候	・購入した処力賞、一般利益業品等の物質に対す必要が毎を確認のと、 必要が記してかせ、シャルを報道を実施 ・チャルトカスシインでの職業フィロー	.0		9				
101		利用者, 这都确定提出构能	・電子板が選手板の情報を入いてに変遷機能のシステムで確認可能とす をこと、初近月毎年に目寄いた英明の約27を開始 ・医療機能でせるシア・上京会に開節アプ・等にアウセスする器盤の整備	0	0					
(6)		医 根,医療機能等5%能	・高原、正着特殊、力速出回等におり高齢情報等の連携 高型では高い原等を加味。と起これ違う高速する中で、概差所会等もよ り遂以に同様	.9	0	.9				
191	データの二次利用区 用に賃貸する事例	テータルニ 次年間に関する機能	・選名化した電子所名属中機のサータを、包治体等のテーケ四円を実施する 主体に連携し、借当の相下をテールと同じて分析することで利用者の被動者 単二級する記例等も実施する。	0						

また、アンケートの回答結果を踏まえ、より詳細に取組の実態や効果を把握するため、回 答内容を深堀する形でヒアリングを実施した。

3. 活用事例調査の結果

アンケート及びヒアリングを踏まえた調査結果は、以下の通りである。

図表 26 調査結果

分斯	事例既要	事例詳細
利用者擬人	ワクチン疫種煙の記録 (harmo社)	 「Harmoワクチンケア アプリ」にてワクチン接触度を記録 ・ 現時点で電子板お業手帳とのデータ連携はないものの、「生まれてからのデータを切れ目なく取得している。」という情想でワクチン接種記録から電子板お業手帳までつなげたサービスの提供を検討。 「自分の子どものため」という記録の動機付けや健康への意識の極成、子ども自身も長く利用を続けることを目指す。
	フォローアップメッ セージの自動化 (カテハシ社)	 フォローアップの自動化模能を実装。具体的には「調剤後の状況を把握する質問内容の決定」「質問の定期送信」「薬局への具有」「返信内容に基づくアラート抽出」を、利用者に自動でアンケートを送付する機能。これにより型別の多忙な業務の中でも、測層後の患者さんの状況を把握することが可能となり、電話問い合わせの頻度や次回来同時のコミュニケーション負荷を抵減。
	チャット機能でのフォ ローアップ (メドビア社)	 チャットにより利用者と業別師が組織できる機能を実装。不足量や業の変更を事前に利用者と相談可能であり テキストの方が伝わりやすいことから、電話で話すよりメリットがあるとの薬局意見あり。
利用者、	製能フォロー等 (たむら薬局)	 ・練馬区内に4店舗。kakariを活用しており。額型コロナウイルスの拡大の中、手帳アプリの活用が重む。 ・地域に根差した店舗のため、対面でのやり取りのサポート機能としてのアプリが存在。 利用者、集局間での双方向チャットのチャットのやり取り事例をご共存。
	根東フォロー (PHC社)	 ・ 薬剤師から患者にフォローアップメッセージを送ることで患者がフォローアップの効果を実感し、かかりつけ業局・薬剤師に寄与。単純だからこそ目常使いされているという実態。

分類	BEFORESE	(N-DEGEN)
	アブリ内の情報や コミュニケーションを 元に指導等を実施 (日本興保)	アブリ管限を重要にて確認 - 業歴システム内に電子版お業手帳のリンク(ブラウザの確認歯菌)があり、電子版お業手帳の内容を閲覧可能。 - 申販集やPHR情報も取得できるため、薬器の表書きへ転記し服薬指導に活用。 ※日本調用オンラインストアで購入したサブリキ健康食品等の情報も、一部アブリと連携可能 - 患者が来科したタイミングで、業別跡が業型システムを確認し、会話。
		患者が次に素同するまでの時間に、飲み忘れ時の対処など様々な問題が生じているが、多くは自己解決している。 本来は準備値とのコミュニケーション必要となる場面が数多くあるため。電子板お菜手帳できっかけを作りたい。
PUH W.		チャットのやり取り自体目的とするのではなく、課期解決のためのコミュニケーションを充実させたい。 ※現在はチャットボット形式でFAQは解決し、解決できない場合は個局から電話又は患者から電話する対応 より気軽な相談ができるよう、今後はフリーテキスト形式を実装する予定。
能均加		<u>サポート例</u> ・ 処方果と一般果品等の相互作用を確認し、処方集/一般業品等の変更、中止提案。
		 ・ 電子敷お菓手帳にサプリメント (カルシウム) の記載があり、葉壁へ転記。後日来局時、ニューキノロン系の抗菌剤処方あり。カルシウムはニューキノロン系抗菌薬の効果を減弱させるため、一緒には服用せず2時間配度間隔をあけて服用するよう指導更加。
		 社内の管理栄養主と業期値とが適携し、患者への指導等を実施。管理栄養主が常駐してない場合でも、常駐欠に関合せて適隔で指導等をするなど、オンラインも活用して取り組んでいる。
		✓ 管理栄養上が非常駐の第局での小児栄養指導を、栄養食事指導指示箋に基づき別店舗の管理栄養上が栄養指導
		 ・ 服用期間中のフォローをチャットで行ったところ、調作用確認部分で「気になる症状がある」と回答があったため、テレフォンフォローを実施。重大な調作用ではないと確認したため、様子を見るよう指導。自己判断による原用中止を防げた。また、調作用発展についてトレーシングレポートを作成し、処方状へフィードバッとした。

分類	事例既型	WARME		
	服薬フォロー・ オンライン製薬指導 (アイン薬局)	【極要フォロー】 映薬局は営業時間中に図答。緊急の関い合わせは電話で対応することを案内 (アブリ内)。 ・①「アインお菓手帳」アブリでは、薬局からチャット形式でメッセージを送る機能あり。 例) 投棄挟の服薬フォローをメッセージで実施。電話でのフォローに抵抗のある方が、まずは服薬フォローアップを体験いただけ利便性を感じていただける。 ・②「いつでもアイン薬局」アプリでは、「安心お菓サボート機能」として薬局→利用者、利用者=薬局、と相互に相談、フォローアップを行う機能あり、チャット、ビデオ通話で実施可能。 例) ビデオ通話機能で患者の症状を確認しながら指導できる。来局せずお素や健康相談を実施いただける。(「塗り薬を塗ったら皮膚が赤くなった」等の場合、動画で見せながら相談を受ける。) ビデオ通話機能を利用して、車内に固ながら抗原検査を実施いただくことができる。 【オンライン服薬指導機能 (ビデオ通話・決済) では、対面診療後、服薬指導をオンラインで実施、薬局での待ち時間なく調用売了。		
利用者、素局間	オンライン股業指導 (日本調剤)			
	オンライン資格簽認 (日本週刊)	 ・ 要局の符合家でオンライン服要指導体験をしていただいた患者が、実面以降、処方薬原本受付・居宅後に都合の良い時間でオンライン服薬指導を実施。薬局での待ち時間がなくなり、感染対策にもつながった。 ・ 他の薬局から前立継続大の薬が測測されており、疑義照会でPL配合輸散を処方削除してもらった。 ・ 他の薬局で採内障の目薬が調剤されており、疑義照会でブルビデムを処方削除してもらった。 		

57.80	作例概要	事例評価		
利用者。	製菓フォロー (総資県業開修会 会営業局) 電子版お菓子帳	 ※モデル事業での電話・対面での型塞フェロー事例 OTC購入時も含め、康業フォローは患者の満足度が高い。患者は購入時よりも使用時に情報を必要とする。 ・購入時の今り取りも重要でなくせないが、業別値が集の門番のように認識され、いかにすぐに薬をもらえるかというぞりとりになってしまう。 ・歴史フェローの内容は、域作用の懸念、併用業の相談、根果タイミング(症状との表れ合い、4時間型けられなくても大丈夫か、等)など様々。要学的な知識に基づいて要別値が襲撃フォローすることに直義がある。 ※今後の課題・活用方法 ・本べての問い合わせに集局側で対応することも困難なので。AIチャットのような彩である程度業局側で対応する平均を連携できるとよい。 		
素局間	製造フォロー (上田薬剤師会 あい薬局)	 <u>※モデル事業での複談・対面での職業フォロー事例</u> これまでモデル事業以外でOTCについて月1回程度の服業フォローすることはほぼなかった。いつまでOTCを飲んでよいか、業が効いていないがどうしたらよいかという悩みを迎えていることが多いと気づいた。 <u>※今後の課題・活用方法</u> ・電話と異なり任意のタイミングでお互いやり取りができることがよい。チャットを送られても気づかないこともあるかもしれず、ツールが一つにまとまるとよい。別の業局で動務していた際、FAXで送付する時期もあったが対応が解離であった。 		
	オンライン服薬指導 (くすりの窓口社)	スマホやPCを用いたビデオチャットによる、オンライン服業指導機能を実装済。		
利用者。 医療機関調	進子歌かくすり手報を 含むPHR情報の通模。 オンライン診験等 (くすりの窓口社)	 病院,診療所に「ホスピタルセポート」のサービスで①受診中期患者へのメラセージ機能、②お菓手帳アプリに含まれる機能(日々の服要状態や飲み合わせ等の管理)。②PHR情報(由圧・血糖値・食事・Hbs1c等)・(まオンライン診療の機能を提供。 仮報機関側で特に外来患者が多い時期には1人の患者に限く時間が制限されるため、事前に患者の情報を確認し、診察時期の短縮や診察の質の向上につなげることを目指している。 萎結・仮療機関側での開覧はブラウザでIDとバスワードを入力することで見られるため、新規の端末導入は不要。 		
	医療機関へのお菓手帳 登録情報共有 (アイン薬局)	 「chk4.me」の機能を用いてインターネット経由で、お業予報登録情報の共有機能可能 (例) 医療機関や介護施設などで、インターネットに接続できるPCへ登録されているお業情報を提示できる。 (自し、テキスト情報の為、電子カルテ等へ電子データとして取り込むことは不可。 		

分類	非例模要	单//CITAL
	地域医療機関間 での情報連携 (barmo計)	 地域の中核病院である川崎市立川崎病院でharmoが導入されると、連携している地域の診察所でも導入が進み、新院、診療所、整局間で、患者の調酬情報が共有。「電子お妻手根」の枠を超え、地域医療の「情報連携フェル」として活用。 医療機関でのお菓手根データの確認の際には、医療機関のタブレット端末で閲覧が可能。患者のスマートフォンでデータを確認するのは一覧性、心理的なハードルが高いが、医療機関のタブレット端末であれば、画面でゆっくり情報を確認可能。
	オンライン 診療システムと 電子仮お菓手帳の連携 (harmo社)	 オンライン診療システム会社や製薬会社と連携して、オンライン診療システムの画面に患者の電子お妻手帳の 調剤情報を表示させた。電子カルテからは自身が調解した薬しか見られないため、動機関での調剤状況を閲覧 できることが利点。 本取組では電子カルテとの連携はされていない。
	地域での関わり方 (上田薬剤館 イイジマ薬局)	 ・ 上田地域では、かかりつけ業局制度が浸透しており、薬の管理は薬局に任されている部分が多い。患者が医療機関にかかる場合も、処方薬等について医療機関から素局に関い合わせがくる。
事局。 医療機関間	電子数お菓手帳 以外の事例	※電子族お菓手帳に融らない事例
	介護領域・所害福祉 領域での連携 (滋賀祭業所帥会 会営豪助)	<介護> ・ 高齢者の単補使用状況を介護施設、入院時の医療機関、自宅介護の関係者に関便に情報提供できるとよい。 ・ 現在も対面で都度、能設職員とやり取りしているが、薬局・介護施設の担当職員しかわからない状況になり、 親員異動時令人居施設が変わった即に情報が途切れてしまう。
		▼ 服用時点について「夕」と書いてあるが夕方から寝るまででよい、等の伝達が難しい部分のフォロー 〈障害福祉〉
		 何のための薬かを、患者本人が理解したくい場合がある。例えば睡眠薬について、寝つきをよくする薬といっても伝わらず、言い回しを変える必要もある。
		 現在は訪問して、紙に書く、カレンダーに記載する等の側別対応をしているが、別疾患で別の医療機関にかかると担当者は患者の情報がないまま対応することになる。例えば、「統合失調経の重を飲んでいるのですね」という話になると、患者がパニックになる可能性もあり、服業拒絶や自己中間につながりうる。 電子振お菓手様は写真や色で伝えられるので、患者も理解しやすくなると思料する。

分析	事例概要	4.00万值		
データの遊択	健康状況等の情報を手 報アプリで一基管理 (くすりの窓口社)	 既に手帳アプリ内に「動圧手帳」「糖尿病手帳」「鞣内障手帳」等を実装しており、調用情報とPHRの情報をまとめてアプリ内で管理している。 管理した情報を元にアドバイスする投稿には至っていない。 		
	電子患者日誌(ePRO) と電子吸お薬手帳の情 税の診線時に関電しや すい表示方法の研究 (harmo社)	 ・ 神戸大学とともに、がんの患者を対象に、電子患者日誌(ePRO)と電子振わ業手帳の情報を入力し、診療時に 閲覧しやすい表示方法を研究。表示された両面を医師がどの程度問覧するかや所感を確認。 ・ がんの患者は気がん角を飲むため他料を受診することが多く電子振お業手帳と親和性が高い。 ・ 神戸大学がデータを収集・加工し、大学病院や医療機関に提供。 		
	服装のニーズを把握し て個々人にあった 治療を提示 (harmo社)	 - 鹿吃大学とともに、電子吸お妻手帳を基盤としたPHRを活用して患者の職業ニーズ (利用など) ヤアウトカムを収集して、解析することにより、患者選呼に基づく育薬や薬物療法の報明最適化のためのエビデンスを創出するために共同研究を開始。 - 業を絞って情報を配信することが事業の差別化要素であり。既存のharmoの機能内にて対施。 		
データの 二次利用	抗麻枠集を服用患者 に対する終発記事の能 信と意識変化の調査 (harmo社)	 2020年の東京都次世代ウェルネスソリューション事業として、harmo利用者のうち抗血栓薬限用中の患者に対し、疾師監修の疾患教育記事および資産使用停発記事を配信。 配信後に患者に対するアンケート調査を実施し、記事問業による意識変化を調査。 提供した情報の一つに脳梗塞の商業症状(めまい、ふらつきなど)があり、その後のアンケート結果では「今回の情報提供により、前兆症状を初めて知った」という方が22%。 		
	地域医療遊携 ネットワークサービス との道携 (ファルモ社)	 株式会社エスイーシーの地域医療選集ネットワークサービス「ID-Link」と連携し、「ファルモクラウド」を導入している薬局が保有する調剤情報から、「ID-Link」を基盤とした地域医療連携システムにおいて、調剤情報の共有に同意した患者のみを識別し、調剤情報を自動的に「ID-Link」へと透信する事例。 「ID-Link」を利用している医療・介護施設は、共有している患者の診療情報に加えて調剤情報も「ID-Link」で参照でき、適切な診療・原業指導等に活用可能。 閲覧には「ID-Link」の影響機関用両面を使用。 		
業別情報、 電子処方後の	薬歴との連携 (PHC社)	 ・ 雅子集お業子帳とPHCの電子業歴システムとの連携機能を実装。自身の業局での処方データだけでなく。他の 車局で処方された業のデータも電子業歴に取り込むことが可能。従来はお妻子帳を見ながら自分でメモやコ ビーをして業歴に入力していたが、自動的に記載されることは非常に利使性が高いとの意見あり。 		
データを活用	基語との遊携 (くすりの窓(1社)	 集局内の製度システムについて、ファーマシーサポートのシステムを導入している。特定メーカーの業度に 対して、電子業度側に電子振む業手帳の業別情報等を自動的に連携している。 		

分類	中例模型	49870		
	レセコンへの処方美情 個白動取り込み・お輩 手報情報連携機能 (アイン薬局)	 手帳アブリの処力等送信機能の関連で、QRコード付き処方策をレセコンへの自動で収込める機能(レセコン連携)あり。 例)レセコン連携により入力時のミスがなく、入力効率も上がる。 お業情報連携機能 例)利用者が業局を登録することで、お業手帳に登録されているお業情報を3タップで集局へ提示することができる。 		
		亜電子板お菓手帳に貼らない事例		
	規場での相互 作用の確認 (上田薬剤師会 あい薬局) 電子仮お薬手帳	 OTCは成分が多く。相互作用について自らの知識から確認している。 第二期・第二類での重大な相互作用は少ないが、重複投与の問題は生じる。背髄疾患や肝機能が低下した方は拘えた方がよい楽はある。また、同じ疾患の患者でもその人の性格に応じてより安全性を重視した処方をするなど考えている。 OTCと処方との相互作用確認の機能があるとよい。OTCの添付文書に書いてある情報が多く。全部の情報を始介とアラート数が膨大になるが、必要なアラートだけ抜き出すことも難しいのではないか。 		
Name and the Control of the Control	以外の事例	至今後の課題・活用方法		
集制情報。 電子処方箋の データを活用	今後済用を 期待する事例 (証質収集剤師会 会営業局)	 < 配業情報> ・ 情報の閲覧回覧、活用回覧は、地域区総信報連携ネットワークやオンライン資格確認、電子処方箋の場合等で必要。この回意が電子板お業手帳経由でできるとよい。 ・ 適切な記録保持について責任所在の明確化が必要(回意の管理や説明責任の企業・業局の切り分け等) ・ 地域医療情報連携ネットワークにおける他職種のレポートは資重な情報(看護サマリー等)。 要開節の業度のサマリー等も閲覧できるとよい。 < シール貼付に相当する機能> ・ 飯のお業手観では、腎機能や緑内障等に関するシールを貼付し疾患情報の連携フールとしている。電子板お業手帳でも同様に対応できるとよい。 ・ 電子板お要手帳では特定等項が分かりにくい。書き手によって記載方法が様々である。アレルギー原、調作用度、腎機能等の情報など目立つ記載ができると望ましい。 		
	的類参加者が電子版お 業手帳を利用し、併用 禁止帳のアラートを治 験の担当者が確認する 散報 (harmo社)	展された場合にアラートを出す仕組みをつくり、治験参加者の治験実施計画書からの造脱を防止した。		

分類	事例與嬰	W PRIX ME		
	データベースの構成 (KEGG)	 京都大学化学研究所が構築している。疾患・医薬品・環境物質など社会約ニーズの高いデータを、ゲノム情報を基盤とした生体システム情報として統合したデータベース。医薬品情報検索、疾患情報検索、疾患情報検索、疾患品度分検索、医薬品相互作用チェック、KEGG お菓子報学の幅広い機能を有する。 医療用のKEGG DRUGというデータベースを作成しており、主に医療用医薬品の有効成分を顕確的に収集し、どのようなパスで相互作用するか等を表現している。 医薬品の添付文書は日本疾薬情報センター (JAPIC) のデータを取得し、ウェブで一般公開するライセンス契約を結んでいる。日本の医薬品は医療用・一般用ともにデータベースで胴羅している。米国の医薬品は医療用医薬品の情報を取り込み。 医薬品分類 (ATC分類等)も日本語に翻訳して提供し、また一般用医薬品のリスク区分や新薬情報も整備。 ・ 傾用注意や併用禁忌のデータは添付文書から抜き出してデータベース化しており、具体的に商品検索からも確認、可用注意や併用禁忌のデータは添付文書から抜き出してデータベース化しており、具体的に商品検索からも確認、「体育文書を処理して有効成分が同じ商品の一覧を示し、添加物や過応症の違いが比較できるようにしている。 		
要期情報、 電子処方箋、 その処外部の データを活用	データベースの 活用状況等 (ズー)	 APIでデータ連携が可能 医療用医薬品の情報について、調剤薬局はレセコンや業務爆末で管理する場合が多く、電子版お菓手帳で活用する場合もレセコンとの連携は必須となる。ボーではレセコンの提供も実施。 OTCの情報を活用している事例は現段階では限定的(OTCの名称や添付文書情報等)。 OTCのリスタマネジメント(飲み合わせ、疾患別、年齢別の注意事項等)や相互作用に関する機能があり。今後の活用が見込まれる。 健康食品(機性性表示食品や特定保健用食品)のデータ活用について検討設施(薬器から推察して適切な健康食品を推奨する、患者が健康食品を持つするたときに薬器と類らして適切かを判断する。等)。 医療用医薬品・OTC医薬品のお薬説明書を日本語・英語、日本語・中国語(機体字)で表示・印刷することが可能とし、他広い利用者が情報を取得可能 		
	「くすりのとおり」の 活用 (要の適正使用 協議会)	 《利用者の活用》 基績との主な違いは情報量である。即作用についても重篤なものや順度の高いものが記載されている。分量も A4で1枚程度であり、読み手の負担にもならない。 《医療機関での活用》 製業企業が整備する患者向け資料を医療機関で活用できる。医療機関は製薬会社が患者向けにどういう冊子を 作っているかを知らないことが多く、くすりのしおりに掲載されている資材を業剤師が服業指導に活用できる。 動職での指導や、初期症状について資材 (画像) でおすこともできる。 手様アプリにも製薬企業の資材情報を掲載することが可能である。 		

4. 今後の検討課題

1)活用事例調査にかかる検討課題

(1)活用事例の調査方針

【全般】

- ・活用事例の収集を進める中、現時点では電子版お薬手帳アプリでの実装には至っておらず、今後実装が期待される事例を収集する場合があった。
- ・各調査対象の先進的な取組や団体と共同で実施している取組については、守秘義務の観点 から情報共有が難しい場合があった。

【調査対象】

- ・薬局での事例について、モデル事業の参加薬局に対しても調査を実施することで、現在の 一般用医薬品等に関する取組事例に加えて一般用医薬品等の活用に関する課題や今後に 期待されることを確認した。
- ・医療機関での事例収集について、電子版お薬手帳アプリ事業者との連携ある医療機関や電子処方箋の対応を推進している医療機関、地域医療連携ネットワークに積極的な医療機関等に打診を進めたものの、電子版お薬手帳アプリの活用事例が限定されている等の理由から、協力機関が限定的となった。医療機関での活用事例の増加には、医療機関側で電子版お薬手帳アプリのデータを閲覧し、医療機関側で書き込みしやすい環境を整備すること、利用者が医療機関でも電子版お薬手帳アプリを提示することへの意識付け等が必要となると考えられる。
- ・データベース事業者での事例について、データベース事業者側で実装している機能を調査 したが、個々の電子版お薬手帳アプリ事業者での採用状況については守秘義務の点によ りデータベース事業者からの確認はできていないことに留意が必要である。

【調査方法】

- ・7つの活用事例の領域について事例を収集するため「活用事例収集シート」を調査対象に 送付した。その際、調査対象区分(電子版お薬手帳アプリ事業者、薬局、医療機関、デー タベース事業者)ごとに主に収集したい領域を明示して打診を行った。
- ・活用事例の収集には、「活用事例収集シート」を事前に送付し、ヒアリングを通じてシートに記載した内容を把握すること、ヒアリング後に各事例の具体例について提供を依頼するフローが有効であった。

2) 新たに期待される付加的機能にかかる検討課題

- (1) 利用者が個人で利用する機能、利用者、事業者間の機能
- ・「利用者が個人で利用する機能、利用者、事業者間の機能」については、利用者と電子版 お薬手帳アプリ事業者間で完結せず、他の収集領域での記載が多くなっているため、該当 事例が限定的となっている。
- ・収集事例のうちワクチン接種歴を記録する機能について、ワクチン接種歴は重要な健康情報であり、母子手帳での記録以降も継続して接種歴を残すことは本人・家族にとって意義があるほか、医療機関側にも必要な情報となる。おくすり手帳以外のPHRとの連携によって同機能が担保されることも想定されるが、薬剤服用後の副作用とともに連携して管理できることが望ましいと考えられる。

(2) 利用者、薬局間の機能

【服薬フォロー全般】

- ・薬剤師等が服薬フォローをするにあたり、来店時・オンラインの服薬フォローの両場面と もに、利用者の電子版お薬手帳アプリ内の必要な情報を薬局側で確認できることが重要 となる。そのため、薬局側の端末で電子版お薬手帳アプリの情報が確認できることに加え て、薬歴等の薬局内システムと連携することが望ましいと考えられる。
- ・処方・購入の記録ならびに使用の記録について、特に一般用医薬品等や健康食品など利用者自身が購入・使用している医薬品・食品等については、登録もれや飲み忘れが生じやすくなっている。利用者にセルフメディケーションの重要性を啓発し登録を促すことのほか、購入した医薬品等の情報を利用者の同意のもと電子版お薬手帳アプリに自動で連携できる仕組みがあると望ましいとする意見があった。
- ・電子版お薬手帳アプリを活用した服薬フォローについて、これまで対面で服薬フォローを していた利用者が、来局が難しい場合やちょっとした疑問点がある場合に電子版お薬手 帳の服薬フォロー機能を活用する場合もあれば、よりオンライン上でのやり取りを中心 とする場合も想定される。活用場面は利用者により多岐にわたるため、必要となる服薬フ ォローを利用者に応じて実施できるよう、薬剤情報や調剤・処方情報の登録・閲覧機能や 利用者と薬剤師等が相互に相談・連絡等を行うことが可能な機能が必要となると考えら れる。

【利用者、薬局間の双方向チャット機能】

(双方向チャット機能の活用方法)

- ・双方向チャット機能を用いて、処方薬等について利用者から相談がある場合や薬局から服 用状況や体調・副作用のモニタリングをする場合があった。
- ・利用者は医療用医薬品の処方時や一般用医薬品等の購入時より、使用時に薬の情報を必要 とする場合が多く、チャット等を通じて服薬フォローを実施することが有用であるとの

意見が薬局より見られた。

・フォローする内容は副作用の懸念、併用薬の相談、服薬タイミング(症状との兼ね合いや 服用間隔等)など様々であり、薬学的な知識に基づいて薬剤師が服薬フォローすることの 意義があげられた。

(双方向チャット機能の特徴・課題)

- ・双方向のチャット機能があることで、薬局来店時以外にも利用者が薬剤師等とやり取りができること、電話に比べて相談をするハードルが低く、時間を限定せず相談できることがメリットとしてあげられていた。一方で利用者からのチャットでの相談が増加することは薬局・薬剤師の業務負荷の増加につながるという懸念を示す薬局もあった。
- ・薬局側のチャット相談対応時間を薬局側で設定可能とし、その対応時間についてチャット 画面上に利用者に明示する対応を取るアプリがあった。チャット相談対応時間外の場合 は、その旨がチャット画面上に表示され、緊急の場合は電話等で直接薬局への相談を促す 旨が示されている。薬局側の対応時間を明記することは薬局側のチャット対応の負荷を 軽減するとともに、利用者側も状況に応じた適切なツールを用いて相談をできるため重 要となると考えられる。
- ・利用者から薬局へのチャット問い合わせについて、すべてを薬局側で対応するのではなく、薬局・薬剤師等での対応することが望ましいものと、チャットボット等を用いて自動的に返信できるものをより分けられるとよいとする意見があった。
- ・本調査では処方状況に合わせて服薬フォローの自動化機能を実装している事例も収集しており、問い合わせ対応を自動化する機能等、薬局側の対応負荷軽減や個々の利用者の状況に応じた服薬フォローをサポートにつながる機能を備えることが望ましいと考えられる。
- ・利用者が薬局からのチャットに気づかない場合があるため、アプリ内での通知方法や他の SNS 機能と連携したチャットの送信等、利用者にとってわかりやすい送信・通知方法の 検討も必要となる。
- ・チャットでの文字情報に加えて、使用している医薬品や症状を示すために画像の送信機能 が有効であるとの意見があった。
- ・チャットによる相談内容を基にトレーシングレポートを作成する等の活用が見込まれるが、電子版お薬手帳の薬局側端末とトレーシングレポートを作成する端末が連携していない場合があるため、薬局内システムの連携が課題となる場合があった。

【オンライン服薬指導】

・オンライン服薬指導の活用場面として、薬局での待ち時間を削減することでの時間の効率 化を図る場面や高齢者が家族等と一緒にオンラインで服薬指導を受ける場面があげられ た。 ・活用する層は、現時点ではオンラインシステムに馴染みのある~50 代までの年代や、日中、仕事・子育て等で来局する時間が限られる人が中心となっているとする意見があった。 高齢者を含めオンラインの活用に馴染みのない層への普及は検討課題となる。対応策として、オンライン服薬指導を推進事例として、薬局での待ち時間に薬局担当者がオンライン服薬指導の案内しその場で試してもらい、以後オンライン服薬指導を活用する場合があった。

(3)利用者、医療機関間の機能

- ・調査の中では医療機関への電子版お薬手帳アプリの情報連携が進んでいないとする回答 が多く見られた。
- ・電子版お薬手帳アプリサービスを利用していない薬局・医療機関においても、利用者の電子版お薬手帳に登録された情報が簡便に閲覧できるようにすることが望まれる。またその際、閲覧した情報が簡便に電子カルテ等に取り込めることが望ましいと考えられる。

(4)薬局、医療機関間の機能

- ・薬局への調査では、医療機関側での電子的な情報連携の整備状況が様々であり、郵送や FAX、電子的な送信機能等を併用していることが確認された。薬局、医療機関間の情報連 携体制の整備が望まれるとともに、その中で電子版お薬手帳アプリの情報も簡便に連携 できる必要があると考えられる。
- ・病院、診療所のみならず、介護領域の施設とも情報連携を行える体制の整備についても課題があげられていた。

(5)薬剤情報、電子処方箋、その他外部のデータを活用する機能

- ・電子処方箋のデータ活用については、電子処方箋の運用が開始される段階での調査となったため、収集事例が限定されていたものの、電子版お薬手帳を活用した処方箋の画像送信や引換番号送信の機能は活用事例が見られた。
- ・オンライン資格確認については過去の薬剤情報、処方情報を把握することが重複投与の防止や疑義照会による処方変更につながる事例があった。
- ・地域医療連携ネットワークを活用して、電子版お薬手帳の情報や他職種からの情報を医療機関・薬局等で共有・活用することの有用性が指摘された。電子版お薬手帳アプリの情報を地域医療連携ネットワーク上で連携するための標準規格の整備や、情報の閲覧同意、活用同意の取得方法については今後の検討が必要となると考えられる。
- ・医療用医薬品や一般用医薬品等のデータベースの活用について、一般用医薬品等のデータベースや相互作用の確認機能を活用している事例は調査時点では限定的であるという意見があった。また、健康食品等を含めた相互作用等の確認についても、将来的にデータベースが整備され、相互作用等を確認できることが望まれる。

(6) データの連携に関する機能

・電子版お薬手帳アプリ内に調剤情報のほか、血圧や血糖値、検査結果等のPHR情報を記録する機能を備えた電子版お薬手帳アプリがあった。健康食品等を含む食事やバイタルデータ等の健康情報を電子版お薬手帳アプリと紐づけて活用し、利用者の服薬管理、適正使用等に資する活用がされることが望まれる。なお、電子版お薬手帳アプリ内に当該機能を実装せず、他のPHRとの連携することで同機能を担保する方法も想定される。

(7) データの二次利用に関する機能

- ・e 薬 Link の規約上、データの二次利用が制限されているため、規約に順守する範囲で実施されている研究事例や公共事業としての取組事例を収集した。医療機関での電子版お薬手帳アプリ情報での閲覧性や活用に資する取組や、利用者のセルフメディケーションにつながる取組事例を収集した。
- ・電子版お薬手帳アプリや個人情報の適切な取り扱いに係る法令、ガイドライン、規約等を 遵守したうえで利用者の健康増進に資する活用が望まれるとともに、要配慮個人情報を 含む電子版お薬手帳の情報の二次利用について、要件の整備を進めることが必要となる と考えられる。

第4章 次世代型電子版お薬手帳の活用に関するガイドラインの策定

1. ガイドラインの策定方針

第2章及び第3章で示した調査結果や、調査検討会での議論、電子処方箋のモデル事業か らの要請も踏まえてガイドラインを策定することとした。

平成 27 年に発出された 「お薬手帳 (電子版) の運用上の留意事項について | を骨子とし、 モデル事業を通じて抽出される課題や収集する活用事例等に基づき、データヘルス改革を 踏まえて今後の電子版お薬手帳に求められる要件を記載した。

2. ガイドライン策定の論点

1) ガイドライン策定における論点

ガイドライン策定に当たり、以下図表 27 に示す 5 つの論点を設定し、モデル事業や活用 事例収集の実施、調査検討会での議論を行った。

達成 ・機能の分類と位置づけ、そ れぞれの分類ごとの機能

図表 27 ガイドライン策定における論点

2) 各論点に対する主な意見と対応方針

上記の論点に対し、調査検討会で提示された主な意見及びガイドラインとしての対応 方針は、以下の通りである。

(1)機能の分類と位置づけ、それぞれの分類ごとの機能

主な意見	対応方針
実装すべき機能はなぜ実装すべきかを示さなくてよいか。	お薬手帳の役割や機能の全体像を示したうえで、 各機能に関する項目で理由を記載。
 「実装が望ましい機能」「将来的に実装が望ましい機能」が、電子板お業手 機内で実現すべきか他のPHRサービスにて実現してもよいかの区分を示すべき。 	・他のPHRと連携することでも対応できるものは、 その旨を明記。
 電子処方箋管理サービスも開始段階だが、一元的な服用情報の管理ツールを 現場の薬剤師は求めている。API連携は早急に実装いただきたい。 	・APS連携を必須機能として位置付け。
・特に一般用医薬品の服用日の情報は記録する必要がある。	・保持する項目として適記。
 「将来的に実装が望ましい機能」内の健康食品に関する記載は、より迅速に 導入できないか。 	 健康食品の範囲も広く、早急な対応は難しいと想定されるため、「将来的に実装が望ましい機能」のままとする。
これから事業開始を検討する企業も念頭に、従来からある基本機能について 言及しなくてよいか。	 「基本的な対応」や、提供薬局等が留意すべき事項にて対応。
 「将来的に望ましい機能」としてバイタルサインの記録や残率の管理機能があるが、今後JAHISの規格に盛り込まれるか。 奨薬データやバイタルサインデータなどデータが残るものはデータポータビリティも考える必要があるのではないか。 	• PHR全体での議論になるため、本ガイドラインで
 利用者の情報秘匿に関する内容のほか、利用者へ秘匿した際の留意点も示すべき。 	・確認のうえ対応を検討。
PMDAメディナビとの連携について、メディナビそのものは対象が医療機関等に限られており、電子板お菓手帳がメディナビとリンクを設けてよいか	 メディナビとの直接的なリンクに関する記載は削除。

(2) 望ましいデータ項目、フォーマット

主な意見	对応方針	
 データ項目の「成分情報」とはどういった情報を指しているか。また一般 用医薬品における、標準的な一般名を示すマスターは存在するか。ペン ダー間で表示方法が統一されるべき。 	 有効成分。データベースに関しては別途検討されているが、ガイドライン内ではDB事業者が留意すべき事項として記載。 	
 患者自身が自宅等で事前に用意している薬を使用する際の安全性担保は重要。電子版お準手載がその部分を担えるのであれば実現方法を考えるべきである。成分に関するコード等があれば相互作用等チェックできる。 	コード化についてガイドライン上に記載あり。	
用法や単位が標準化がされると医療機関との連携も進めやすい。	ご意見として承る。	
・副作用についても電子版お集手帳に記載できるとよい。また、アレルギーと 副作用について整理しながら示した方がよい。	項目として既にあるためガイドラインでの対応は 特になし。	
 PHR協会では、まずはデータのメタ情報の標準化に取り組んでいる。本ガイドラインでは対象外と思料するが、JAHIS規格では対応が必要となる可能性がある。 	・ご意見として承る。	
 SaMDでは医薬品との併用するものもあるため、それらの使用記録を記載する領域があるとよい。 	 既に必要に応じて記載可能であるため、ガイドラインでの対応は特になし。 	
 OTCの重複投与、相互作用等のチェックをするにはJANコードを記録する 必要があるのではないか。現時点ではJANコードから成分のYJコードを取得 するイメージをしている。 OTC成分情報は手帳アプリ内に置く、必要時にネット上から確認する場合 が考えられる。 文字情報だけでは、事後活用ができないシーンが想定される。 	コード化についてガイドライン上に記載あり。	

(3) e 薬 Link の活用

主な意見	対応方針 ・セキュリティを担保しつつ負荷を軽減できる方法 を検討する旨を記載。	
 e薬Linkのワンタイムパスコードの代わりにQRコードを出力する形でも手間は減らないのではないか。認証方法として二段階認証も有りうるか。 		
 患者側の面面のQRコードを読み取る方法の他、薬局側で表示するQRコードを患者側で読み取る方法等もあり、限定しない書きぶりになる。 	・限定しないように記載。	

(4) お薬手帳の内容の閲覧方法

主な意見	対応方針	
 医療機関で有効活用するためには、e薬Linkは何らかの電子版お要手帳事業者を経由して連携する必要があるというハードルを解消する必要がある。 	 - 開覧方法をe業Link経由に限定しないものの、e業 Linkをベースとする方法も並行して検討。 - 医療機関の外部ネットワークに接続しない環境でも関策できる対応を依頼するようなガイドライン記載を検討。 	
 医療機関向けに無料のビューアーが用意される場合、統一的なビューアーを用意する必要がある。 	・ご意見として承る。	
 e業Linkは各電子版お薬手帳事業者に負担いただく形で連用されており、当面は現行システムで問題ないものの、符承的に運用費の検討が生じる可能性がある。 	・ご意見として承る。	

(5)情報セキュリティ

頂いた主なご意見	対応方針	
 電子版お薬手板はスマートフォンを紛失した際に患者情報が第三者に見られてしまう危険がある。将来的に生体認証を導入する等の記載が必要ではないか。 	・紛失に備えた留意点を記載。	
 API連携を必須としない場合、業界団体や公的団体が認証プロセスを踏ま えて担保する形がふさわしいのではないか。 	・API連携必須としているため対応保留。	
 章立てとしてもセキュリティの項目が必要ではないか。 運営事業者のみでなく、提供薬局や薬剤部等が留意すべき情報セキュリティについても記載が必要。 	・項目をレベルをあげて新設。「提供薬局等が密意すべき事項」にセキュリティの確保を追記。	
 各社のお薬手帳の機能や安全性の作りこみを評価する仕組み(第三者評価)について記載をした方がよいのではないか 	・ご意見として承る。	

(6) その他

分類	主な意見	对応方針		
章立て	 PHRとの関係を整理し、関係団体の関連など1つ章を設けて記載 した方がよい。その中に認定・審査等の話も含まれる。 	・項目を新設。		
マイナボータ ル連携	 電子版お栗手帳用のQRコードを読み込んだ回数だけ薬歴が作成 される。マイナポータルで「電子版お薬手帳への取り込み」用 QRコードが簡単に作成できるため、重複することを危惧している。同一日に同一医療機関から同一薬品を登録した際はアラームが出るなどがあるとよい。 マイナポータルとAPI連携する際、連携して取り込んだ情報と 	ご意見として承る。		
	QRコードで読み込んだ情報、手入力の情報が判別しやすいよう	ř.		
	 「電子版お菓手帳を認める」とはどのような行為になるか。 「(2) 厚生労働者によるお菓手帳サービスに関する公表」が 該当するか。 	 保険上の仕組み等で本ガイドラインが活用 されることなどを想定している。 		
おくすり手帳 サービスとし ての機能	 オン資の薬剤情報のみをAPI連携で取り扱うものは「電子散お薬 手報として認めない」について、電子処方箋管理サービスから の電子処方箋や調剤情報をAPI連携で取り込んだものも「電子版 お薬手帳として認めない」か。電処サービスの調剤情報は、電 子版お薬手帳QRコードの内容と類似している。 	 利用者自身が一般用医薬品等の記録ができる機能も必要と想定。 		
「将来的に、お薬手楸サービスに付加的に情報共有機能を実装することが想定される」認識でよいか。 医師・薬剤師 の情報共有 お悪手帳に持たせるかについて議論されていないのではないか。		 医師・藁剤師問のコミュニケーション強化 についてはオンライン資格確認等を利用した情報共有の仕組みが進められている旨を 記載。 		
データベース 事業者	 「関連する事業者が留意すべき事項」のデータベース事業者について、「要指導医薬品及び一般用医薬品のデータを提供するデータベース事業者を指す」とあるが、医療用医薬品のデータに関するデータベース業者について記載しなくてよいか。 	・ガイドライン対象外として整理。		

3. パブリック・コメントの実施

策定したガイドライン案について、パブリック・コメントを実施した。

1) パブリック・コメントの概要

パブリック・コメントの概要は、以下の通りである。

- 定めようとする命令などの題名:「電子版お薬手帳ガイドライン」
- ▶ 受付期間:2023年3月1日から同年3月14日まで

2) 主な意見内容と対応方針

提出された主な意見と対応方針は、以下の通りである。

(1) 電子版お薬手帳を取り巻く環境と活用の必要性

頂いた主なご意見	対応方針	
 電子版お薬手帳を取り巻く環境と活用の必要性について、今後、本ガイドラインに記載の意義や役割が各所にて引用される可能性を鑑み、例示されている利用シーンが医療における活用のみの記載であるため、一般用医薬品等の利用シーンの追加記載をお願いしたい。(#34) 	ご指摘を踏まえ、表現を修正 P1: お薬手帳の職義及び役割は以下のように示すことができる。(中略) 複数の医療機関を受診する際及び薬局にて調剤を受ける際 また、要指導医薬品・一般用医薬品等を購入する際に、利用者がそれぞれの医療機関の医師及び薬局の薬剤師等にお薬手帳を提示することにより、相互作用や重複投与を防ぎ、医薬品のより安全で有効な薬物療法につなけること。	
 セルフメディケーション・健康増進、医薬品のより安全で有効な薬物療法の実現を考える上で、要指導医薬品や一般用医薬品等の管理は非常に重要である。お薬手帳は提供薬局・診療所・満院等で活用されてきたが、前述の管理を進めていたがには、一般用医薬品の販売を行っているドラッグストアにおいても積極的な活用が期待されるため、店舗販売業についても記載を追加し、積極的活用を促してほしい。(#34.2) 	・ご指摘を踏まえ、薬局・診療所・病院以外も想定した表現に修正 P2:各提供薬局・診療所・病院(以下「提供施設」とい う。)等において、電子版お薬手帳の意義・役割や活用 方法を広く周知するとともに、利用を推奨することが求めら れる。	

(2) 電子版お薬手帳を取り巻く環境と活用の必要性

頂いた主なご意見	対応方針 ・参照すべき法令、ガイドラインについて、最新版を参照する旨を記載	
 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(平成28年11月)」と記載されている。他は最終改正等の年月も記載しているが、ここだけ初版だけの記載になっている。(#5.6) 		
 、参考にすべき法令で、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」は、留意事項通知には記載されているが、本ガイドライン案には含まれていない。(#5.9) 	「医療債報システムの安全管理に関するガイドライン」を記載	
 電子お業手帳は、医療情報を取り扱うことから、提供サービス(データベース・アプリ・基盤)にかかわらず、経済産業省・総務省「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」に従うべきであり、「5. 関連する事業者が留意すべき事項」の買頭で、全ての関連事業者に同ガイドラインへの準拠を求めるべきである。(#11) 	 「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」を、「2. 運営事業者等が留意すべき事項」に記載 	
 個人情報保護の観点は理解できるが、意識の消失・混漢・認知能力の欠損等により 情報が取り出せない場合において、生命の危険な状態に対し医療者が個人の許可を 得ずに開示できる権限を追加できないか検討してほしい。(#15) 	 生命が危険な状態にある場合、医療者が個人の許可な く閲覧することについては今後も検討を進めるが、ガイドライン上の配載は現行のままとする。 	

(3) 電子版お薬手帳サービスとしての機能

頂いた主なご意見	対応方針		
 電子お菓手帳にも紙手帳同様、<u>薬剤師が自由に記入できるメモ機</u>が必要である。 (#19) 患者自身の症状の気付きは重要で、紙版なら自由記載できるが、<u>患者自身が入力できるメモ機能</u>が無く、必須と思われる。入力日が表示され、時系列に整理されており、処方や薬品と細づけされていることが望ましい。(#13) 	 下記2点よりガイドライン上の過記はなし 薬局・医療機関が記入する機能は「JAHIS標準フォーマット」に含まれており、電子版お業手帳サービスを設計する際の仕様に含まれている 2.5)(1)内「利用者による適切な服薬を支援するための服業管理機能」に「服用後の気になる症状や副作用等を記録できる機能」について記載している。 		
 「バイタルデータ等の記録機能リニついて、小児における体重記載は調剤報酬に係る必須項目であるが、将来的に実装が望ましいとなっている。この項目が実装されない場合にお薬手帳としての機能の欠落であると考えるがいかがか。(#15.3) 	・ご意見を踏まえ、別紙 1 に「体重」を明記 ※ JAHISフォーマットには記載があるうえで別紙 1に明刻		
 一般用医薬品のJANコードやGS1コードの読み取りについて記載されていますが、バーコードがない場合の手入力による商品の予測変換機能(JAPICの一般用医薬品収 載品目)はどうでしょうか? ・バーコードが上手く読み取れなかった場合の対処として、機能が欲しい。 	予測変換機能はアブリ事業者の実装上の工夫の範疇としてガイドライン上の追記はなし※必須機能の中にJANコードの読み取りを記載済		
 すでにPMDAに一般用医薬品・要指導医薬品の検索画面があり、さらに医療用医薬品のリダイレクトベージのURL仕様が実装されているにも関わらず、更新鈍度の問題で会員制の公的ではないJSM-DBCを推奨するよりは、医療用医薬品と同じように一般用医薬品・要指導医薬品のPMDAへの登録義務化で解決すべき。 	 今後の情報更新体制の整備等が必要となる部分でもあるため、ガイドライン上の追記はなし 		
 電子お業手帳にも紙手帳同様、業剤師が自由に記入できるメモ機が必要である。 (#19) 患者自身の症状の気付きは重要で、紙版なら自由記載できるが、<u>患者自身が入力できるメモ機能</u>が無く、必須と思われる。入力日が表示され、時系列に整理されており、処方や楽品と組づけされていることが望ましい。(#13) 	 下記2点よりガイドライン上の追記はなし 薬局・医療機関が配入する機能は「JAHIS標準フォーマット」に含まれており、電子版お菓手帳サービスを設計する際の仕様に含まれている 2.5)(1)内「利用者による適切な服薬を支援するための原業管理機能」に「服用後の気になる症状や副作用等を配録できる機能」について配載している。 		
 「バイタルデータ等の記録機能ルコいて、小児における体重記載は週刊報酬に係る必須項目であるが、将来的に実装が望ましいとなっている。この項目が実装されない場合にお菓手帳としての機能の欠落であると考えるがいかがか。(#15.3) 	・ご意見を踏まえ、別紙 1 に「 体重」を明記 ※JAHISフォーマットには記載があるうえで別紙1に明記		
 一般用医薬品のJANコードやGS1コードの読み取りについて記載されていますが、パーコードがない場合の手入力による商品の予測変換機能(JAPICの一般用医薬品収載品目)はどうでしょうか? パーコードが上手く読み取れなかった場合の対処として、機能が欲しい。 	 予測変換機能はアプリ事業者の実装上の工夫の範疇としてガイドライン上の追記はなし ※必須機能の中にJANコードの読み取りを記載済 		
 すでにPMDAに一般用医薬品・要指導医薬品の検索画面があり、さらに医療用医薬品のリダイレクトページのURL仕様が実装されているにも関わらず、更新頻度の問題で会員制の公的ではないJSM-DBCを推奨するよりは、医療用医薬品と同じように一般用医薬品・要指導医薬品のPMDAへの登録義務化で解決すべき。 	・JSM-DBCはJANコードの紐づけが可能である点を追 記		
 データ閲覧に関して、「利用者が秘医したい情報を指定可能な機能」がカイドライン上では必須と位置付けられておりますが、必須区分からは除外いただけますと率いです。 本機能は患者にとって有益と推察されますが、反面で以下のリスクが存在し、総合的にリスク・ベネフィットが不均衡な状態になっているものと考えております。 患者の操作ミスにより、不本意な情報が秘匿され、結果として適切な医療を受けられなくなるリスク (患者側のリスタ) 秘匿機能に起因して何等かの医療事故が発生した際、必ずしも医療機関が免責されるとか限らない (医療機関側のリスク) バグで本機能が意図しない挙動を示したときに、サービス運営者に責任が発生する可能性がある。従って本機能の開発・維持に多額のコストが発生することになる (サービス運営者側のリスク) (#37) 	人情報保護の制度等を踏まれてこのように記載しており ます。なお、ご指摘の点も踏まえ、同意取得の工夫等を お願いいたします。		
 運営事業者の自己評価では実現レベルの評価に差ができるので、第三者評価を受けてその結果を公表することが望ましい。(#51.2) 	 運営事業者の評価について、ガイドライン上の記載は現行のままとするが、今後の施策検討の参考とする 		
 実装すべき機能について、可能な限り連やかに実装することを想定とあるが、具体的な 実装時期について、どのように考えるべきか (#43) 	 ガイドラインともに発出する通知の前文に経過措置を 記載予定 1年を目処として実験の協力を依頼する 		

(4) その他

頂いた主なご意見	対応方針 ・まとめるよう「推奨する」と追記 ※既存情報の損失については追記なし	
 提供施設が留意すべき事項として、「利用者が希望した一つの電子振お業手帳サービスにまとめる」というのは、業局の業剤師が簡単にできる事なのかが気になります。 当該記述が過去情報を含め1つにまとめることを指すのであれば、情報提供施設の者が実施することに問題ないか。相互連携していない項目は、まとめることにより既存情報の損失が懸念される。 		
 「e薬Link (イークスリンク) 」の仕組みを取り入れるとあるが、日本薬剤師会リンク付サーバー利用約款に付随する 質曹 において、データの二次利用が認められていないが、一方で、P5では本人同意があれば二次利用が提供できるとの解釈なので、本同意によって二次利用が認められるとの解釈でよいか? (#40) 	・今後e薬linkの約款等について検討が進められるものと 承知しております。	
 「地域医療連携ネットワークとの連携を可能とする機能」について、全国規模で地域間を誇る利用が考えられ、ローカル規約での連携回避やデータ連携するための統一した仕組みが必要であるため、「IHEなど広域利遇用できる地域医療連携標準への準拠」や「HL7FHIRなどの標準データ規格で連携することが望ましい」等を明記してはどうか。(#46) 	 地域医療連携ネットワークとの連携について、ご顧見として頂戴し、今後の施策の参考とする。 	
 お薬手帳アプリ間のデータ移行に関する標準仕様が策定されていないため、準拠すべき規格等を明記してほしい。(#49) 	電子版お薬手帳のデータ移行に関する標準仕様について、ご意見として頂戴し、今後の施策の参考とする。	

4. ガイドラインの概要

モデル事業や活用事例収集の実施、調査検討会での議論の結果、ガイドラインの章立ては 以下図表 28 の通りとした(ガイドライン本文は、別添 1 参照)。

図表 28 ガイドライン目次

大項目	小項目
1. ガイドラインの位置づけ	1)お薬手帳の意義及び役割
	2) 電子版お薬手帳を取り巻く環境と活用の必要性
	3) ガイドラインの位置づけ
	4) PHRとの関係
	5)マイナポータルとの連携
2. 運営事業者等が留意すべき事項	1)情報セキュリティ(旧「2.2 (8)情報セキュリティ)
	2) 個人情報の適切な取り扱い(旧「2.2)(7)二次利用 + a)
	3)全般的事項
	4) 基本的な対応
	5) お薬手帳サービスとしての機能
	【実装すべき機能】
	①共通の機能
	②利用者向けの機能
	【実装が望ましい機能】
	①共通の機能
	②薬局・医療機関向けの機能
	【将来的に実装が望ましい機能】
	①共通の機能
	②利用者向けの機能
	③薬局・医療機関向けの機能
	6) その他留意事項
	7) 本通知の遵守について
3. 提供施設が留意すべき事項	1)情報セキュリティの確保
	2)薬剤師等による利用者への説明
	3) お薬手帳サービスの集約
	4) データの提供方法
	5) データの閲覧・書込
	6) お薬手帳サービスの選択及びデータの移行
4. サービスを提供していない施設が留意すべき事項	
5. 関連する事業者が留意すべき事項	1) データベース事業者
	2) レセプトコンピュータ事業者
6. その他	
7. 本ガイドラインの見直し	

参考資料

参考資料1. ガイドライン

電子版お薬手帳ガイドライン(案)

1. ガイドラインの位置づけ

1) お薬手帳の意義及び役割

お薬手帳は、利用者本人のものであり、利用者の服用歴を記載し、経時的に管理することで、利用者自らの健康管理に役立てたり、医師・薬剤師が確認したりすることで相互作用防止や副作用回避に資するものである。

お薬手帳の意義及び役割は以下のように示すことができる。

- 利用者自身が、自分の服用している医薬品について把握するとともに正しく理解 し、服用した時に気付いた副作用や薬の効果等の体の変化や服用したかどうか等 を記録することで、医薬品に対する意識を高め、セルフメディケーション・健康 増進に繋げること/医薬品のより安全で有効な薬物療法につなげること。
- 複数の医療機関を受診する際及び薬局にて調剤を受ける際、また、要指導医薬品・一般用医薬品を購入する際に、利用者がそれぞれの医療機関の医師及び薬局の薬剤師等にお薬手帳を提示することにより、相互作用や重複投与を防ぎ、医薬品のより安全で有効な薬物療法につなげること。

なお、お薬手帳に含まれる情報は個人情報であり、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)」に則り取り扱う必要がある。一方で、乳幼児や高齢者等の利用者については、保護者や介護者のお薬手帳の利用を含めた幅広い利用方法を想定する必要がある点に留意する。

¹ 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。

2) 電子版お薬手帳を取り巻く環境と活用の必要性

厚生労働省におけるデータヘルス改革の推進に伴い、全国で医療情報を確認できる仕組みの拡大、電子処方箋の仕組みの構築、自身の保健医療情報を活用できる仕組みの拡大が掲げられるなど、電子版お薬手帳を取り巻く環境は大きく変化しつつある。

令和5年1月の電子処方箋の運用開始に伴い、全国の医療機関・薬局間で直近の処方・調剤情報の閲覧が可能となるほか、利用者においてもマイナポータルによりレセプトに基づく薬剤情報(以下「薬剤情報」という。)に加え、処方・調剤情報を閲覧することができるようになっている。また、PHR(Personal Health Record)の推進により、日常生活の中で得られる健康情報等の蓄積・管理も可能となり、医療・健康情報等の電子的な情報の利活用を通じた、健康増進のより一層の推進が期待されている。加えて、オンライン服薬指導やオンライン診療のサービスの普及も期待されているところである。

また、マイナポータルを利用すれば、過去3年分の薬剤情報の閲覧・取得が可能であるが、それ以上の期間の薬剤情報や、要指導医薬品や一般用医薬品(以下「一般用医薬品等」という。)は含まれない。セルフメディケーション・健康増進、医薬品のより安全で有効な薬物療法を実現するためには、一般用医薬品等も含めた、利用者が服用している医薬品の一元的・継続的な管理が重要である。

そのため、電子版お薬手帳には、単に処方・調剤された薬剤の情報を継続的に記録するだけでなく、電子処方箋の処方・調剤情報など、マイナポータルで取得できる情報を補完し、利用者の服薬状況の一元的・継続的な把握を可能とするために、マイナポータルとの連携では得られない一般用医薬品等の情報や利用者に個別に提供された連絡・注意事項等の情報も把握・管理できるようにすることや、利用者による服薬管理を支援するためのツールとして活用されることが期待される。また、他のPHRサービスとの連携等により、体重等の各種健康情報と併せて健康づくりの支援ツールとして活用されること、オンライン服薬指導やオンライン診療のサービスなど関連したサービスと連携することが期待される。現状では紙のお薬手帳の利用者が多いが、今後は、すべての薬局、診療所、病院で電子版お薬手帳サービスの活用を推進することが望まれる。各提供薬局・診療所・病院(以下「提供施設」という。)等において、電子版お薬手帳の意義・役割や活用方法を広く周知するとともに、利用を推奨することが求められる。

なお、高齢者などスマートフォンの操作に不慣れな方もいるため、利用を勧奨する際は、 電子版お薬手帳の意義やメリット等の丁寧な説明の実施や、紙のお薬手帳も利用可能であ ることを示し、利用者の希望・閲覧に必要な機器の保有状況の確認を実施した上で、基本 的には利用者に電子版お薬手帳サービスを案内することが求められる。その上で、電子版お薬手帳サービスの利用を希望する者で、スマートフォンの操作等に不慣れな方等に対しては、提供施設にて操作方法や利用方法を丁寧に説明することが望まれる。

3) ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、今後の電子版お薬手帳の活用の方向性も踏まえ、運営事業者等において対応が必要と考えられる事項をまとめたものである。電子版お薬手帳サービスの運営事業者及び関連する事業者等においては、電子版お薬手帳サービスの開発・運営、活用に当たって、本ガイドラインの内容を参考とされたい。

4) PHR との関係

電子版お薬手帳はPHRの1つとして位置づけられる。本ガイドラインはPHRの中でも電子版お薬手帳として呼称するために必要な要件を定めたものであり、その他必要な要件は「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」(令和3年4月総務省、厚生労働省、経済産業省)やその他関連のガイドライン等に準じる。

なお、PHR サービス事業者関連団体での議論等も踏まえ必要に応じて本ガイドラインの内容を見直すこともあり得る。

5) マイナポータルとの連携

マイナポータルでは医療保険の薬剤情報や電子処方箋の処方・調剤情報(以下「薬剤情報等」という。)を確認することが可能であり、これらの情報は、提供施設が提供する情報を補完しうる。API 連携により、マイナポータルから提供される薬剤情報等を電子版お薬手帳に取り込むことができるようにするなど、マイナポータルと連携した対応が重要である。

2. 運営事業者等が留意すべき事項

1)情報セキュリティ

- □ 電子版お薬手帳サービスを開発・提供する際には、個人情報、医療情報等に関する法令、ガイドライン等を随時把握し、遵守を徹底する。また、データ項目のうち、個人情報保護の観点から取扱いに特に留意すべき機微な情報の取扱いは、情報漏えい対策を強化するとともに個人情報保護法や医療等分野の番号等の議論等を踏まえ、随時適切に対応する。また、利用者に対して、電子版お薬手帳サービス利用開始時等に個人情報の取扱いについて、分かりやすく伝えるとともに、提供施設に対しても十分説明する。
- □ データとしてサーバー等に集積する場合は、利用者本人のみならず、処方した医師や調剤した薬剤師の個人情報が含まれていることに留意し、個人情報保護法やその関係法令を遵守する。
- □ 具体的なセキュリティの要件については「民間PHR事業者による健診等情報の 取扱いに関する基本的指針」(令和3年4月総務省、厚生労働省、経済産業省) と該当する情報に関連する法律及びその関連のガイドラインの最新版を遵守する ものとする。

(参考) その他参照すべき法令、ガイドライン等

<関連法規>

- 個人情報の保護に関する法律
- 個人情報の保護に関する法律施行令
- <公的指針・ガイドライン等>
- 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(個人情報保護委員会)
- 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス (個人情報保護委員会、厚生労働省)
- 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン(厚生労働省)
- 医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン(経済産業省、総務省)
- 個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について(平成 29 年個人情報保護委員会告示第1号)
- 雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項に ついて(厚生労働省)

2) 個人情報の適切な取り扱い

- □ 電子版お薬手帳の情報には個人情報保護法上の要配慮個人情報が含まれる。当該情報の取得に際しては、あらかじめ、本人からの同意取得が必要であり、オプトアウト手続きによる取得は認められない。当初の利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、改めて本人の同意を得なければならない。加えて、要配慮個人情報の第三者提供には、個人情報保護法に基づき同意が不要となる場合を除き、原則として、あらかじめ、本人の同意が必要であり、またオプトアウト手続きによる服用情報の第三者提供は認められていない。
- □ 電子版お薬手帳サービスで取得する情報の二次利用に際しては、提供先、その利用目的及び提供される個人情報の内容等を特定し、分かりやすく通知した上で、あらかじめ本人の同意を明示的に取得しなければならない。なお、利用目的は必要に応じてその概要を提示すること。また、電子版お薬手帳はその他の PHR よりも要配慮個人情報を多く含むとともに、医薬品等に関する情報など専門性が高く、利用者が詳細を把握することが難しい情報も含まれることから、同意があった場合でも、本人の不利益が生じないよう十分に配慮しなければならない。
- □ 具体的な二次利用の要件については「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」(令和3年4月総務省、厚生労働省、経済産業省)、該当する情報の関連法規及び関連ガイドラインを遵守するものとする。

3)全般的事項

(1) 安定的なサービスの提供

電子版お薬手帳サービスについては、セルフメディケーションやより安全で有効な医薬品の処方に寄与するサービスとしての性質を鑑み、運営事業者は安定的なサービスの提供が必要とされる。そのため、事業に参入する際には中長期的なサービスの提供を前提とし、やむを得ない事情によりサービスの提供を停止する際には、十分な期間をとって事前に関係者との調整や継続に向けた再検討を行うなど適切な対応をとった後に通知する、停止後の移行先等を準備する、十分なサービスの移行期間を確保する等の対応をとる必要がある。

(2) 利用者に対する情報提供や問合せ対応等

電子版お薬手帳はその活用が十分に周知されていないこと、利用者の中にはスマートフォンなどの操作に不慣れな方もいる場合も想定されることから、単にサービスの案内をしただけでは、利用者が電子版お薬手帳サービスを十分に活用することが困難なケースが想定される。

利用者に対して電子版お薬手帳サービスの利用方法等の説明が十分に行われるよう、 運営事業者等は窓口の設置や問合せ先を明確にするとともに、利用者が操作方法や活用 方法に迷うことがないよう、説明や解説を分かりやすい位置に表示させる等の措置を講 じる。

(3) 提供施設が留意すべき事項への対応

電子版お薬手帳サービスの開発や提供に当たり、提供施設が「3.提供施設が留意すべき事項」を満たすことができるよう留意する。

4) 基本的な対応

電子版お薬手帳サービスの運営事業者において対応が必要な事項を以下に示す。

(1) データ項目・フォーマット

- □ データ項目については、一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会(JAHIS)により公表されている最新の電子版お薬手帳データフォーマット仕様書(以下「JAHIS 標準フォーマット」という。)に従うこと。そのうち、別紙1で定義した「調剤年月日」、「薬品情報」、「用法情報」、「服薬情報」、「連絡・注意事項」、「要指導医薬品、一般用医薬品」、その他必要な項目を、電子版お薬手帳サービスの項目として設ける。
- □ なお、後述する「5) (1) ①エ. 医薬品の有効成分を表示する機能」に対応するためにも今後の JAHIS 規格に関する検討状況に応じて、「薬品情報」として「一般名」を加えることが求められる。また、一般用医薬品等についても一元的に管理できるようにするためにも、一般名等の成分情報の項目を設けることが求められる。(別紙 1 参照)
- □ 電子版お薬手帳サービスとして提供するかどうかにかかわらず、データの移行性 を確保するため、別紙1に掲げるデータ項目を備える。

(2)データの入力

□ 処方・調剤情報は API 連携で取得できるようになっているが、現在のところQRコードで調剤情報を書き込めるサービスが多いこと、JAHIS 標準フォーマットに対応した「QRコード」²出力が可能な調剤レセプトコンピュータが多く販売されているという状況を踏まえ、利用者がどの提供施設でも調剤情報を受け取れるよう、当面はQRコードによる情報の収受を基本とする。

(3) データの閲覧

- □ 利用者等が入力した情報は、利用者にとって見やすい形で閲覧できるよう配慮する。
- □ 電子版お薬手帳サービスの閲覧範囲について規約等で明確にする。サービス利用 開始時に利用者から同意を取得する際には、閲覧可能な医療関係者の範囲、閲覧

² QR コードは株式会社デンソーウェーブの登録商標

する情報の内容、目的等についてアプリ内で明示する等のほか、提供施設においても十分に説明する。

- □ 公益社団法人日本薬剤師会から、複数の運営事業者等が提供している電子版お薬手帳サービスの情報を含め、提供施設において一元的に利用者の電子版お薬手帳に含まれている情報を閲覧できる仕組みとして「e薬Link(イークスリンク)®」
 ³が提供されているので、本仕組みを取り入れる。
- □ その際、電子版お薬手帳サービスの利用者のスマートフォン等の媒体にワンタイムコードを表示する機能が必要となるが、QR コードでワンタイムコードを発行するなど、提供施設側のワンタイムコードの確認及び手入力による負担を減らす仕組みを検討することも有用と考えられる。
- □ なお、将来的には、ワンタイムコードはセキュリティと利便性のバランスを勘案 し、運営事業者間で桁数を統一して運用する等、より安全かつ簡便な方策に関す る検討を別途行うことも想定される。

^{3「}e 薬 Link (イークスリンク)®」とは、当該お薬手帳サービスに対応していない薬局であっても、「e 薬 Link (イークスリンク)」に対応しているサービスを利用している薬局であれば、スマートフォン等でワンタイムコードを発行し、薬局に提示することで、薬局にて登録されたお薬手帳の情報を閲覧できる仕組みである。

(4) データの移行

- □ 利用者が自由に電子版お薬手帳サービスを選択できるよう、少なくとも JAHIS 標準フォーマットで規定されるデータ項目に関しては、JAHIS 形式で移行ができるようにする必要がある。移行のために QR コードで出力する場合にも、JAHIS 形式とする。
- □ なお、以下のような場合、データの移行が適切に行われないため、注意すること。

【不適切な例】

- ✔ 別紙1に示す必須項目が空欄となっている
- ✓ 文字数が規定の byte 数を超えている
- ✔ 全角、半角混在不可と指定されている項目について、全角、半角が混在している
- ✓ CSV のフォーマットルールとして「フィールドが改行を含む場合は、かならずダ ブルクォートで囲む。」とあるが、フィールド内で改行している
- □ また、提供施設において電子版お薬手帳サービス提供事業者の変更等がある際には、事業者同士でデータ移行について合理的な範囲内で真摯に協議をする等、利用者保護に最大限取り組む。

(5) データの保存

□ 電子版お薬手帳サービスのデータはクラウド上に保存すること等が想定されるが、 災害時等オンライン通信が確保できない事態に備え、スマートフォンに直近の一 定期間/回数のデータを保存できるようにするとともに、保存する時点で服用し ている医薬品(一般用医薬品等を含む)の医薬品名、一般名、処方・調剤日(一 般用医薬品等の場合は服用日)、用法・用量を表示できるようにしておく。

(6) API 連携

- □ マイナポータルから提供される薬剤情報は、提供施設が提供する情報を補完しうるため、API 連携により、マイナポータルから提供される薬剤情報等を電子版お薬手帳に取り込むことができる機能を実装する。
- □ API 連携の申請時には、「マイナポータル医療保険情報取得 API 利用ガイドライン、マイナポータル API 利用規約」に準拠した手続きをとる。

5) 電子版お薬手帳サービスとしての機能

上記「4)基本的な対応」に加え、電子版お薬手帳サービスとして実装すべき機能を以 下に示す。なお、電子版お薬手帳サービスの機能は、その必要性や関連するサービス、制 度等の状況から、「(1)実装すべき機能(電子版お薬手帳サービスとして最低限実施す べき機能)」「(2)実装が望ましい機能(電子版お薬手帳サービスとして実装されてい ることが望ましい機能) | 「(3)将来的に実装が望ましい機能(電子版お薬手帳サービ スとして将来的に実装することが望ましい機能)」の3つに分けられる。

- 薬手帳サービスとして最低限実施 すべき機能) (2) 実装が望ましい機能(電子 版お薬手帳サービスとして実装さ
 - (1) 実装すべき機能(電子版お |・ 全ての電子版お薬手帳サービスにおいて実装す る機能
 - 可能な限り速やかに実装することを想定
- れていることが望ましい機能)
- 全ての電子版お薬手帳サービスにおいて実装す ることが望ましいが、運営事業者等の状況も踏 まえて対応を検討すべき機能
- (3)将来的に実装が望ましい機 能(電子版お薬手帳サービスとし て将来的に実装することが望まし い機能)
- 将来的には全ての電子版お薬手帳サービスにお いて実装する(もしくは他 PHR と連携して実現 する)ことが望ましいと考えられる機能

電子版お薬手帳と呼称するためには、少なくとも「実装すべき機能(電子版お薬手帳サ ービスとして最低限実施すべき機能)」を有する必要がある。

(参考)下表は、(1) ~ (3) に示す機能を、「データの入力」「データの閲覧」「付加的な機能」別に並び替えて一覧化したもの。

機能の区分:①実装すべき機能 ②実装が望ましい機能 ③将来的に実装が望ましい機能

	機能		対象				機能の区分		
			利用者	薬局 医療機関	1	2	3		
	API 連携により、マイナポータルから提供される薬剤情報を電子版お薬手帳に取り込むことができる機能	0			0				
	一般用医薬品等の登録機能(JAN コードの読み取り機能を含む)		0		0				
デ ー タ の閲覧	利用者の電子版お薬手帳の画面に、現在使用している医療用医薬品 の処方記録、一般用医薬品等の服薬記録を表示し、一覧可能な機能	0			0				
	医療用医薬品、要指導医薬品、一般用医薬品の特徴、効能・効果、 用法・用量等の情報表示機能	0			0				
	医薬品の有効成分を表示する機能	0			0				
	処方・調剤される医薬品の変更等を利用者、医療関係者ともに認識 しやすいよう、調剤情報に印を付与する等の機能	0				0			
	利用者が秘匿したい情報を指定可能な機能	0			0				
	薬局・医療機関において簡便にデータの閲覧が可能な機能			0		0			
付加的	利用者による適切な服薬を支援するための服薬管理機能		0		0				
な機能	医療用医薬品、一般用医薬品等の複数の医薬品の服用における重複 投与、相互作用に関するアラート機能	0				0			
	健康食品を含めた相互作用に関するアラート機能	0					0		
	服薬方法によっては重篤な問題を引き起こすおそれのある医薬品に								
	ついて、服薬方法をプッシュ通知等で利用者に通知する機能		0				0		
	利用者と薬剤師等が相互に相談・連絡等を行うことが可能な機能	0				0			
	電子処方箋との連携が可能な機能	0				0			
	薬局内システムとの連携	0				0			
	医薬品等の安全性に関する重要な情報をタイムリーに配信する、医薬品医療機器情報配信サービス (PMDAメディナビ)等の情報提供サービスとの連携機能	0					0		
	副作用等について利用者や薬局・医療機関が報告可能な機能	0					\circ		
	オンライン服薬指導等に係るアプリや他のPHRとの連携が可能な機能	0					\circ		
	健康食品の購入・使用について記録することができる機能		0				\circ		
	バイタルデータ等の記録機能		0				\circ		
	地域医療連携ネットワークとの連携を可能とする機能			0			\circ		
	地域包括ケアシステムにおいて、医療機関・薬局のみならず、介護 事業者等の多職種が連携して飲み忘れの防止や残薬の管理等、医薬 品の適正使用ならびに薬学的管理・服薬支援を可能とする機能			0			0		
	医師・薬剤師の情報共有機能			0			0		
	GS1 コードの読み取り機能	0					0		

(1) 実装すべき機能(電子版お薬手帳サービスとして最低限実施すべき機能)

①共通の機能

【データの入力に関する機能】

- ア. API 連携により、マイナポータルから提供される薬剤情報等を電子版お薬手帳に取り込むことができる機能
 - □ マイナポータルから提供される薬剤情報等は、提供施設が提供する情報を補完し うるため、API 連携により、マイナポータルから提供される薬剤情報を電子版お 薬手帳に取り込むことができる機能を実装する。
 - □ また、マイナポータル API から取得した情報については、以下の点に留意する。 ▶データの相互運用性が担保されていると見做せる JAHIS 形式でのインポート/ エクスポートが可能なものとする。
 - ➤マイナポータルから取り込んだ薬剤情報と提供施設から提供された情報が重複し、利用者や医療関係者の混乱を招く恐れがあることから、両者をわかりやすく区別して表示する、同一の薬剤情報が重複して表示されないようにするなど、表示方法を工夫する。
 - □ なお、マイナポータル API 連携による薬剤情報の取り込みのみが可能となっているアプリケーションは電子版お薬手帳としては認められないことに留意する。

【データの閲覧・表示に関する機能】

- イ. 利用者の電子版お薬手帳の画面に、現在使用している医療用医薬品の処方記録、一般用医薬品等の服薬記録を表示し、一覧可能な機能
 - □ 利用者や薬局・医療機関が服薬情報などを適切に把握できるようにするため、少なくとも現在使用している医薬品等の服薬情報の一覧性(スマートフォン、パソコン等の一画面で服薬情報を特段の操作なく一覧できる仕組み)を確保し、その画面上において、基本情報(例:アレルギー歴、副作用歴等)とも相互に遷移するなど容易にアクセスできるようにする。
 - □ 服薬情報として最低限、医薬品名、一般名、処方・調剤日(一般用医薬品等の場合は服用日)、用法・用量を表示する。
 - □ なお、災害時を想定し、当該情報をスマートフォンに保存できるようにするなど、 オフラインでも動作可能なものとする。
 - □ 医療機関においては紙で電子版お薬手帳の内容を確認したいとのニーズがあることから、情報のPDF化等により、紙等での出力を可能とする機能を実装する。

ウ. 医療用医薬品、要指導医薬品、一般用医薬品の特徴、効能・効果、用法・用量等の 情報表示機能

- □ 利用者が医薬品を正しく理解し、適切に使用できるよう、利用者が服用している 医薬品の情報については、利用者に分かりやすい表現を用いることが重要である。 一般用医薬品等についても当該情報の表示は重要であることから、添付文書の内 容(特徴、効能・効果、用法・用量等の各種情報)や画像データが表示されるよ うにする。
- □ 医薬品の情報については、製造販売業者が作成・提供する患者向けの情報を参考 にすること。
- □ なお、外部の情報サイトを案内するなどの方法もあるが、利用者の利便性を鑑み、 電子版お薬手帳サービスのアプリ内で検索及び情報の表示を完結させることが望 ましい。

エ. 医薬品の有効成分を表示する機能

- □ 薬剤師による重複投与や相互作用の確認や、服用歴の確認、服薬指導等の観点からは、医薬品の名称のみならず、有効成分の情報も重要である。そのため、服用 履歴等のデータを蓄積する際には、成分情報も併せて蓄積・閲覧できるようにする。
- □ なお、一般用医薬品においては有効成分が複数あることに留意する。

【機能の例】

- ✔ 成分情報ごとに現在服用している医薬品について、服薬情報を表示させる機能
- ✔ 成分情報ごとに服薬歴が把握できるように一覧を表示させる機能

オ. 利用者が秘匿したい情報を指定可能な機能

- □ 個人情報保護等の観点から、電子版お薬手帳サービスに記録された情報のうち、 利用者が秘匿を希望する情報に関しては、秘匿可能とすることができる機能を実 装する。秘匿したい情報は、薬局・医療機関単位、処方単位、医薬品単位等で設 定できることが望ましい。
- □ なお、秘匿した情報は薬局・医療機関が服薬指導等に活用できなくなる可能性があり、利用者がその旨を理解した上で秘匿できるよう配慮する必要がある。本機能を利用する場合も、後述の「医療用医薬品、一般用医薬品等の複数の医薬品の服用における重複投与、相互作用に関するアラート機能」には影響を及ぼさないものとする。併せて、薬局・医療機関が、情報が秘匿されていることを判別できるようにすることが望ましい。

【機能の例】

- ✓利用者が「利用者が秘匿したい情報を指定可能な機能」を活用したことを薬局・ 医療機関に通知する機能
- ✔ 利用者が当該情報を秘匿していることが判別できるマークがつくような機能

②利用者向けの機能

【データの入力に関する機能】

ア. 一般用医薬品等の登録機能(JANコードの読み取り機能を含む)

- □ 服用する医薬品の一元管理という点からは、処方・調剤された医療用医薬品のみならず、要指導医薬品や一般用医薬品(一般用医薬品等)も含めたすべての医薬品の登録が必要である。一般用医薬品等については、利用者が自ら手帳に登録することになるため、簡便に登録できるような仕組みとして、JANコードの読み取り機能を活用する。
- □ その際、利用者による登録を勧奨する機能(プッシュ通知等)もあわせて実装することが望ましい。

【機能の例】

✓ 月1回など予め指定したタイミングで定期的にアプリ側からリマインドを通知する機能

- □ なお、一般用医薬品等の品目数はプライベートブランドも含めて多岐にわたり、利用者が登録した際に当該医薬品の情報を表示・参照できるように連携するデータベースには、商品の網羅性や収載されている情報の正確性等が求められる。多くの一般用医薬品等の情報を収載し、タイムリーに情報が更新されており、JANコードとも紐づけ可能なデータベースとして、JSM-DBC(セルフメディケーション・データベースセンター)⁴を活用することが推奨される。
- □ また、将来的には、医療用医薬品、一般用医薬品等を含めた相互作用等の確認の 観点から、成分情報もあわせて登録できるようにすることが望ましい。なお、一 般用医薬品等に関しては複数成分があることに留意し、具体的なデータフォーマ ットについては別途検討が必要である。

【付加的な機能】

イ. 利用者による適切な服薬を支援するための服薬管理機能

- □ 次の各種機能により、利用者が正しく服薬できるよう支援する。
 - ✓服薬の予定を入力する機能
 - ✓カレンダー等により服薬予定を容易に確認できる機能
 - ✓服薬のタイミングを知らせる機能
 - ✓服用したことを記録する機能
 - ✓服用後の気になる症状や副作用、その発現日等を記録できる機能
- □ なお、服用したか否かについて、利用者による正確な記録を勧奨する機能(プッシュ通知等)も併せて実装することが望ましい。
- □ また、多機能化することで使いづらいといった問題が生じないよう、将来的に、 処方・調剤情報から自動で服薬予定が作成される機能を実装することも有用と考 えられる。
- □ その他、将来的には、服薬の予定と服用状況の記録から、残薬数を自動で計算・ 表示する機能を実装することも想定される。

⁴ JSM-DBC: セルフメディケーション・データベースセンター(JSM-DBC)は、OTC 業界団体として製品データ等の活用(IT化)による「セルフメディケーションの推進」を目的とし、OTC医薬品の適正使用情報(添付文書等)、JANコード等の流通情報、さらに製品画像等のデータソースを会員製薬企業自らが毎日登録・更新し、会員である各種システム関連企業等へ提供している。登録品目数は約8,900JAN(2023 年 2 月時点)

- (2) 実装が望ましい機能(電子版お薬手帳サービスとして実装されていることが望ましい機能)
- ① 共通の機能

【データの閲覧・表示に関する機能】

- ア. 処方・調剤される医薬品の変更等を利用者、医療関係者ともに認識しやすいよう、 調剤情報に印を付与する等の機能
 - □ 処方・調剤される医薬品の変更等があった場合、変更前の情報に基づいて服薬管理等がなされることがないよう、調剤情報に印を付与する等の機能により、利用者、医療関係者ともに認識しやすくすることが望ましい。

【付加的な機能】

- イ. 医療用医薬品、一般用医薬品等の複数の医薬品の服用における重複投与、相互作用 に関するアラート機能
 - □ 後述するデータベース事業者等と連携するなどして、医療用医薬品、一般用医薬品等の複数の医薬品の服用における重複投与、相互作用に関するアラート機能を 実装することが望ましい。(「5.1)データベース事業者 | 参照)
 - □ アラート機能の実効性・正確性を担保するため、重篤な健康障害を引き起こす可能性のある重複投与・相互作用のアラートの場合は必要に応じて薬局・医療機関等に情報共有するなどの連携が可能なことが望ましい。
 - □ なお、アラートの表示は以下とすることが望ましい。

✓利用者向け :重複投与、相互作用となっている医薬品名、薬剤師・医

師への服薬相談を勧奨するメッセージの表示等、簡易な

もの

√薬剤師・医師向け:重複投与、相互作用となっている医薬品名、成分名、発

生する恐れのある副作用等の表示

ウ. 利用者と薬剤師等が相互に相談・連絡等を行うことが可能な機能

□ 電子版お薬手帳を利用することで、利用者が提供施設の薬剤師等に相談しやすくなる等の効果が期待されることから、利用者が提供施設の薬剤師等に対して、服薬に関する相談等が可能なチャット等の機能を実装することが望ましい。

- □ また、提供施設の薬剤師等が利用者に対して服薬のフォローアップ等を行うことができるよう、チャットや服薬状況を確認する通知等の機能を実施することが望ましい。
- □ なお、提供施設の薬剤師等が利用者からのチャットや相談の連絡を認識できるよう、システム上の、又は FA X 等での通知等を実施することが望ましい。
- □ 提供施設の薬剤師等がチャット機能等を利用して、遠隔地の利用者に情報提供や服薬のフォローアップを行う際、一方的な情報提供とならないよう、利用者が内容を確認・理解した旨を明示的に確認することができる機能を実装することが望ましい。

【機能の例】

(薬剤師等から利用者への連絡内容に合わせて実装する機能の例)

- ✓ 薬剤師等が利用者に対して情報提供を行った際に、利用者が当該内容を確認・理解したかどうかを簡易に意思表示する欄を設け、回答を促す機能
- ✔ 服用している薬剤に応じた質問を利用者に自動送信する機能
- ✓ 利用者の回答内容に基づき、問題の可能性がある場合は薬局に通知される機能 (利用者から薬剤師等への連絡内容に合わせて実装する機能の例)
 - ✓ 服薬中の気になった症状の報告・相談にあたり、メールやチャットなど、気軽に連絡・相談ができる機能
- □ なお、他のPHRと連携することで同機能を担保する方法も想定される。

エ. 電子処方箋との連携が可能な機能

- □ 電子処方箋の引換番号を画像やテキストデータ等の手法により、利用者が薬局へ 送信する機能を実装することが望ましい。
- □ 厚生労働省から提供されるデータを基に、電子処方箋に対応している薬局・医療 機関を表示・検索する機能を実装することが望ましい。
- □ マイナポータルから、レセプトの薬剤情報と併せて、API 連携により電子処方箋 の処方・調剤情報を取り込む機能を実装すること。

オ、薬局内システムとの連携

□ 利用者の電子版お薬手帳の情報について、提供施設での確認・活用が進められるよう、電子版お薬手帳の提供施設側システムと電子カルテ、電子薬歴及びレセプトコンピュータの情報連携が可能となることが望ましい。

【機能の例】

✓基本情報(例:アレルギー歴、副作用歴等)や一般用医薬品等を含めた電子版お薬手帳内の服薬情報を、利用者の同意のうえで自動的に電子薬歴等へ連携できる機能等

②薬局・医療機関向けの機能

【データの閲覧・表示に関する機能】

- ア、薬局・医療機関において簡便にデータの閲覧が可能な機能
 - □ 電子版お薬手帳サービスを利用していない薬局・医療機関においても、利用者の 電子版お薬手帳に登録された情報(調剤情報等)が簡便に閲覧できるようにする。 なお、単に利用者のスマートフォン等の端末に表示された情報を薬局・医療機関 に提示することは当該機能として認めない。

【機能の例】

(インターネット環境が整備されている場合の例)

- ✓ 利用者のスマートフォン等の端末に、QRコード等を表示し、薬局・医療機関で 読み取ることで、薬局・医療機関の端末に情報を閲覧できるページを表示させる
- ✓ 利用者のスマートフォン等の端末に表示されるパスコードを薬局・医療機関側の 端末で入力し、薬局・医療機関が一時的に情報を閲覧できるページを表示させる
- ✓薬局・医療機関を特定するQRコードを利用者のスマートフォン等の端末により 読み取り、利用者が当該薬局・医療機関の閲覧を認めることで、薬局・医療機関 の端末に情報を閲覧できるページを表示させる 等
- ✓ 事業者が薬局・医療機関等のデータの開示先を特定し、利用者の調剤のデータを ブラウザ上で表示させ初診時や、治療の間の調剤情報を聞き取りに依らず表示さ せる。ブラウザからは薬歴システムや電子カルテへコピー&ペーストによる転記 が可能であり、診察や調剤で電子版お薬手帳のデータを活用する 等

(インターネット環境が整備されていない場合の例)

- ✓ 利用者のスマートフォン等の端末に JAHIS 標準フォーマットのQRコード等を表示し、薬局・医療機関のパソコン等の端末に設置したQRコードリーダーにより 読み取りを行い、情報を薬局・医療機関の端末に表示させる 等
- □ なお、QRコードを活用する際にはセキュリティを十分に担保すること、薬局・ 医療機関からの問い合わせ窓口を設置することが望ましい。
- (3) 将来的に実装が望ましい機能(電子版お薬手帳サービスとして将来的に実装することが望ましい機能)
- ① 共通の機能

【付加的な機能】

今後、様々な PHR サービスの拡充が見込まれる中、利用者の服薬管理、適正使用等に 資するため、以下に示すような各種機能を持つ他の PHR サービスと連携する、または電 子版お薬手帳サービスに付加していくことが想定される。

ア. 健康食品を含めた相互作用に関するアラート機能

- □ 後述するデータベース事業者等と連携するなどして、医療用医薬品、一般用医薬品等と健康食品との相互作用に関するアラート機能を実装することが考えられる。 (「5.1)データベース事業者」参照)
- □ なお、他のPHRと連携することで同機能を担保する方法も想定される。

イ. 医薬品等の安全性に関する重要な情報をタイムリーに配信する、医薬品医療機器情報配信サービス(PMDAメディナビ)等の情報提供サービスとの連携機能

- □ 医薬品等の安全性に関する重要な情報をタイムリーに配信する、医薬品医療機器 情報配信サービス (PMDAメディナビ)等の情報提供サービスと連携し、利用 者に対して必要な情報を配信することが考えられる。
- □ 医薬品医療機器情報配信サービスとの連携方法としては、利用者が使用している 医薬品に限定して、情報があった場合に提供施設に通知されるようにすること、 当該医薬品の安全性に関する情報を運営事業者等や提供施設が取捨選択、加工し て配信することなどが想定される。

- □ なお、情報の配信にあたっては、利用者の不安や混乱を招かないよう、全ての情報を利用者に通知するのではなく、かかりつけ薬局の薬剤師による情報の選定、丁寧な説明等のフォローを実施するなど、必要な措置を講じることが望ましい。また、必要に応じて、利用者に対し、薬剤師・医師への相談を勧奨するメッセージを併せて表示することが望ましい。
- □ なお、他のPHRと連携することで同機能を担保する方法も想定される。

ウ. 副作用等について利用者や薬局・医療機関が報告可能な機能

- □ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構が受け付け、厚生労働省に報告している 「患者の皆様からの医薬品副作用報告」を電子版お薬手帳サービス経由で実施可 能とする機能を実装することが考えられる。
- □ なお、他のPHRと連携することで同機能を担保する方法も想定される。

エ、オンライン服薬指導等に係るアプリや他のPHRとの連携が可能な機能

- □ オンライン服薬指導やオンライン診療の際、紙のお薬手帳では、情報の共有ができないが、電子版お薬手帳であれば電磁的に必要な情報を共有することができる。
- □ 調剤情報や一般用医薬品等の服用状況等について、オンライン服薬指導やオンライン診療に係るサービスや他の PHR との連携が可能な機能を実装することが考えられる。

オ. GS1 コードの読み取り機能

□ 品質管理のため、ロット番号の管理など GS1 コードの読み取り機能の実装も有用と考えられる。将来的に実装することが想定されるが、実装の際には、薬局側での管理など、オペレーションについても配慮する必要がある。

② 利用者向けの機能

【付加的な機能】

- ア. 服薬方法によっては重篤な問題を引き起こすおそれのある医薬品について、服薬方法をプッシュ通知等で利用者に通知する機能
 - □ 後述するデータベース事業者等と連携するなどして、服薬方法によっては重篤な問題を引き起こすおそれのある医薬品について、正しい服薬方法をプッシュ通知等で利用者に通知する機能を実装することが考えられる。(「5.1)データベース事業者」参照)

イ、健康食品の購入・使用について記録することができる機能

- □ 健康食品を含めた相互作用等の恐れを把握するためにも、健康食品の購入・使用 について記録できる機能の実装が望ましい。
- □ なお、他のPHRと連携することで同機能を担保する方法も想定される。

ウ. バイタルデータ等の記録機能

- □ 医薬品に直接関連しないものの、セルフメディケーション推進の観点から、食事、 喫煙/禁煙、血圧等の記録機能を備えることが考えられる。これらの情報は、薬 剤師による服薬指導等の際にも参考となると考えられる。
- □ なお、他のPHRと連携することで同機能を担保する方法も想定される。

③ 薬局・医療機関向けの機能

【付加的な機能】

- ア. 地域医療連携ネットワークとの連携を可能とする機能
 - □ 電子版お薬手帳の情報を医療機関・薬局等で共有・活用するためには、地域医療 連携ネットワークとの連携も有用であることから、地域医療連携ネットワークと の親和性を担保するとともに、連携するための機能を有することが望ましい。
- イ. 地域包括ケアシステムにおいて、医療機関・薬局のみならず、介護事業者等の多職 種が連携して飲み忘れの防止や残薬の管理等、医薬品の適正使用ならびに薬学的管 理・服薬支援を可能とする機能

□ 利用者の同意のもと、介護事業者等の関係者を含め、服用状況等を共有できる機能や、地域包括ケアシステムにおいて多職種で活用しているシステムと連携できる機能を実装することが想定される。

ウ、医師・薬剤師の情報共有機能

- □ 医師・薬剤師の情報共有機能の場面として、疑義照会やトレーシングレポートといった薬局から医療機関への連絡等や、入退院時の情報共有といったものが想定される。現行では紙やその他システム等でカバーしているシーンが多いが、将来的には、オンライン資格確認等を利用した情報共有が進むことが想定される。
- □ 電子版お薬手帳サービス上、もしくは付加的な機能として、チャットなど双方向でやり取りをする機能は医師・薬剤師間のコミュニケーション強化のために一定程度有用と考えられるものの、開発負担が大きいことや、地域医療連携ネットワーク等の既存の仕組みで同種の機能が実装されていることなども十分に踏まえる必要がある。

6) その他留意事項

(1) 医薬品の情報提供について

□ 電子版お薬手帳サービスに後発医薬品や医薬品画像等の情報を付加する場合は、 随時情報が更新されるような情報や複数の疾患に用いられるような医薬品情報等 により、かえって利用者に混乱を生じさせることのないよう、これらの医薬品情 報等の内容を把握するとともに提供方法に留意することが望ましい。

(2) 付加的な機能の開発について

□ 電子版お薬手帳サービスに服薬タイミングを知らせるアラーム機能や服用したことを記録する機能等の医薬品の服用をサポートする機能や運動や食事、喫煙/禁煙、血圧等の記録等、医薬品に直接関連しない機能を備えている場合もあるが、このような機能を開発するにあたっては、地域医療情報連携ネットワーク等との連携や親和性等を考慮する。

(3)疾患や医薬品に関する辞典機能について

- □ 疾患や医薬品に関する辞典機能を有するものについては、出典を明記するなどして、その内容の妥当性を担保する。
- □ さらに、医療に関するソフトウエアの一部(プログラムがデータを加工し、加工結果を診断・治療に使用するものなど)は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)による規制の対象となることもあるため、関係法令を十分に把握し開発する。

7) 本通知の遵守について

(1) 運営事業者等による自己点検の実施

□ 運営事業者等は、本ガイドラインの別紙2のチェックシートの確認事項に従って 各要件を満たしているかどうかを定期的に確認し、結果を自社のホームページ等 で公表するよう努める。なお、要件を満たさない項目がある場合は、該当する項 目と併せて、対応が不要な合理的な理由をチェックシートに記載する。

(2) 厚生労働省による電子版お薬手帳サービスに関する公表

□ 今後、希望する運営事業者等からの申請に基づき、厚生労働省のホームページに てガイドラインに沿った電子版お薬手帳サービスとして公表することが想定され る。申請手続き等は別途定めるものとする。

3. 提供施設が留意すべき事項

1)情報セキュリティの確保

- □ 電子版お薬手帳に蓄積される情報には薬剤情報などの要配慮個人情報が含まれる。 電子版お薬手帳の情報を取り扱う際は、個人情報保護法をはじめ、関連する法 令・ガイドラインを遵守する。
- □ 利用者に対しては、情報の適切な管理を促すとともに、スマートフォン等の紛失に備えた対応(スマートフォンの画面を表示する際にパスワードを設定する等) を促す。運営事業者等が設置する窓口や問合せ先を案内し、スマートフォンを紛失した場合の対応等について利用者が迷うことがないように配慮する。

2) 薬剤師等による利用者への説明

- □ 電子版お薬手帳の利用に当っては、薬剤師等が利用者に対して電子版お薬手帳の 意義、役割及び利用方法等について十分な説明を行い、理解を得た上で提供する。
- □ 利用者に対する服薬指導等を実施する際には、電子版お薬手帳を積極的に利用する。

3) 電子版お薬手帳サービスの集約

- □ 提供施設においては利用者が一つの電子版お薬手帳サービスを利用するよう促す。 仮に利用者が複数の電子版お薬手帳サービスを利用している場合には、電子版お 薬手帳サービスの持つ本来の意義及び役割が十分に生かされないため、一つの電 子版お薬手帳サービスにより服薬情報を把握できるようにすることが大切である ことを説明し理解を得た上で、利用者が希望した一つの電子版お薬手帳サービス にまとめるよう推奨する。
- □ 同じ電子版お薬手帳サービス内であっても、同一の利用者で複数のアカウントを 持つなど、複数の識別子(ID)を付与することは、やむを得ず必要な場合に限 られるべきである。

4) データの提供方法

- □ 提供施設は、利用者の求めに応じて少なくともQRコードにて情報を出力する。 また、後述するレセプトコンピュータ事業者と連携するなどして、様々な運営事業者の電子版お薬手帳サービスがQRコードを正しく読み取ることが可能とする こと(「5.2)レセプトコンピュータ事業者」参照)。
- □ 利用者に情報を提供する際には、電子版お薬手帳サービスの項目のうち、「調剤 年月日」、「薬品情報」、「用法情報」、「連絡・注意事項」、その他必要な情報を提供する。
- □ 現在、マイナポータルにおいて薬剤情報等が閲覧できるようになり、マイナポータル API 連携等により電子版お薬手帳に薬剤情報等を取り込むことが可能となっている。薬剤情報等は提供施設が提供する情報を補完しうるため、電子版お薬手帳に取り込むことが望ましいが、一方で必要な情報が不足している場合があるため、電子版お薬手帳に薬剤情報等を取り込む場合においても、提供施設は利用者に対し前項に基づく必要な情報を提供する。

5) データの閲覧・書込

- □ 電子版お薬手帳の意義及び役割を利用者に十分説明し、薬剤師等の医療関係者が 閲覧することについて同意を得る。薬剤師等は情報を閲覧するごとに、利用者へ の口頭確認や利用者による携帯電話の操作又は携帯電話やサービス固有のカード の受け渡し等の動作により利用者から同意を得ることが望ましい。また、サービ ス利用開始時に利用者から同意を取得する際には、閲覧可能な医療関係者の範囲 等について十分に説明する。
- □ 公益社団法人日本薬剤師会から、複数の運営事業者等が提供している電子版お薬 手帳サービスの情報を含め、提供施設において一元的に利用者の電子版お薬手帳 に含まれている情報を閲覧できる仕組みとして「e薬 Link(イークスリンク) ®」が提供されているので、本仕組みを取り入れる。
- □ 処方・調剤される医薬品が変更された場合等には、利用者及び医療関係者が認識 しやすいよう、注意事項欄に記載することが望ましい。

6) 電子版お薬手帳サービスの選択及びデータの移行

- □ 提供施設の事情により、利用者の電子版お薬手帳サービスの選択が制限されることのないよう留意する。
- □ 利用者が電子版から紙への変更を希望した場合は、必要な情報を記した紙のお薬 手帳を交付するか利用者に手帳情報の印刷を促すなど、紙への切り替えを適切に 実施する。
- □ マイナポータルから得られる薬剤情報については、別紙1に掲げるデータ項目を全て満たすものではないことから、マイナポータル API 連携による薬剤情報の取り込みのみが可能となっているアプリケーションは電子版お薬手帳としては認められないことに留意する。
- □ 提供施設において電子版お薬手帳サービス提供事業者の変更等がある際には、事業者同士でデータ移行について合理的な範囲内で真摯に協議をする等、利用者保護に最大限取り組めるよう、事業者の調整等を行う。

4. サービスを提供していない施設が留意すべき事項

お薬手帳の意義及び役割に示すとおり(「1.1)お薬手帳の意義及び役割」参照)、電子版を含むお薬手帳はすべての薬局・診療所・病院で活用されることが望まれるが、電子版お薬手帳サービスを利用していない施設においては、以下に留意すること。

- □ 医薬連携を推進するため、利用者が服用する医薬品等の情報について本ガイドラインの「2.4)(1)データ項目・フォーマット」に記載の電子版お薬手帳サービスの項目(「調剤年月日」、「薬品情報」、「用法情報」、「連絡・注意事項」、その他必要な項目)を JAHIS 形式で出力可能なレセプトコンピュータを活用する等して、利用者に提供するよう努めること。
- □ 利用者の電子版お薬手帳のデータを参照可能とするため、QRコード読み取り用のビューワ等の仕組みを将来的に導入することが考えられる。
- □ なお、将来的に、参照したデータを薬局の電子薬歴、診療所・病院の電子カルテ 等のシステムに情報共有ができるような仕組みを導入することも期待される。

5. 関連する事業者が留意すべき事項

1) データベース事業者

ここでいうデータベース事業者とは、電子版お薬手帳サービスを提供する事業者に対して、主にセルフメディケーション・健康増進に繋げるための「要指導医薬品及び一般用医薬品のデータ」を提供するデータベース事業者を指す。データベース事業者に留意いただきたい事項は以下のとおり。

- □ セルフメディケーションやより安全で有効な医薬品の処方に寄与するサービスとしての性質を鑑み、データベース事業者は安定的なサービスの提供が必要とされる。参入する際には中長期的なサービスの提供を前提とし、やむを得ない事情によりサービスの提供を停止する際には、十分な期間をとって事前に関係者に通知する、停止後の移行先等を準備する、十分なサービスの移行期間を確保する等の対応をとることが望ましい。
- □ 薬局等の企画、販売するプライベートブランドの医薬品等についても十分に情報 を収集、最新化に努め、運営事業者等に情報を販売・提供することが望ましい。
- □ 医療用医薬品と一般用医薬品等の重複投与、相互作用等のアラートを可能とする ために、以下に示す事項について対応することが望ましい。
 - √要指導医薬品及び一般用医薬品の成分情報を提示できるデータを保持していること。
 - ∨要指導医薬品及び一般用医薬品データとして、「用法・用量」に応じた「成分・分量」の情報を提示できるデータを保持していること。
 - ✓運営事業者等が医療用医薬品、一般用医薬品等の複数の医薬品の服用による 重複投薬、相互作用に関するアラート機能を開発する際に活用可能な機能を 備えていること。

2) レセプトコンピュータ事業者

レセプトコンピュータの開発事業者に留意いただきたい事項は以下のとおり。

- □ 提供施設が利用者に対してQRコードで情報を提示する際に用いるレセプトコンピュータにおいては、本ガイドラインの「2.4)(1)データ項目・フォーマット」に記載の電子版お薬手帳サービスの項目(「調剤年月日」、「薬品情報」、「用法情報」、「服薬情報」、「連絡・注意事項」、その他必要な項目)を JAHIS 形式で出力可能な仕様とする。また、医薬品のコード情報を QR コードに含めること。なお、汎用性の観点から、YJ コードを用いることが望ましい。
- □ 医薬連携を推進するため、レセプトコンピュータにおいては利用者が服用する医薬品等の情報について前項の形式で出力可能な仕様であることが望ましい。

6. その他

個人情報保護法や電子処方箋をはじめとしたデータへルス改革に関する今後の議論、普及を踏まえた整理も必要なため、今後、運営事業者等を含めた関係者により引き続き検討がなされていくことが望ましい。

なお、異なる電子版お薬手帳サービス間の円滑な情報連携を可能とするため、近年注目されている HL7 FHIR 等を含めた参照すべき標準規格及び活用方法について継続的に議論を行う必要がある。

また、本ガイドラインでは、今後の議論として残された点も存在する。例えば、 医師が診察する環境において、電子カルテで電子版お薬手帳の情報を活用するためには、活用を見据えた情報の受け渡しを行う環境整備やデータの標準規格が十分でないという課題は引き続き検討が必要である。

7. 本ガイドラインの見直し

本ガイドラインについて、個人情報保護法等の法令又はガイドラインの改正や、データ ヘルス改革や電子処方箋など関連の制度・サービス等の社会的状況の変化を踏まえて、必 要に応じて検討及び見直しを行うものとする。

以上

(別紙1)○:電子版お薬手帳サービス項目として最低限必要な項目

データ項目			お薬手帳サービス の項目として最低 限必要なもの			
患者の基本情報		氏名 性別 生年月日 節便番号 住所 電話番号 緊急連絡先 血液型 体重	個人情報の取扱いに留意し必要な項目を設けること	1	患者情報レコード	患者氏名 患者性別 患者生月日 患者郵便番号 患者電話番号 聚急連絡先 血放型 体重
		アレルギー歴 副作用歴 既往歴)	2	患者特記レコード	患者特記種別、患者特記内容
	処方年月日	処方年月日		5	調剤等年月日レコード	調剤等年月日
	調剤年月日	調剤年月日	0	5	調剤等年月日レコード	調剤等年月日
	調剤医療機関・ 薬局情報	名称 都道府県 都便番号 住所 電話番号 医科/調剤の種別 医療機関/薬局コード		11	調剤・医療機関等レコード	医療機関等名称 医療機関等都道府県 医療機関等都道府県 医療機関等配貨番号 医療機関等配貨番号 医療機関等電話番号 医療機関等電話番号
	調剤医師·薬剤	氏名			 	医師・薬剤師氏名
	師情報	連絡先		15	調剤・医師・薬剤師レコード	医師·薬剤師連絡先
		名称 都道府県 医科/歯科/調剤の種別 医療機関コード 処方番号	0	51	処方・医療機関レコード	医療機関名称 医療機関等都道府県 医療機関等点数表 医療機関等コード RP番号
調剤情報・ 処方情報等	薬品情報	薬品名称 一般名 用量 単位名 薬品コード	0 0 0	201	薬品レコード	薬品名称 (新設) 用量 単位名 薬品コード種別、薬品コード
70771171813		薬品補足情報	Ö	281	薬品補足レコード	薬品補足情報
		薬品服用の注意事項	0	291	薬品服用注意レコード	内容
	用法情報	処方番号 用法名称 調剤数量 調剤単位 剤形の種別 用エード 処方服用注意事項	0 0 0 0 0 0 0	301	用法レコード 処方服用注意レコード	RP番号 用法名称 調剤数量 調剤単位 剤形コード 用法コード種別、用法コード 内容
		服用注意事項	0	401	服用注意レコード	内容
	服薬情報	服用中に気づいたこと	0	601	患者等記入レコード	患者等記入情報
	残薬情報	医療機関・薬局が確認した患 者の残薬の状況およびその理 由		421	残薬確認レコード	残薬内容
	連絡・注意事項	利用者から医師・薬剤師への 連絡事項 医師・薬剤師から利用者への	0	601 291、391、	患者等記入レコード	患者等記入情報
		体部・染剤即から利用者への 連絡・注意事項	0	401, 411	(各項参照)	(各項参照)
入院中の情報	入院中の副作用 情報	連輪・エ思事項 入院中に副作用が発生した薬 剤の名称、投与量、当該副作 用の概要、措置、転帰 退院後の薬剤の服用等に関す		411	医療機関等提供情報レコード	内容、提供情報種別
	退院後に必要な 情報	る必要な指導、服薬の状況及 び投薬上の工夫に関する情報				
	服用履歴	服用年月日 薬品名称	0	3	一般用医薬品服用レコード	服用開始年月日、服用終了年月日
	薬品情報	一般名	0	401	(新設)	th to
	用法情報	服用注意事項		401	服用注意レコード	内容
要指導医薬品·	服薬情報	服用中に気づいたこと 残薬内容		601 421	患者等記入レコード 残薬確認レコード	患者等記入情報 残薬内容
一般用医薬品	残薬情報	利用者から医師・薬剤師への 連絡事項		601	忠者等記入レコード	患者等記入情報
	連絡・注意事項	医師・薬剤師から利用者への 連絡・注意事項		411	医療機関等提供情報レコード	内容、提供情報種別
かかりつけ薬剤 師	かかりつけ薬剤 師情報	患者のかかりつけ薬剤師の情 報		701	かかりつけ薬剤師レコード	かかりつけ薬剤師氏名、勤務先薬局 名称、連絡先、担当開始日、担当終 了日
手帳	メモ	※手帳全体についてのメモ欄		4	手帳メモレコード	手帳メモ情報
	考	※その他の事項の記入欄 ※上記の各項目について、作		501	備考レコード	備考情報
記	八者	成者が利用者か医療関係者か を区別するもの		各項	各項	レコード作成者

(別紙2) 自己点検シート

点検日	[1	前回点検日	[1
点検担当者	[1	前回点検担当者	[】 ※公表時は役職名でも可

※業務委託先の遵守状況も含めた点検を行うこと

※求められる事項を満たしているか、同等以上の対応を行っている場合にチェックを付けること

確認事項(運営事業者等)

確認事項(運営事業者等)		
項目番号	内容	チェック	対応内容詳細(公表不要)
2.1)情報セ	キュリティ		
	電子版お薬手帳サービスを開発・提供する際には、個人情報、医療情報		
1	等に関する法令、ガイドライン等を随時把握し、遵守を徹底しています		
	か。		
	データ項目のうち、個人情報保護の観点から取扱いに特に留意すべき機		
	微な情報の取扱いは、情報漏えい対策を強化するとともに個人情報保護		
2	法や医療等分野の番号等の議論等を踏まえ、随時適切に対応しています		
	か。		
	7 ° 利用者に対して、電子版お薬手帳サービス利用開始時等に個人情報の取		
3	扱いについて、分かりやすく伝えるとともに、提供施設に対しても十分		
3	説明していますか。		
4	データとしてサーバー等に集積する場合は、利用者本人のみならず、処		
4	方した医師や調剤した薬剤師の個人情報が含まれていることに留意し、		
	個人情報保護法やその関係法令を遵守していますか。		
	具体的なセキュリティの要件については「民間PHR事業者による健診		
	等情報の取扱いに関する基本的指針」(令和3年4月総務省、厚生労働		
	省、経済産業省)と該当する情報に関連する法律及びその関連のガイド		
	ラインを遵守していますか。		
	(参考)参照すべき法令、ガイドライン等(令和5年3月31日現在)		
	民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針		
	個人情報の保護に関する法律		
	個人情報の保護に関する法律施行令		
5	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン		
	医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダ	·	
	ンス		
	医療情報システムの安全管理に関するガイドライン		
	医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全		
	管理ガイドライン		
	個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について	ļ	
	雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意		
	事項について		
22)佃人性	報の適切な取り扱い		
2.2/四八月	電子版お薬手帳の情報には個人情報保護法上の要配慮個人情報が含まれ		
	電子版の架子帳の情報には個人情報体設法上の安能感個人情報が含まれるており、当該情報の取得に際しては、あらかじめ、本人からの同意を		
1			
	取得していますか。(オプトアウト手続きによる取得は認められな		
	Vanaturation to the terms of th		
2	当初の利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合		
	は、改めて本人の同意を得ていますか。		
	要配慮個人情報の第三者提供を行う場合、個人情報保護法に基づき同意		
3	が不要となる場合を除き、原則として、あらかじめ、本人の同意を取得		
	していますか。(オプトアウト手続きによる服用情報の第三者提供は認		
	められていない。)		
	電子版お薬手帳サービスで取得する情報の二次利用に際しては、提供		
4	先、その利用目的及び提供される個人情報の内容等を特定し、分かりや		
,	すく通知した上で、あらかじめ本人の同意を明示的に取得しています		
	か。利用目的は必要に応じてその概要を提示していますか。		
	電子版お薬手帳はその他のPHRよりも要配慮個人情報を多く含むととも		
5	に、医薬品等に関する情報など専門性が高く、利用者が詳細を把握する		
3	ことが難しい情報も含まれることから、同意があった場合でも、本人の		
	不利益が生じないよう十分に配慮していますか。		
	具体的な二次利用の要件については対民間PHR事業者による健診等情		
	報の取扱いに関する基本的指針」(令和3年4月総務省、厚生労働省、		
6	経済産業省)、該当する情報の関連法規及び関連ガイドラインを遵守し		
	ていますか。		
	II	1	1

0 0\ A 654	· 幸存 (4) 中户处址 1 1 2 3 4 8 14		
2.3) 全般的	事項(1)安定的なサービスの提供		
	電子版お薬手帳サービス事業に参入する際には中長期的なサービスの提供は、大学によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに		
	供を前提とし、やむを得ない事情によりサービスの提供を停止する際に		
1	は、十分な期間をとって事前に関係者との調整や継続に向けた再検討を		
	行うなど適切な対応をとった後に通知する、停止後の移行先等を準備す		
> • • •	る、十分なサービスの移行期間を確保する等の対応をとっていますか。		
2.3)全般的	事項(2)利用者に対する情報提供や問合せ対応等		
	利用者に対して電子版お薬手帳サービスの利用方法等の説明が十分に行		
1	われるよう、運営事業者等は窓口の設置や問合せ先を明確にするととも		
-	に、利用者が操作方法や活用方法に迷うことがないよう、説明や解説を		
	分かりやすい位置に表示させる等の措置を講じていますか。		
2.3)全般的	事項(3)提供施設が留意すべき事項への対応		
1	電子版お薬手帳サービスの開発や提供に当たり、提供施設が「3. 提供		
	施設が留意すべき事項」を満たすことができるよう留意していますか。		
2.4)基本的	な対応 (1)データ項目・フォーマット		
	データ項目については、一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会		
1	(JAHIS) により公表されている最新の電子版お薬手帳データフォーマッ		
	ト仕様書に従っていますか。		
	別紙1で定義した「調剤年月日」、「薬品情報」、「用法情報」、「服		
2	薬情報」、「連絡・注意事項」、「要指導医薬品、一般用医薬品」、そ		
_	の他必要な項目を、電子版お薬手帳サービスの項目として設けています		
	か。		
2	「薬品情報」として「一般名」を加えていますか(推奨)。		
3	一般用医薬品等についても一元的に管理できるようにするためにも、一		
	般名等の成分情報の項目を設けていますか(推奨)。		
	電子版お薬手帳サービスとして提供するかどうかにかかわらず、データ		
4	の移行性を確保するため、別紙1に掲げるデータ項目を備えています		
	か。		
2.4)基本的	な対応 (2)データの入力		
	処方・調剤情報はAPI連携で取得できるようになっているが、現在のとこ		
	ろQRコードで調剤情報を書き込めるサービスが多いこと、JAHIS標準		
1	フォーマットに対応した「QRコード」 出力が可能な調剤レセプトコン		
	ピュータが多く販売されているという状況を踏まえ、利用者がどの提供		
	施設でも調剤情報を受け取れるよう、当面はQRコードによる情報の収		
0 1) ++ 44-	受を基本とする。		
2.4) 基本的	な対応 (3)データの閲覧		
1	利用者等が入力した情報は、利用者にとって見やすい形で閲覧できるよ		
	う配慮していますか。		
2	電子版お薬手帳サービスの閲覧範囲について規約等で明確にしています		
	か。		
2	サービス利用開始時に利用者から同意を取得する際には、閲覧可能な医療関係者の第四、関節する様報の中の、日の第についてアプリウを明ら		
3	療関係者の範囲、閲覧する情報の内容、目的等についてアプリ内で明示		
	する等のほか、提供施設においても十分に説明していますか。		
	公益社団法人日本薬剤師会から、複数の運営事業者等が提供している電		
4	子版お薬手帳サービスの情報を含め、提供施設において一元的に利用者の電子版が薬手帳に含まれている情報を閲覧できる仕組みとして「含薬		
4	の電子版お薬手帳に含まれている情報を閲覧できる仕組みとして「e薬 Link (イークスリンク)®」が提供されており、本仕組みを取り入れてい		
	LINK(イークスリング)。」が提供されており、本価組みを取り入れていますか。		
	電子版お薬手帳サービスの利用者のスマートフォン等の媒体にワンタイ		
	電子版の架子帳リーと人の利用省の人マードフォン寺の妹体にフンタイムコードを表示する機能が必要となるが、ORコードでワンタイムコード		
5	ムコートを表示する機能が必要となるが、QRコートでリンダイムコート を発行するなど、提供施設側のワンタイムコードの確認及び手入力によ		
	を発行するなど、提供他設例のソンダイムコートの確認及び手入力による 負担を減らす仕組みを検討していますか(推奨)。		
24)其末的	つ貝担を減りりは組みを使削していまりが(推奨)。		
/金件印	利用者が自由に電子版お薬手帳サービスを選択できるよう、少なくとも		
1	JAHIS標準フォーマットで規定されるデータ項目に関しては、JAHIS形式		
1	JANIO 伝染 クォーマットで 死走される アーダ 項目に関しては、 JANIO 形式 で移行ができるようにしていますか。		
	移行のためにQRコードで出力する場合にも、JAHIS形式としています		
2	参行のためにQRコートで田刀する場合にも、JAHIS形式としています。 か。		
	が。 提供施設において電子版お薬手帳サービス提供事業者の変更等がある際		
3			
3	には、事業者同士でデータ移行について合理的な範囲内で真摯に協議を する等、利用者保護に最大限取り組んでいますか。		
	1 です、17月1日 体疫に取入 収払り担心じいよりが。		

2.4) 基本的		
	うな対応 (5)データの保存	
	電子版お薬手帳サービスのデータはクラウド上に保存すること等が想定	
	されるが、災害時等オンライン通信が確保できない事態に備え、スマー	
1	トフォンに直近の一定期間/回数のデータを保存できるようにするとと	
_	もに、保存する時点で服用している医薬品(一般用医薬品等を含む)の	
	医薬品名、一般名、処方・調剤日(一般用医薬品等の場合は服用日)、	
	用法・用量を表示できるようにしていますか。	
2.4)基本的	わな対応 (6)API連携	
	マイナポータルから提供される薬剤情報は、提供施設が提供する情報を	
1	補完しうるため、API連携により、マイナポータルから提供される薬剤情	
1	報等を電子版お薬手帳に取り込むことができる機能を実装しています	
	か。	
	API連携の申請時には、「マイナポータル医療保険情報取得API利用ガイ	
2	ドライン、マイナポータルAPI利用規約」に準拠した手続きをとっていま	
	すか。	
2.5)雷子斯		
2.07 12 3 12	API連携により、マイナポータルから提供される薬剤情報を電子版お薬手	
1	帳に取り込むことができる機能を実装していますか。	
2	利用者の電子版お薬手帳の画面に、現在使用している医療用医薬品の処	
2	方記録、一般用医薬品の服薬記録を表示し、一覧可能な機能を実装して	
	いますか。	
3	医薬品の有効成分を表示する機能を実装していますか。	
4	医療用医薬品、要指導医薬品、一般用医薬品等の特徴、効能・効果、用	
	法・用量等の情報表示機能を実装していますか。	
5	利用者が秘匿したい情報を指定可能な機能を実装していますか。	
6	一般用医薬品等の登録機能(JANコードの読み取り機能を含む)を実装し	
	ていますか。	
7	利用者による適切な服薬を支援するための服薬管理機能を実装していま	
,	すか。	
2.5)電子版	反お薬手帳サービスとしての機能 (2)実装が望ましい機能	
	処方・調剤される医薬品の変更等を利用者、医療関係者ともに認識しや	
1	すいよう、調剤情報に印を付与する等の機能を実装していますか。	
	医療用医薬品、一般用医薬品等の複数の医薬品の服用における重複投	
2	与、相互作用に関するアラート機能を実装していますか。	
	利用者と薬剤師等が相互に相談・連絡等を行うことが可能な機能を実装	
3	していますか。	
4	電子処方箋との連携が可能な機能を実装していますか。	
5	薬局内システムとの連携が可能となっていますか。	
	薬局・医療機関において簡便にデータの閲覧が可能な機能を実装してい	
6		
0 E\	ますか。	
	坂お薬手帳サービスとしての機能 (3)将来的に実装が望ましい機能	
1	健康食品を含めた相互作用に関するアラート機能を実装していますか。	
	医薬品等の安全性に関する重要な情報をタイムリーに配信する、医薬品	
2	医療機器情報配信サービス(PMDAメディナビ)等の情報提供サービ	
	スとの連携機能を実装していますか。	
3	副作用等について利用者や薬局・医療機関が報告可能な機能を実装して	
	いますか。	
4	オンライン服薬指導等に係るアプリや他のPHRとの連携が可能な機能	
4	を実装していますか。	
5	G S1コードの読み取り機能を実装していますか。	
	服薬方法によっては重篤な問題を引き起こすおそれのある医薬品につい	
6	て、服薬方法をプッシュ通知等で利用者に通知する機能を実装していま	
	すか。	
	健康食品の購入・使用について記録することができる機能を実装してい	
7	ますか。	
8	バイタルデータ等の記録機能を実装していますか。	
	ハイダルアーダ寺の記録機能を実装していますが。 地域医療連携ネットワークとの連携を可能とする機能を実装しています	
9		
	か。	
	地域包括ケアシステムにおいて、医療機関・薬局のみならず、介護事業	
10	者等の多職種が連携して飲み忘れの防止や残薬の管理等、医薬品の適正	
	使用ならびに薬学的管理・服薬支援を可能とする機能を実装しています	
		1 1
	か。	

2.6)そのほ	か留意事項 (1)医薬品の情報提供について	
	電子版お薬手帳サービスに後発医薬品や医薬品画像等の情報を付加する	
	場合は、随時情報が更新されるような情報や複数の疾患に用いられるよ	
1	うな医薬品情報等により、かえって利用者に混乱を生じさせることのな	
	いよう、これらの医薬品情報等の内容を把握するとともに提供方法に留	
	意していますか(推奨)。	
2.6)そのほ	か留意事項 (2)付加的な機能の開発について	
	電子版お薬手帳サービスに服薬タイミングを知らせるアラーム機能や服	
	用したことを記録する機能等の医薬品の服用をサポートする機能や運動	
1	や食事、喫煙/禁煙、血圧等の記録等、医薬品に直接関連しない機能を	
1	備えている場合もあるが、このような機能を開発するにあたっては、地	
	域医療情報連携ネットワーク等との連携や親和性等を考慮しています	
	か。	
2.6)そのほ	か留意事項 (3)疾患や医薬品に関する辞典機能について	
1	疾患や医薬品に関する辞典機能を有するものについては、出典を明記す	
1	るなどして、その内容の妥当性を担保していますか。	
	医療に関するソフトウエアの一部(プログラムがデータを加工し、加工	
	結果を診断・治療に使用するものなど)は医薬品、医療機器等の品質、	
2	有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)による	
	規制の対象となることもあるため、関係法令を十分に把握し開発してい	
	ますか。	
2.7)本通知	の遵守について (1)運営事業者等による自己点検の実施	
	本ガイドラインのチェックシートの確認事項に従って各要件を満たして	
	いるかどうかを定期的に確認し、結果を自社のホームページ等で公表す	
1	るよう努めていますか。要件を満たさない項目がある場合は、該当する	
	項目と併せて、対応が不要な合理的な理由をチェックシートに記載して	
	いますか。	

確認事項(提供施設)

項目番号	内容	チェック
~	170 17	, _ , ,
- III TK -	電子版お薬手帳に蓄積される情報には薬剤情報などの要配慮個人情報が	I
1	含まれており、電子版お薬手帳の情報を取り扱う際は、個人情報保護法	
-	をはじめ、関連する法令・ガイドラインを遵守していますか。	
	利用者に対しては、情報の適切な管理を促すとともに、スマートフォン	
2	等の紛失に備えた対応(スマートフォンの画面を表示する際にパスワー	
_	ドを設定する等)を促していますか。	
	運営事業者等が設置する窓口や問合せ先を案内し、スマートフォンを紛	
3	失した場合の対応等について利用者が迷うことがないように配慮してい	
ŭ	ますか。	
3.2)薬剤師	等による利用者への説明	
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	電子版お薬手帳の利用に当っては、薬剤師等が利用者に対して電子版お	
1	薬手帳の意義、役割及び利用方法等について十分な説明を行い、理解を	
	得た上で提供していますか。	
	利用者に対する服薬指導等を実施する際には、電子版お薬手帳を積極的	
2	に利用していますか。	
3.3)電子版	・ お薬手帳サービスの集約	
	利用者が一つの電子版お薬手帳サービスを利用するよう促しています	
1	ης	
	利用者が複数の電子版お薬手帳サービスを利用している場合には、電子	
	版お薬手帳サービスの持つ本来の意義及び役割が十分に生かされないた	
2	め、一つの電子版お薬手帳サービスにより服薬情報を把握できるように	
	することが大切であることを説明し理解を得た上で、利用者が希望した	
	一つの電子版お薬手帳サービスにまとめるよう促していますか。	
	同じ電子版お薬手帳サービス内であっても、同一の利用者で複数のアカ	
3	ウントを持つなど、複数の識別子(ID)を付与することは、やむを得	
	ず必要な場合に限っていますか。	

3.4)データ	の提供方法] [
	利用者の求めに応じて少なくともORコードにて情報を出力しています			
1	か。			
	レセプトコンピュータ事業者と連携するなどして、様々な運営事業者の			
2	電子版お薬手帳サービスがORコードを正しく読み取ることが可能とし			
	ていますか。			
	利用者に情報を提供する際には、電子版お薬手帳サービスの項目のう			
3	ち、「調剤年月日」、「薬品情報」、「用法情報」、「連絡・注意事			
	- 項」、その他必要な情報を提供していますか。			
	マイナポータルAPI連携等により電子版お薬手帳に薬剤情報等を取り込む			
4	場合においても、提供施設は利用者に対し前項に基づく必要な情報を提			
	供していますか。			
3.5)データ	の閲覧・書込			
	電子版お薬手帳の意義及び役割を利用者に十分説明し、薬剤師等の医療			
1	関係者が閲覧することについて同意を得ていますか。			
	薬剤師等は情報を閲覧するごとに、利用者への口頭確認や利用者による			
2	携帯電話の操作又は携帯電話やサービス固有のカードの受け渡し等の動			
	作により利用者から同意を得ていますか(推奨)。			
2	サービス利用開始時に利用者から同意を取得する際には、閲覧可能な医			
3	療関係者の範囲等について十分に説明していますか。			
	公益社団法人日本薬剤師会から、複数の運営事業者等が提供している電			
	子版お薬手帳サービスの情報を含め、提供施設において一元的に利用者			
4	の電子版お薬手帳に含まれている情報を閲覧できる仕組みとして「e薬			
	Link (イークスリンク) ®」が提供されており、本仕組みを取り入れてい			
	ますか。			
5	処方・調剤される医薬品が変更された場合等には、利用者及び医療関係			
3	者が認識しやすいよう、注意事項欄に記載していますか(推奨)。			
3.6)電子版	お薬手帳サービスの選択及びデータの移行			
1	提供施設の事情により、利用者の電子版お薬手帳サービスの選択が制限			
1	されることのないよう留意していますか。			
	利用者が電子版から紙への変更を希望した場合は、必要な情報を記した			
2	紙のお薬手帳を交付するか利用者に手帳情報の印刷を促すなど、紙への			
	切り替えを適切に実施していますか。			
	提供施設において電子版お薬手帳サービス提供事業者の変更等がある際			
3	には、事業者同士でデータ移行について合理的な範囲内で真摯に協議を			
3	する等、利用者保護に最大限取り組めるよう、事業者の調整等を行って			
	いますか。			

確認事項(サービスを提供していない施設)

項目番号	内容	チェック	対応内容詳細(公表不要)	
4.サービス	を提供していない施設が留意すべき事項			
	医薬連携を推進するため、利用者が服用する医薬品等の情報について本			
	ガイドラインの「2.4) (1) データ項目・フォーマット」に記載の			
1	電子版お薬手帳サービスの項目(「調剤年月日」、「薬品情報」、「用			
1	法情報」、「連絡・注意事項」、その他必要な項目)をJAHIS形式で出力			
	可能なレセプトコンピュータを活用する等して、利用者に提供するよう			
	努めていますか(推奨)。			

確認事項(データベース事業者)

唯心事况(ノーグ・ヘーク・スター・スター・スター・スター・スター・スター・スター・スター・スター・スター		
項目番号	内容	チェック	対応内容詳細(公表不要)
5.1)データ	ベース事業者		
	参入する際には中長期的なサービスの提供を前提とし、やむを得ない事		
1	情によりサービスの提供を停止する際には、十分な期間をとって事前に		
1	関係者に通知する、停止後の移行先等を準備する、十分なサービスの移		
	行期間を確保する等の対応をとっていますか(推奨)。		
	薬局等の企画、販売するプライベートブランドの医薬品等についても十		
2	分に情報を収集、最新化に努め、運営事業者等に情報を販売・提供して		
	いますか(推奨)。		
3	要指導医薬品及び一般用医薬品の成分情報を提示できるデータを保持し		
J	ていますか(推奨)。		
	要指導医薬品及び一般用医薬品データとして、「用法・用量」に応じた		
4	「成分・分量」の情報を提示できるデータを保持していますか(推		
	奨)。		
	運営事業者等が医療用医薬品、一般用医薬品等の複数の医薬品の服用に		
5	よる重複投薬、相互作用に関するアラート機能を開発する際に活用可能		
	な機能を備えていますか(推奨)。		

確認事項(レセプトコンピュータ事業者)

性が手気(アピノーコンピューノデス日)							
項目番号	内容	チェック	対応内容詳細(公表不要)				
5.2)レセプ	トコンピュータ事業者						
	提供施設が利用者に対してQRコードで情報を提示する際に用いるレセ						
	プトコンピュータにおいて、本ガイドラインの「2.4) (1) データ						
1	項目・フォーマット」に記載の電子版お薬手帳サービスの項目(「調剤						
1	年月日」、「薬品情報」、「用法情報」、「服薬情報」、「連絡・注意						
	事項」、その他必要な項目)をJAHIS形式で出力可能な仕様としています						
	か(推奨)。						
2	医薬品のコード情報をQRコードに含めていますか。						
3	医薬品のコードについて、YJコードを用いていますか(推奨)。						
4	レセプトコンピュータにおいて、利用者が服用する医薬品等の情報につ						
4	いてJAHIS形式で出力可能な仕様としていますか(推奨)						

要件を満た	要件を満たさない項目について	
項目番号	対応が不要な合理的な理由	

参考資料2. アンケート調査票

最終アンケート【一般用医薬品等の活用 に関するモデル事業】

モデル事業へのご協力いただき、誠にありがとうございます。

PwCコンサルティング合同会社(以下、当社)は、厚生労働省の委託事業「令和4年度データヘルス改革を見据えた次世代型お薬手帳活用推進事業」を実施しております。この中で実施する本モデル事業では、一般ユーザーの皆様における電子版お薬手帳アプリの利用状況を調査しております。

本事業への同意書(google form)に入力いただいた方を対象に、アンケートの回答を依頼しております。

※本アンケートがクオカード配布要件となるアンケートとなります。

*必須

1。	本モテル事業に関する説明を受けた薬局クループについてご回答ください。*
	1 つだけマークしてください。
	あたご調剤薬局 質問 7 にスキップします
	上田薬剤師会(長野県) 質問 2 にスキップします
	ウエルシア薬局 質問 3 にスキップします
	浜松町スマイル薬局 質問 7 にスキップします
	ゴダイ薬局 質問 4 にスキップします
	滋賀県薬剤師会 会営薬局 質問 7 にスキップします
	○ スギ薬局 質問 5 にスキップします
	一 みのり薬局 質問 6 にスキップします

【上田薬剤師会】説明を受けた店舗についてご回答ください。

2。	【上田薬剤師会】 説明を受けた店舗についてご回答ください。*
	1つだけマークしてください。
	イイジマ薬局 木町薬局 会営薬局 あい薬局 大沢薬局 コバヤシ薬局 関薬局
質問	7にスキップします
	【ウエルシア薬局】 説明を受けた店舗についてご回答ください。
3。	【ウエルシア薬局】 説明を受けた店舗についてご回答ください。*
	1つだけマークしてください。
	池袋店
	田無駅前店
	鎌倉店
	瀬谷三ツ境店
	東戸塚アネックス店
	熊谷籠原店
	大阪狭山池之原店
	水戸堀町店 水戸堀町店 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	松原阿保店
	市原国分寺台店
	小山駅南町店
	佐倉西志津店
	習志野実籾店

質問 7 にスキップします

【ゴダイ薬局】説明を受けた店舗についてご回答ください。

4。	【ゴダイ薬局】 説明を受けた店舗についてご回答ください。*	
	1 つだけマークしてください。	
	○ みゆき通り店	
	一 広畑店	
	香寺店	
	大塩店	
	日高パーク店	

質問 7 にスキップします

【スギ薬局】説明を受けた店舗についてご回答ください。

5。	【スギ薬局】	説明を受けた店舗についてご回答ください。	*
	1 つだけマーク	してください。	
	高山中央區	与	
	○ 高山駅西原	<u>5</u>	
	武生南店		
	福井田原田	打店	
	(福井大手派	占	
	高山西店		
	武生中央區	与	
	西鯖江店		
	敦賀病院前	前店	
	勝山店		
	花堂店		
	新明店		
	三 碧南幸店		
	高崎飯塚原	<u> </u>	
	○ 太田八幡昭	打店	
	群馬町店		
	高崎栄町原	<u> </u>	
	三俣店		
	◯ 古河あかり	やまジョイ店	
	高崎並榎原		
	前橋関根原	<u> </u>	
	○ 小山若木區	<u> </u>	
	○ 小山喜沢原	<u> </u>	
	太田飯塚原		
	○つくば三の	D宮店	
	○ つくば天久	ス保店	

質問 7 にスキップします

【みのり薬局】 説明を受けた店舗についてご回答ください。

6。	【みのり薬局】 説明を受けた店舗についてご回答ください。*
	1 つだけマークしてください。
	みのり薬局 大門店 ファクト薬目 悪恵店
	() みのり薬局 栗東店
質問	7にスキップします
	本モデル事業のご協力者様自身についてお伺いします。
7。	問1 性別を教えてください。*
	1 つだけマークしてください。
	男性
	女性
	その他:
8。	問2 年齢 (年代) を教えてください。*
	1 つだけマークしてください。
	10代
	20代
	30代
	─ 40代
	○ 50代
	○ 60代
	○ 70代
	── 80代
	90代
	○ その他

9。	問3 慢性疾患はありますか。*
	1 つだけマークしてください。
	
10。	問4 モデル事業には何月から参加されましたか。 * 1 つだけマークしてください。
	10月
11。	問5 医療機関から処方された薬を服薬していますか。 * 1 つだけマークしてください。
	○ している○ していない
12。	問6 モデル事業参加期間中に一般用医薬品を服薬しましたか。* 1 つだけマークしてください。

13。	問7 モデル事業参加期間中に電子版お薬手帳アプリを利用しましたか。	*
	1 つだけマークしてください。	
	利用した 質問 15 にスキップします	
	利用していない 質問 24 にスキップします	
1.4	問8 この一か月で 電子版お薬手帳アプリを利用しましたか。 *	
14。		
	1 つだけマークしてください。	
	利用した	
	利用していない	
	電子版お薬手帳アプリの利用状況についてお伺いします。	
問7で	で「利用した」を選択した方にお伺いします。	
15。	問9 どれくらいの頻度で電子版お薬手帳アプリを利用しましたか。*	
	1 つだけマークしてください。	
	週に2回以上	
	週に1回程度	
	②週間に1回程度	
	月に1回程度	

	当てはまるものをすべて選択してください。
	□ 【服薬管理】服薬タイミングのアラーム(朝昼夜等、お薬を飲むタイミングのお知らせ)
	□ 【服薬管理】服薬状況の記録(どのお薬をいつ何錠飲んだ、等の記録)
	□【医療従事者との連携】薬局・病院におけるお薬手帳の情報の連携(薬局のパソコンでお薬手帳の情報を薬剤師に確認してもらう、等の機能)
	□【医療従事者との連携】薬剤師・医師とのチャット
	【医療従事者との連携】薬剤師・医師からのアンケート
	□ 【その他】かかりつけ薬局の登録
	【その他】医薬品情報の検索(お薬の効果、使い方等の検索機能)
	【その他】副作用の記録
	上記以外のアプリ機能
17。	問10-1 (問10で「上記以外のアプリ機能」を選択した場合)利用したアプリ機能をご回答ください。

問10 どのアプリ機能を利用しましたか。(複数選択)*

16。

18。	問11 問10の機能のうち、最も有用だった機能を一つ教えてください。*
	1 つだけマークしてください。
	──【服薬管理】服薬タイミングのアラーム(朝昼夜、お薬を飲むタイミングで のアラーム)
	【服薬管理】服薬状況の記録(どのお薬をいつ何錠飲んだ、等の記録)
	【医療従事者との連携】薬局・病院におけるお薬手帳の情報の連携(薬局のパソコンでお薬手帳の情報を薬剤師に確認してもらう、等の機能)
	【医療従事者との連携】薬剤師・医師とのチャット
	【 医療従事者との連携】薬剤師・医師からのアンケート
	○ 【その他】かかりつけ薬局の登録
	【その他】医薬品情報の検索(お薬の効果、使い方等の検索機能)
	(その他)副作用の記録
	─ 上記以外のアプリ機能
19。	問11-1 (問11で「上記以外のアプリ機能」を選択した場合) 最も有用だったアプリ機能をご回答ください。
20。	問12 利用した機能のどのような点がよかったですか。

21。	問13 利用した機能のうち、改善してほしい機能を教えてください。 (複 * 数選択)
	当てはまるものをすべて選択してください。
	□ 【服薬管理】服薬タイミングのアラーム(朝昼夜等、お薬を飲むタイミングのお 知らせ)
	【服薬管理】服薬状況の記録(どのお薬をいつ何錠飲んだ、等の記録)
	□【医療従事者との連携】薬局・病院におけるお薬手帳の情報の連携(薬局のパソコンでお薬手帳の情報を薬剤師に確認してもらう、等の機能)
	□ 【医療従事者との連携】薬剤師・医師とのチャット
	□ 【医療従事者との連携】薬剤師・医師からのアンケート
	□ 【その他】かかりつけ薬局の登録 □ 【その他】医薬品情報の検索(お薬の効果、使い方等の検索機能)
	□ 【その他】 副作用の記録
	□ 上記以外のアプリ機能
	特になし
22。	問13-1 (問13で「上記以外のアプリ機能」を選択した場合) 改善してほしいアプリ機能をご回答ください。
23。	問14 どのように改善してほしいですか。

質问 26 にスキップしま 9

電子版お薬手帳アプリを利用していない理由についてお伺いします。

問7で「利用していない」を選択した方にお伺いします。

24。	問15 電子版お薬手帳アプリを利用していない理由を教えてください。 * (複数選択)
	当てはまるものをすべて選択してください。
	薬をすぐに飲み終わったからアプリが使いにくかったから利用したい機能がなかったからその他
25。	問15-1 (問15で「その他」を選択した場合) その理由をご回答ください。
質問	
	すべての方にお伺いします。
26。	問16 電子版お薬手帳アプリに加えてほしい機能はありますか。 (複数選 * 択)
	当てはまるものをすべて選択してください。
	□ 【服薬管理】服薬タイミングのアラーム(朝昼夜、お薬を飲むタイミングでのアラーム)
	【服薬管理】服薬状況の記録(どのお薬をいつ何錠飲んだ、等の記録)
	□【医療従事者との連携】薬局・病院におけるお薬手帳の情報の連携(薬局のパソコンでお薬手帳の情報を薬剤師に確認してもらう、等の機能)
	□ 【医療従事者との連携】薬剤師・医師とのチャット
	□ 【医療従事者との連携】薬剤師・医師からのアンケート
	□ 【その他】かかりつけ薬局の登録 □ 【その他】 医薬見様担の分表 (かぎの対果 、体い ***********************************
	□ 【その他】医薬品情報の検索(お薬の効果、使い方等の検索機能)□ 【その他】副作用の記録
	□ 【その他】 副作用の記録 □ 上記以外のアプリ機能

問16-1 機能を	(問16で「上記以外のアプリ機能」を選択した場合 ご回答ください。	合) 加えてほ
問17	電子版お薬手帳アプリを使って薬剤師・医師に相談	(しましたか。
1つだ	ナマークしてください。	
	目談した	
	目談しなかった	
問18	(問17で電子版お薬手帳アプリを使って薬剤師・医	三年17年14日18年17月
	について相談しましたか。 (複数選択)	
当ては	まるものをすべて選択してください。	
	ち薬の飲み合わせ た薬 k - 処薬の飲み合わせ	
	5薬と一般薬の飲み合わせ 投薬の飲み合わせ	
	作用等	
	完等の受診の必要性 D他	
問18-1	(問18で「その他」を選択した場合) その相談内	P容をご回答・
(1 °		

31。	問19 電子版お薬手帳アプリによって、薬局で相談しやすくなりましたか。*
	1 つだけマークしてください。
	なったどちらかといえばなったどちらかといえばならなかったならなかった
32。	問20 電子版お薬手帳を病院、診療所等で見せることはありましたか。*1 つだけマークしてください。あったなかった
33.	問21 電子版お薬手帳アプリによって、医師に相談しやすくなりましたか。* 1 つだけマークしてください。

34。	問22 電子版お薬手帳アプリによって、セルフメディケーションへの関心が * 高まりましたか?
	※セルフメディケーションとは、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」(WHOの定義)を指します。
	1 つだけマークしてください。
	なったどちらかといえばなったどちらかといえばならなかったならなかった
35。	問23 電子版お薬手帳アプリを今後も継続して利用したいと思いますか。* 1 つだけマークしてください。
	そう思うどちらかといえばそう思うどちらかといえばそう思わないそう思わない
36。	問24 (問23について)上記の理由をご記入ください。

37。	問25 電子版お楽手帳や本モテル事業についてこ意見がこさいましたら、こ 自由にご記入ください。

【お問い合わせ先】

令和4年度「データヘルス改革を見据えた次世代型お薬手帳活用推進事業」調査事務局 PwCコンサルティング合同会社 公共事業部

東京都千代田区大手町1-2-1 Otemachi One タワー

メールアドレス: jp_denshi_okusuritechou@pwc.com

担当: 志岐・田中・森田

【厚生労働省】厚生労働省医薬·生活衛生局 総務課

最終アンケート は以上です。ご協力ありがとうございました。**「送信」ボタン**を押してください。

このコンテンツは Google が作成または承認したものではありません。

Google フォーム

【 薬局様向け】一般用医薬品等の活用に関するモデル事業アンケート

モデル事業にご協力いただき、誠にありがとうございます。

PwCコンサルティング合同会社(以下、当社)は、厚生労働省の委託事業「令和4年度 データヘルス改革を見据えた次世代型お薬手帳活用推進事業」を実施しております。

この中で実施する本モデル事業において、薬局の皆様における電子版お薬手帳の活用状況やご意見等を賜りたく、アンケートを実施させていただきたく存じます。

お忙しい中恐縮ですが、ご協力のほど何卒よろしくお願いいたします。

*必須

1。	貴薬局グループを教えてください。*
	1 つだけマークしてください。
	上田薬剤師会(長野県)
	ウエルシア薬局
	浜松町スマイル薬局
	ゴダイ薬局
	滋賀県薬剤師会 会営薬局
	スギ薬局
	○ みのり薬局
2。	貴薬局の店舗名を教えてください。 *
20	※1店舗でのご参加の場合は、薬局グループ名に記載の店舗名を再度ご回答ください。
	利用者へのアプローチについて教えてください。

問1	
10	だけマークしてください。
) 容易だった
) どちらかといえば容易だった
)どちらかといえば容易でなかった
	容易でなかった
	一般用医薬品の情報を利用者に登録していただくための課題があればご 、ください。
	モデル事業期間中、モデル事業参加者に対して、電子版お薬手帳を用い * ごのような支援等を行いましたか。(複数選択)
てど	
てど当て	でのような支援等を行いましたか。 (複数選択)
古ど当て	でのような支援等を行いましたか。 (複数選択) はまるものをすべて選択してください。
当て	でのような支援等を行いましたか。 (複数選択) はまるものをすべて選択してください。 一般用医薬品等も含めた服用している医薬品の登録や服薬記録の推奨
当て	でのような支援等を行いましたか。 (複数選択) はまるものをすべて選択してください。 一般用医薬品等も含めた服用している医薬品の登録や服薬記録の推奨 処方薬に関する服薬指導
てど 当て □	でのような支援等を行いましたか。 (複数選択) はまるものをすべて選択してください。 一般用医薬品等も含めた服用している医薬品の登録や服薬記録の推奨 処方薬に関する服薬指導 一般薬に関する服薬指導
てど当て	でのような支援等を行いましたか。 (複数選択) はまるものをすべて選択してください。 一般用医薬品等も含めた服用している医薬品の登録や服薬記録の推奨 処方薬に関する服薬指導 一般薬に関する服薬指導 相互作用や併用禁忌の確認
当て	はまるものをすべて選択してください。 一般用医薬品等も含めた服用している医薬品の登録や服薬記録の推奨 処方薬に関する服薬指導 一般薬に関する服薬指導 相互作用や併用禁忌の確認 服薬フォローアップ

問3-1	(問3で「その他」を選択した場合) その内容をお答えください。
問4 と 択)	どのように利用者の電子版お薬手帳の内容を確認しましたか。(複数
当てはま	るものをすべて選択してください。
薬局	B者のスマホの画面を見る Bの管理画面を見る(QRコード等) Link(イークスリンク) O他
問4-1	(問4で「その他」を選択した場合) その内容をお答えください。

電子版お薬手帳の有用だった機能について教えてください。

	当てはまるものをすべて選択してください。
	□ 【服薬管理】服薬タイミングのアラーム(朝昼夜等、お薬を飲むタイミングのお 知らせ)
	□ 【服薬管理】服薬状況の記録(どのお薬をいつ何錠飲んだ、等の記録) □ 【薬局と利用者の連携】電子版お薬手帳の情報を薬局側で確認できる機能 □ 【薬局と利用者の連携】薬局(薬剤師)と利用者のチャット機能 □ 【その他】かかりつけ薬局の登録 □ 【その他】登録した医薬品情報の概要を表示する機能
	□ 【その他】副作用の記録□ 上記以外のアプリ機能
10。	問5-1 (問5で「上記以外のアプリ機能」を選択した場合)有用だったアプリ機能をご回答ください。
11。	問6 問5で回答した機能のうち、最も有用だった機能を一つ教えてくださ *い。
	1 つだけマークしてください。
	──【服薬管理】服薬タイミングのアラーム(朝昼夜等、お薬を飲むタイミングのお知らせ)
	【服薬管理】服薬状況の記録(どのお薬をいつ何錠飲んだ、等の記録)
	【薬局と利用者の連携】電子版お薬手帳の情報を薬局側で確認できる機能
	【薬局と利用者の連携】薬局(薬剤師)と利用者のチャット機能
	【その他】かかりつけ薬局の登録
	【その他】登録した医薬品情報の概要を表示する機能
	【その他】副作用の記録
	上記以外のアプリ機能

問5 どのような機能が有用でしたか。(複数選択)*

9。

12。	問7	利用した機能のどのような点が有用でしたか。 *
	電子版	反お薬手帳の改善が必要な機能について教えてください。
13。	問8	どのような機能の改善が必要でしたか。(複数選択)*
	当て	はまるものをすべて選択してください。
	知ら	【服薬管理】服薬タイミングのアラーム(朝昼夜等、お薬を飲むタイミングのお せ)
		【服薬管理】服薬状況の記録(どのお薬をいつ何錠飲んだ、等の記録) 【薬局と利用者の連携】電子版お薬手帳の情報を薬局側で確認できる機能 【薬局と利用者の連携】薬局(薬剤師)と利用者のチャット機能 【その他】かかりつけ薬局の登録
		【その他】登録した医薬品情報の概要を表示する機能 【その他】副作用の記録 上記以外のアプリ機能
14。	問8- プリ	1 (問8で「上記以外のアプリ機能」を選択した場合)改善が必要なア 機能をご回答ください。

15。	問9 問8で回答した機能のうち、最も改善が必要な機能を一つ教えてくだ * さい。
	1 つだけマークしてください。
	──【服薬管理】服薬タイミングのアラーム(朝昼夜等、お薬を飲むタイミング のお知らせ)
	【服薬管理】服薬状況の記録(どのお薬をいつ何錠飲んだ、等の記録)
	【薬局と利用者の連携】電子版お薬手帳の情報を薬局側で確認できる機能
	【薬局と利用者の連携】薬局(薬剤師)と利用者のチャット機能
	【その他】かかりつけ薬局の登録
	【その他】登録した医薬品情報の概要を表示する機能
	【その他】副作用の記録
	上記以外のアプリ機能
16。	問10 どのように改善すると良いですか。*
	セルフメディケーションの推進や、要指導医薬品や一般用医薬品も含めた服薬管理の適正化のために、電子版お薬手帳に必要と考える機能を教えてください。
17。	問11 一般用医薬品等の入力に際して、必要と考える機能を教えてくださ *い。(複数選択)
	当てはまるものをすべて選択してください。
	 ☑ JANコードの読み取り機能等を活用して簡便に医薬品情報を取り込む機能☑ 医薬品の用法用量や効能、使用上の注意などを分かりやすく表示する機能☑ その他

問12 一般用医薬品等の適正な販売・使用に当たり、必要と考える機 えてください。(複数選択) 当てはまるものをすべて選択してください。 処方薬や一般用医薬品等との相互作用等に関するアラート機能 正しい服薬方法等に関する案内・通知 不明な点などがあれば登録販売者や薬剤師への相談を勧奨する機能 その他 問12-1 (問12で「その他」を選択した場合)その内容をお答えくだ 問3 受診勧奨や医療機関との連携等を行うに当たり、必要と考える教えてください。(複数選択) 当てはまるものをすべて選択してください。 医療機関にお薬手帳の情報を簡便に共有できる機能 薬局・医療機関間で簡便に連絡ができる機能 (チャット等)		
えてください。(複数選択) 当てはまるものをすべて選択してください。 如方薬や一般用医薬品等との相互作用等に関するアラート機能 正しい服薬方法等に関する案内・通知 不明な点などがあれば登録販売者や薬剤師への相談を勧奨する機能 その他 問12-1 (問12で「その他」を選択した場合)その内容をお答えくだ 問13 受診勧奨や医療機関との連携等を行うに当たり、必要と考える教えてください。(複数選択) 当てはまるものをすべて選択してください。 医療機関にお薬手帳の情報を簡便に共有できる機能		
えてください。(複数選択) 当てはまるものをすべて選択してください。 如方薬や一般用医薬品等との相互作用等に関するアラート機能 正しい服薬方法等に関する案内・通知 不明な点などがあれば登録販売者や薬剤師への相談を勧奨する機能 その他 問12-1 (問12で「その他」を選択した場合)その内容をお答えくだ 問13 受診勧奨や医療機関との連携等を行うに当たり、必要と考える教えてください。(複数選択) 当てはまるものをすべて選択してください。 医療機関にお薬手帳の情報を簡便に共有できる機能		
えてください。(複数選択) 当てはまるものをすべて選択してください。 如方薬や一般用医薬品等との相互作用等に関するアラート機能 正しい服薬方法等に関する案内・通知 不明な点などがあれば登録販売者や薬剤師への相談を勧奨する機能 その他 問12-1 (問12で「その他」を選択した場合)その内容をお答えくだ 問13 受診勧奨や医療機関との連携等を行うに当たり、必要と考える教えてください。(複数選択) 当てはまるものをすべて選択してください。 医療機関にお薬手帳の情報を簡便に共有できる機能		
□ 処方薬や一般用医薬品等との相互作用等に関するアラート機能 □ 正しい服薬方法等に関する案内・通知 □ 不明な点などがあれば登録販売者や薬剤師への相談を勧奨する機能 □ その他 問12-1 (問12で「その他」を選択した場合) その内容をお答えくだ 問13 受診勧奨や医療機関との連携等を行うに当たり、必要と考える教えてください。 (複数選択) 当てはまるものをすべて選択してください。 □ 医療機関にお薬手帳の情報を簡便に共有できる機能	-	
□ 正しい服薬方法等に関する案内・通知 □ 不明な点などがあれば登録販売者や薬剤師への相談を勧奨する機能 □ その他 問12-1 (問12で「その他」を選択した場合) その内容をお答えくだ 問13 受診勧奨や医療機関との連携等を行うに当たり、必要と考える 教えてください。 (複数選択) 当てはまるものをすべて選択してください。 □ 医療機関にお薬手帳の情報を簡便に共有できる機能	当てはま	るものをすべて選択してください。
問13 受診勧奨や医療機関との連携等を行うに当たり、必要と考える 教えてください。(複数選択) 当てはまるものをすべて選択してください。	正し 不明:	い服薬方法等に関する案内・通知 な点などがあれば登録販売者や薬剤師への相談を勧奨する機能
問13 受診勧奨や医療機関との連携等を行うに当たり、必要と考える 教えてください。(複数選択) 当てはまるものをすべて選択してください。		
教えてください。 (複数選択)当てはまるものをすべて選択してください。 医療機関にお薬手帳の情報を簡便に共有できる機能	問12-1	(問12で「その他」を選択した場合)その内容をお答えくだる
教えてください。 (複数選択)当てはまるものをすべて選択してください。 医療機関にお薬手帳の情報を簡便に共有できる機能		
教えてください。 (複数選択)当てはまるものをすべて選択してください。 医療機関にお薬手帳の情報を簡便に共有できる機能		
教えてください。 (複数選択)当てはまるものをすべて選択してください。 医療機関にお薬手帳の情報を簡便に共有できる機能		
当てはまるものをすべて選択してください。		
医療機関にお薬手帳の情報を簡便に共有できる機能		
薬局・医療機関間で簡便に連絡ができる機能(チャット等)	教えてく	ださい。(複数選択)
一 その他	教えてく 当てはまっ	だ さい。(複数選択) るものをすべて選択してください。

問13-2	(問13で「その他」を選	沢した場合)その内容をお答えくだる
問14 そ お答えく		ションの推進のために必要と考える様

電子版お薬手帳の活用全般について教えてください。

	ったと感じますか。
	1 つだけマークしてください。
	そう思うどちらかといえばそう思うどちらかといえばそう思わないそう思わないわからない
26。	問16 電子版お薬手帳を活用することで、利用者が医師に相談しやすくなっ *たと感じますか。
	1 つだけマークしてください。
	そう思うどちらかといえばそう思うどちらかといえばそう思わないそう思わないわからない
27。	問17 電子版お薬手帳を活用することで、利用者に対して助言・指導がしや * すくなったと感じますか。 1 つだけマークしてください。
	そう思うどちらかといえばそう思うどちらかといえばそう思わないそう思わない

問15 電子版お薬手帳を活用することで、利用者が薬剤師に相談しやすくな*

25。

問18 電子版お薬手帳を活用す 感じますか。 (疑義照会、受診 1 つだけマークしてください。		と連携しやすくなった
感じますか。(疑義照会、受診1つだけマークしてください。そう思うどちらかといえばそう思うどちらかといえばそう思わない問18-1 (問18で「そう思う」		と連携しやすくなった
感じますか。(疑義照会、受診1つだけマークしてください。そう思うどちらかといえばそう思うどちらかといえばそう思わなそう思わない問18-1 (問18で「そう思う」		と連携しやすくなった
感じますか。(疑義照会、受診1つだけマークしてください。そう思うどちらかといえばそう思うどちらかといえばそう思わない問18-1 (問18で「そう思う」		と連携しやすくなった
感じますか。(疑義照会、受診1つだけマークしてください。そう思うどちらかといえばそう思うどちらかといえばそう思わない問18-1 (問18で「そう思う」		と連携しやすくなった
感じますか。(疑義照会、受診性力ではですができない。これではマークしてください。これでするのではできます。これでするのではできます。これでするのではできます。これでするのでは、できますができます。これでするのでは、できますができます。これでするのでは、できますができます。これでするのでは、できますができます。これでするのでは、できますができます。これできますができますが、これできますが、これできますが、これできますが、これできますが、これできますが、これできますが、これできますが、これできますが、これできますが、これできますが、これできますが、これできますが、これできますが、これできますが、これできますが、これできますが、これできますが、これできますが、これできますが、これできますが、これできますが、これできますが、これできまればいますが、これできまればいますが、これできまればいますが、これできまればいますが、これできまればいますが、これできまればいますが、これできまればいますが、これできまればいますが、これできまればいますが、これできまればいますが、これできまればいますが、これできまればいますが、これできまればいますが、これできまればいますが、これできまればいますが、これできまればいますが、これできまればいますが、これできまればいますが、これできまればいますが、これできまればいますが、これできまればいますが、これできまればいますが、これできまればいますが、これできまればいますが、これできまればいますが、これできまればいますが、これできまればいますが、これできまればいまればいますが、これできまればいまればいまればいますが、これできまればいまればいまればいますが、これできまればいまればいまればいまればいまればいますが、これできまればいまればいまればいまればいまればいまればいまればいまればいまればいまればい		と連携しやすくなった
感じますか。(疑義照会、受診1つだけマークしてください。そう思うどちらかといえばそう思うどちらかといえばそう思わない問18-1 (問18で「そう思う」		と連携しやすくなった
そう思うどちらかといえばそう思うどちらかといえばそう思わなそう思わない問18-1 (問18で「そう思う」		
どちらかといえばそう思うどちらかといえばそう思わなそう思わない問18-1 (問18で「そう思う」		
どちらかといえばそう思わないそう思わない問18-1 (問18で「そう思う」		
そう思わない問18-1 (問18で「そう思う」		
問18-1 (問18で「そう思う」	~1	
一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一<		
	ビソートかめれ はよこ	記入ください。

問19 います	電子版お楽手帳を沽用することで、服楽管埋の適止化につなかると思 * 「か。
1つだ	けマークしてください。
	そう思う どちらかといえばそう思う どちらかといえばそう思わない そう思わない
問20	問19でそのように回答した理由をご記入ください。*
問21 組・対	電子版お薬手帳の普及や有効活用の推進のために、どのような取 * 対策が必要だと思いますか。

【お問い合わせ先】

令和4年度「データヘルス改革を見据えた次世代型お薬手帳活用推進事業」調査事務局 PwCコンサルティング合同会社 公共事業部

東京都千代田区大手町1-2-1 Otemachi One タワー

メールアドレス: jp_denshi_okusuritechou@pwc.com

担当: 志岐・森田・羽場

【厚生労働省】厚生労働省医薬·生活衛生局 総務課

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。**「送信」ボタン**を押してください。